

平成 26 年度  
下関市包括外部監査結果報告書  
「債権の管理と収納事務について」

平成 27 年3月

下関市包括外部監査人

公認会計士 黒木 賢一郎

## 目次

I	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
(1)	選定した特定の事件(監査テーマ)	1
(2)	監査の対象期間	1
(3)	選定の理由	1
3	監査実施者	2
4	監査の実施期間	2
5	利害関係	2
II	主な監査手続及び監査の範囲	3
1	監査の視点	3
2	監査の方法	3
3	監査の範囲	3
4	監査結果の記載	5
III	下関市の財政状況	6
1	下関市の概況	6
2	下関市の財政状況	7
3	下関市における収入未済額の推移	8
4	下関市における債権回収の取組み	10
(1)	債権管理委員会及び債権回収指導室の設置	10
(2)	新・下関市行政改革大綱集中改革プラン	10
(3)	下関市財政健全化プロジェクト(I期計画)	12
①	プロジェクトの概要	12
②	具体的な取組み	13
③	財政健全化プロジェクト進捗状況	14
IV	債権管理、回収(総論)	15
1	債権の区分と時効	15
(1)	債権の定義	15
(2)	公債権	15
①	公債権の定義	15
②	強制徴収公債権と非強制徴収公債権	16
(3)	私債権	17
(4)	公債権と私債権の判別	17
(5)	時効	18

① 債権の判別と時効期間.....	18
② 時効の起算点.....	18
③ 時効の中断.....	19
④ 時効の停止.....	20
⑤ 時効の完成と時効の援用.....	20
2 滞納整理.....	21
(1) 滞納整理総論.....	21
① 債権管理の流れ.....	21
② 調定と通知.....	21
③ 債権管理簿の整備.....	22
(2) 強制徴収公債権の滞納整理.....	22
① 督促.....	22
② 催告.....	22
③ 徴収猶予.....	22
④ 滞納処分(強制徴収).....	23
⑤ 執行停止.....	23
⑥ 延滞金.....	23
(3) 非強制徴収公債権、私債権の滞納整理.....	23
① 督促.....	23
② 催告.....	24
③ 分割納付.....	24
④ 法的措置.....	24
⑤ 徴収停止.....	24
⑥ 延滞金・遅延損害金(遅延利息).....	25
⑦ 債権放棄(私債権).....	25
3 不納欠損処分.....	26
4 債権管理、回収まとめ.....	27
(1) 債権区分と監査対象債権との関連.....	27
(2) 強制徴収公債権の債権整理フロー.....	28
(3) 非強制徴収公債権の債権整理フロー.....	29
(4) 私債権の債権整理フロー.....	30
V 各論.....	31
1 軽自動車税.....	31
(1) 制度概要.....	31
① 関係法令等.....	31
② 制度の目的.....	31

③ 債権の区分と時効 .....	31
(2) 債権管理部署 .....	31
(3) 軽自動車税の発生 .....	32
① 軽自動車税の算定 .....	32
② 軽自動車・原動機付自転車の登録・抹消等の手続場所 .....	33
③ 減免制度 .....	34
(4) 収納事務 .....	34
① 納付方法 .....	34
② システム処理 .....	35
(5) 収入未済額の管理 .....	35
① 収入未済額等の状況 .....	35
② 収入未済額にかかる回収手続 .....	37
③ 外部業者の利用 .....	42
(6) 監査の結果(意見) .....	43
① 賦課データの入力について .....	43
② 収入未済額の回収手続に関する第三者チェックについて .....	43
2 国民健康保険料 .....	45
(1) 制度概要 .....	45
① 関係法令等 .....	45
② 制度の目的 .....	45
③ 債権の区分と時効 .....	45
(2) 債権管理部署 .....	45
(3) 債権の発生 .....	46
① 国民健康保険の被保険者 .....	46
② 国民健康保険の被保険者の資格取得及び喪失 .....	46
③ 国民健康保険料の納付義務者 .....	47
④ 国民健康保険の保険料 .....	47
⑤ 国民健康保険料の算定 .....	47
⑥ 所得申告書 .....	49
⑦ 国民健康保険料の減免制度 .....	49
(4) 収納事務 .....	50
① 概要 .....	50
② 納付方法 .....	50
③ 第三者行為損害賠償請求の求償事務 .....	51
④ システム処理 .....	52
(5) 収入未済額の管理 .....	52

① 収入未済額等の状況.....	52
② 収入未済額にかかる回収手続.....	54
(6) 監査の結果(指摘事項).....	57
① 国民健康保険に係る所得等の申告書の回収について.....	57
② 国民健康保険に係る所得等の申告書の説明事項について.....	57
③ 下関市外へ転出した滞納者への対応について.....	58
④ 延滞金の請求について.....	58
⑤ 滞納処分の実施について.....	58
(7) 監査の結果(意見).....	59
① 収納率の向上について.....	59
② 滞納処分の推進について.....	59
3 保育料(管内保育料).....	60
(1) 制度概要.....	60
① 関係法令等.....	60
② 制度の目的.....	60
③ 債権の区分と時効.....	60
(2) 債権管理部署.....	60
(3) 保育料の決定.....	61
① 保育所への入所要件.....	61
② 保育料の算定.....	62
③ 収入分位別入所状況.....	64
④ 収入申告.....	65
⑤ 保育料の減免.....	65
(4) 収納事務.....	67
① 概要.....	67
② 納付方法.....	68
③ システム処理.....	68
(5) 収入未済額の管理.....	68
① 収入未済額等の状況.....	68
② 収入未済額にかかる回収手続.....	71
③ 徴収嘱託員の業務.....	73
(6) 監査の結果(指摘事項).....	75
① 課税を証明する書類が未提出の場合の保育料について.....	75
② 保育料決定通知書の記載項目について.....	75
③ 不納欠損処分の実施及び時効の管理について.....	76
④ 督促手数料、延滞金の徴収について.....	76

⑤ 滞納処分(強制徴収)の実施について.....	76
(7) 監査の結果(意見).....	76
① 減免申請の周知について.....	76
② 保育所保育料納付誓約書の署名者について.....	77
③ 時効の管理について.....	77
④ 滞納台帳の記載について.....	77
4 上屋使用料.....	79
(1) 制度概要.....	79
① 関係法令等.....	79
② 事業の目的.....	79
③ 債権の区分と時効.....	79
(2) 債権管理部署.....	79
(3) 上屋使用料の決定.....	79
① 上屋使用料の算定.....	79
② 申請方法.....	80
(4) 収納事務.....	81
① 概要.....	81
② システム処理.....	81
(5) 収入未済額の管理.....	81
① 収入未済額等の状況.....	81
② 収入未済額にかかる回収手続.....	82
③ 収入未済額の内容.....	83
(6) 監査の結果(指摘事項).....	84
① 督促について.....	84
② 法的措置の遅れについて.....	84
5 下水道事業受益者負担金.....	85
(1) 制度概要.....	85
① 関係法令等.....	85
② 事業の目的.....	85
③ 債権の区分と時効.....	86
(2) 債権管理部署.....	86
(3) 下水道事業受益者負担金の決定.....	87
① 下水道事業受益者.....	87
② 賦課対象区域.....	87
③ 負担金の算定及び徴収期間.....	87
④ 徴収猶予、減免措置.....	87

(4) 収納事務.....	90
① 概要.....	90
② 納付方法.....	90
③ システム処理.....	91
(5) 収入未済額の管理.....	93
① 収入未済額等の状況.....	93
② 収入未済額にかかる回収手続.....	96
(6) 監査の結果(指摘事項).....	99
① 滞納処分の実施について.....	99
② 不納欠損処分の実施及び時効の管理について.....	100
6 生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金.....	101
(1) 制度概要.....	101
① 関係法令等.....	101
② 債権の内容.....	101
③ 債権の区分と時効.....	101
(2) 債権管理部署.....	102
(3) 扶助費の決定.....	102
① 生活保護の種類.....	102
② 生活保護による扶助額の算定(平成 26 年4月1日時点の居宅基準).....	103
③ 下関市の各扶助額の推移.....	105
④ 扶助支給までの業務フロー.....	106
(4) 収納事務.....	106
① 概要.....	106
② 納付方法.....	107
(5) 収入未済額の管理.....	108
① 収入未済額等の状況.....	108
② 収入未済額にかかる回収手続.....	110
(6) 監査の結果(指摘事項).....	112
① 適切な生活保護費の決定について.....	112
② 督促状、催告状の発行業務について.....	114
③ 督促状の発行期限について.....	115
④ 督促手数料、延滞金等の徴収について.....	115
⑤ 法的措置について.....	115
(7) 監査の結果(意見).....	116
① 債権徴収体制の整備について.....	116
7 住宅新築資金等貸付金元利収入.....	118

(1) 制度概要.....	118
① 関係法令等.....	118
② 事業の目的.....	118
③ 債権の区分と時効.....	119
(2) 債権管理部署.....	119
(3) 当該債権の発生.....	119
① 貸付条件等及び償還.....	119
② 利息計算.....	121
③ 抵当権の設定等.....	121
④ 連帯保証人の設定.....	121
(4) 収納事務.....	121
① 概要.....	121
② 納付方法.....	122
③ システム処理.....	123
(5) 収入未済額の管理.....	123
① 過年度の償還状況.....	123
② 収入未済額等の状況.....	124
③ 収入未済額にかかる回収手続.....	128
④ 外部業者の利用.....	130
(6) 監査の結果(指摘事項).....	130
① 各種書類の整備について.....	130
② 連帯保証人要件の確認について.....	131
③ 法的措置について.....	131
④ 違約金の徴収免除手続について.....	132
⑤ 誓約書の作成について.....	132
8 福祉援護資金貸付金元利収入.....	133
(1) 制度概要.....	133
① 関係法令等.....	133
② 事業の目的.....	133
③ 債権の区分と時効.....	134
(2) 債権管理部署.....	134
(3) 当該債権の発生.....	134
① 貸付条件等及び償還.....	134
② 利息計算.....	136
③ 抵当権の設定等.....	136
④ 連帯保証人の設定.....	137



(4) 収納事務.....	137
① 概要 .....	137
② 納付方法 .....	137
③ システム処理.....	137
(5) 収入未済額の管理.....	137
① 過年度の償還状況 .....	137
② 収入未済額等の状況.....	138
③ 収入未済額にかかる回収手続.....	143
④ 外部業者の利用 .....	145
(6) 監査の結果(指摘事項) .....	145
① 各種書類の整備について.....	145
② 連帯保証人要件の確認について.....	145
③ 法的措置について.....	146
④ 違約金の徴収免除手続について.....	146
⑤ 誓約書の作成について .....	146
9 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入.....	147
(1) 制度概要.....	147
① 関係法令等 .....	147
② 事業の目的 .....	147
③ 債権の区分と時効 .....	147
(2) 債権管理部署 .....	147
(3) 資金交付の決定 .....	148
① 母子寡婦福祉資金の内容 .....	148
② 連帯保証人及び連帯借主の設定.....	152
③ 母子寡婦福祉資金の交付 .....	153
(4) 収納事務.....	155
① 概要 .....	155
② 納付方法 .....	155
(5) 収入未済額の管理.....	156
① 収入未済額等の状況.....	156
② 収入未済額にかかる回収手続.....	161
(6) 監査の結果(指摘事項) .....	162
① 催告書の発送について .....	162
② 誓約書の作成について .....	163
(7) 監査の結果(意見) .....	163
① 過年度調定分の回収に対する取組みについて .....	163

② 継続貸付案件に対するモニタリングについて .....	164
③ 滞納債権回収事務の外部委託化について .....	165
④ 違約金について .....	165
⑤ 情報の一元化について .....	165
10 住宅使用料 .....	167
(1) 制度概要 .....	167
① 関係法令等 .....	167
② 事業の目的 .....	167
③ 債権の区分と時効 .....	169
(2) 債権管理部署 .....	169
(3) 住宅使用料の決定 .....	170
① 市営住宅の入居要件 .....	170
② 家賃の算定 .....	171
③ 収入分位状況表 .....	172
④ 保証人の設定 .....	172
⑤ 収入申告 .....	173
⑥ 家賃の減免・徴収猶予 .....	175
(4) 収納事務 .....	176
① 概要 .....	176
② 納付方法 .....	177
③ システム処理 .....	178
(5) 収入未済額の管理 .....	178
① 収入未済額等の状況 .....	178
② 収入未済額にかかる回収手続 .....	181
③ 指定管理者の利用 .....	183
(6) 監査の結果(指摘事項) .....	184
① 市税滞納の有無の確認について .....	184
② 保証人要件の確認について .....	184
③ 退去者に対する取立てについて .....	185
④ 延滞金について .....	185
⑤ 分納誓約書の作成について .....	185
(7) 監査の結果(意見) .....	185
① 収入未申告者への対応について .....	185
② 代理納付制度について .....	186
③ 法的措置について .....	186
④ 保証人に対する履行請求について .....	186

11	土地貸付収入 .....	187
	(1) 制度概要 .....	187
	① 関係法令等 .....	187
	② 事業の目的 .....	187
	③ 債権の区分と時効 .....	187
	(2) 債権管理部署 .....	187
	(3) 土地貸付料の決定 .....	187
	① 土地貸付料の算定 .....	187
	② 貸付状況 .....	188
	③ 連帯保証人の設定 .....	188
	(4) 収納事務 .....	189
	① 概要 .....	189
	② 納付方法 .....	189
	③ システム処理 .....	189
	(5) 収入未済額の管理 .....	189
	① 収入未済額等の状況 .....	189
	② 収入未済額にかかる回収手続 .....	191
	(6) 監査の結果(指摘事項) .....	193
	① 賃貸契約書の管理について .....	193
	② 契約更新時における連帯保証人要件の確認について .....	193
	③ 督促手続の発行期限について .....	193
	④ 催告手続について .....	193
	⑤ 遅延利息について .....	193
	⑥ 分納誓約について .....	194
	⑦ 法的措置について .....	194
	(7) 監査の結果(意見) .....	194
	① 債権管理体制について .....	194
	② 口座振替について .....	194
	③ 連帯保証人に対する督促及び催告について .....	194
VI	総括 .....	195
1	監査の結果(意見) .....	195
	(1) 共通事項 .....	195
	① 個別の債権に対応した管理マニュアルの策定(全般) .....	195
	(2) 新規滞納の発生抑制について .....	195
	① 納付方法の多様化による納付機会の拡大 .....	195
	(3) 効果的・効率的な債権回収について .....	196

① 債権管理条例の早期制定 .....	196
② 債権回収体制の整備 .....	197
③ 民間の債権回収業者の活用 .....	197

報告書の数値は、原則として千円単位(切捨て)で表記を行っている。ただし、出所等の関係により億円単位で表記を行っている箇所もある。また、小数点については、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表記している。

そのため、本報告書の本文、図表に記載されている合計数値は、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

## I 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

#### (1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

債権の管理と収納事務について

#### (2) 監査の対象期間

平成 25 年度

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

#### (3) 選定の理由

下関市では、市税収入の伸び悩みや平成 17 年の合併による特例措置適用期限の終了に伴う普通交付税の大幅な減少など、今後厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、喫緊の課題である深刻な財源不足を克服し、また中長期的に持続可能な財政基盤の構築を図るために、「下関市財政健全化推進本部」を平成 24 年 2 月に設置し、具体的な実行計画である「下関市財政健全化プロジェクト( I 期計画)」を平成 24 年 9 月に策定している。

当該プロジェクトでは、平成 26 年度までの財源不足を確実に回避するとともに、平成 27 年度以降の持続的な財政基盤を確立するため歳入・歳出の両面から財源確保の取組みを推進し、将来的に見込まれる財源不足に備え、財政の基礎体力の向上を図るために 15 項目の対策を実施することとしている。これらの対策のうち、「未収金の回収と発生防止」は、他の対策と比較しても数値目標が多額であり、また、収納率を向上させる取組みは、市民負担の公平性を確保し、行政への信頼性を高める上からも非常に重要な項目である。

以上の理由から、未収金の債権管理・収納事務を監査対象事件の候補として予備調査をはじめたところ、債権の種類、担当部署によって収納率が大きく異なっているなど、必ずしも全ての債権について同様の回収促進が図られているわけではないことが判明した。費用対効果の観点からは、未収金額が多額の債権について重点的に回収を図ることも重要であるが、公平性の観点からは、債権種別によって収納率が大きく異なることは望ましくない。さらに、下関市では、原則として債権の管理事務及び回収事務を各調定部署が自ら行っているが、債権管理、回収は一定のノウハウが必要であり、また、債権の属性も様々であるため、各部署間でその事務の執行に濃淡があることが考えられる。

このような観点から、収納率が低く、かつ、実質的な未収金額が多い以下の債権について、その管理及び収納事務を監査テーマとした。

(単位:千円、%)

課所名	債権名称	平成25年度末 収入未済額	平成25年度 収納率
納税課	軽自動車税	51,250	90.8
保険年金課	国民健康保険料	1,977,282	73.0
こども育成課	保育料(管内保育料)	104,529	91.5
港湾局施設課	上屋使用料	44,512	69.8
下水道課、北部事務所	下水道事業受益者負担金	66,714	65.8
生活支援課	生活保護法第63条返還金・第78条徴収金	229,615	21.2
人権・男女共同参画課	住宅新築資金等貸付金元利収入	83,135	2.5
同	福祉援護資金貸付金元利収入	99,779	0.3
こども家庭課	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	88,795	33.4
建築住宅課	住宅使用料	740,175	61.5
同	土地貸付収入	60,932	33.8

### 3 監査実施者

包括外部監査人	公認会計士	黒木 賢一郎
外部監査人補助者	同	千々松 英樹
同	同	谷口 悦子
同	同	植木 豊
同	同	前田 拓哉
同	同	長谷部 丈
同	同	猿渡 慎也

### 4 監査の実施期間

平成26年6月2日より平成27年3月17日まで

### 5 利害関係

包括外部監査人及び外部監査人補助者らは、いずれも監査対象事件につき地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

## II 主な監査手続及び監査の範囲

### 1 監査の視点

後述する「IV 債権管理、回収(総論)」にも記載のとおり、地方公共団体は様々な種類の債権を有し、関連する法規制や管理部署も多岐に亘っているため、各債権の特性により適切な管理体制を確立する必要がある。

例えば、収納率を向上させるという目的に対して、税金等のように不可避免的に債権が発生するものと貸付金のように市の意思決定によって債権が発生するものとは、取り得る手段は異なってくる。また、債権の種類によって関連する法規制も様々であることから、時効期間、強制徴収等の手続も異なってくる。そこで、監査人は監査の視点として以下を設定した。

- ・ 債権管理が、地方自治法、条例、規則等に従って適切に行われているか。
- ・ 債権管理が、債権の特性に応じて、効率的かつ効果的に行われているか。
- ・ 債権回収が、債権の特性に応じて、公平に行われているか。
- ・ 収納率改善目標に対して、債権の特性に応じた方法が採用されているか。

### 2 監査の方法

監査対象となる債権を管理する各課所に対して、質問状を送付し、対象債権の特性等を把握した。また、入手した回答に従って、債権の発生から回収あるいは不納欠損処分までの業務フローを中心に追加の質問及び関係資料の閲覧等を実施した。

### 3 監査の範囲

平成 25 年度末の収入未済債権のうち、金額が 30,000 千円以上で、かつ、平成 25 年度の収納率が 95%を下回っているものを対象とした。ただし、要件に合致しているが債権の特性等を鑑み監査の対象外とした債権もある。

収入未済額が 30,000 千円以上で、かつ、収納率が 95%を下回っている債権は次表のとおりである。

主な監査手続及び監査の範囲

図表 2-3-1

(単位:千円、%)

課所名	会計区分	債権名称	現年度+過年度					監査の 範囲
			調定金額	収入金額	不納 欠損額	収入未済額	収納率	
納税課	一般会計	軽自動車税	599,656	544,355	4,049	51,250	90.8	対象
納税課	一般会計	特別土地保有税	329,630	—	—	329,630	0.0	対象外
保険年金課	国民健康保険 特別会計	国民健康保険料	8,718,260	6,360,989	379,988	1,977,282	73.0	対象
こども育成課	一般会計	保育料(管内保育料)	1,272,843	1,164,349	3,964	104,529	91.5	対象
港湾局施設課	港湾特別会計	上屋使用料	147,552	103,039	—	44,512	69.8	対象
下水道課	下水道事業会計	下水道事業受益者負担金	184,796	129,228	3,688	51,878	69.9	対象
北部事務所	下水道事業会計	下水道事業受益者負担金	25,849	9,320	1,692	14,835	36.1	対象
生活支援課	一般会計	生活保護法第 63 条返還 金・第 78 条徴収金	324,098	68,679	25,803	229,615	21.2	対象
人権・男女共同 参画課	一般会計	住宅新築資金等貸付金元 利収入	85,300	2,165	—	83,135	2.5	対象
人権・男女共同 参画課	一般会計	福祉援護資金貸付金元利 収入	100,080	301	—	99,779	0.3	対象
こども家庭課	母子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	母子寡婦福祉資金貸付金 元利収入	133,303	44,508	—	88,795	33.4	対象
建築住宅課	一般会計	住宅使用料	1,920,970	1,180,794	—	740,175	61.5	対象
建築住宅課	一般会計	土地貸付収入	92,091	31,159	—	60,932	33.8	対象
病院管理課	病院事業会計	入院患者負担収益	34,861	206	—	34,655	0.6	対象外
お客さま サービス課	水道事業会計	水道料金	6,832,565	6,168,459	6,319	657,786	90.3	対象外
お客さま サービス課	公共下水道 事業会計	下水道使用料(公共)	3,964,198	3,539,034	32,701	392,462	89.3	対象外

(出所: 下関市債権管理委員会資料より作成)



なお、監査の範囲とする基準金額と収納率のいずれの要件も満たすが、選定の対象外とした債権は、特別土地保有税、入院患者負担収益、水道料金、下水道使用料(公共)であり、対象外とした理由はそれぞれ以下のとおりである。

債権名称	対象外とした理由
特別土地保有税	特別土地保有税は平成 15 年度以降課税が停止されており、新規の発生はない。現在、収入未済となっている金額は、全てその存在に関して係争中であるなど、包括外部監査の選定理由になじまないため、対象外としている。
入院患者負担収益	下関市立豊浦病院は平成 28 年4月に指定管理者である山口県済生会に譲渡することが決まっており、また、現在の収入未済額の管理についても山口県済生会が行っているため、対象外としている。
水道料金	下関市の水道料金の調定は検針月となっており、納期限は検針月の翌月である。そのため、3月末で収入未済となっている金額は、納期限未到来の債権が大部分である。平成 25 年度末の収入未済額のうち、納期限が到来して実際に回収された金額を除いた実質的な収入未済額は 66,565 千円、収納率は 98.8%となり、対象債権選定基準を満たさないことから、対象外としている。
下水道使用料(公共)	下関市の下水道使用料(公共)の調定は検針月となっており、納期限は検針月の翌月である。そのため、3月末で収入未済となっている金額は、納期限未到来の債権が大部分である。平成 25 年度末の収入未済額のうち、納期限が到来して実際に回収された金額を除いた実質的な収入未済額は 75,250 千円、収納率は 97.1%となり、対象債権選定基準を満たさないことから、対象外としている。

#### 4 監査結果の記載

監査の結果に関しては、「指摘事項」及び「意見」に区分して記載している。本報告書において、両者は以下のように定義している。

- 指摘事項 地方自治法第 252 条の 37 第5項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、法令または規則等に照らして改善を要する必要があると判断したもの。
- 意見 地方自治法第 252 条の 38 第2項に定められている「監査の結果に添えて提出する意見」であり、将来のために改善・改良していくことが望ましいと判断したもの。

### III 下関市の財政状況

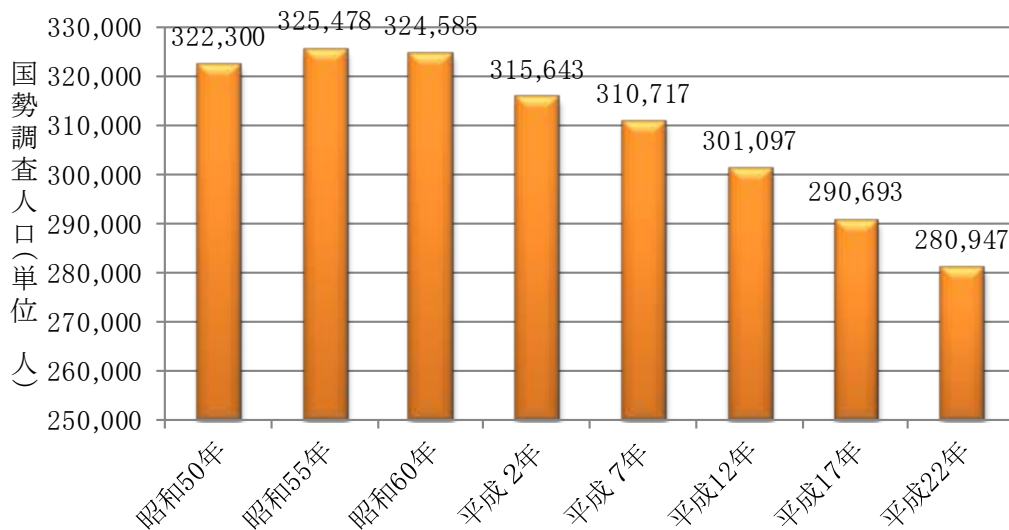
#### 1 下関市の概況

下関市は、本州の最西端に位置し、山口県最多の人口を擁する都市である。現在の下関市は、平成 17 年 2 月 13 日に、旧下関市、旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町が合併して発足しており、市域は東京 23 区の 1.2 倍という規模である。

合併に伴い法定人口が 30 万人を超えたため、下関市は平成 17 年 10 月 1 日に国から中核市の指定を受けている。

次表のとおり、下関市の人口(旧4町の人口を含む。)は、昭和 55 年までは増減を繰り返しながらも微増傾向であったが、昭和 60 年以降は減少傾向となっており、平成 22 年 10 月 1 日の国勢調査人口は 280,947 人となっている。

図表3-1-1



(出所:国勢調査報告)

(注)各年とも10月1日現在

上記のように、昭和 60 年以降人口は減少傾向にあり、この傾向がそのまま続けば、平成 52 年には人口が 20 万人を割り込むことが予想されている。

また、少子高齢化の進展により、平成 26 年 4 月 1 日現在における 65 歳以上の住民基本台帳人口は 85,623 人となっており、高齢化率は 31.0%と全国平均 25.1%(平成 25 年 10 月 1 日現在)を上回っている状況である。

2 下関市の財政状況

平成 21 年度から平成 25 年度までの一般会計における決算状況は次表のとおりである。

図表 3-2-1

(単位:千円)

決算状況		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入総額	市の自主財源	52,150,571	49,302,705	50,606,761	49,739,936	49,462,520
	市税	35,102,796	34,183,610	34,293,076	33,892,543	33,705,173
	使用料及び手数料	3,838,072	3,981,850	3,739,617	3,642,454	3,653,774
	財産収入・諸収入等	13,209,703	11,137,245	12,574,068	12,204,939	12,103,573
	国・県等に依存する財源	59,053,177	57,650,711	58,980,446	57,072,274	58,853,704
	国県支出金	28,013,569	24,196,887	25,066,226	23,565,155	25,569,693
	地方交付税	26,418,506	28,888,935	29,511,629	29,444,732	29,077,257
	地方譲与税・地方特 例交付金等	4,621,102	4,564,889	4,402,591	4,062,387	4,206,754
	市債	16,390,424	11,423,270	15,719,575	12,350,099	20,910,976
	歳入決算額	127,594,172	118,376,686	125,306,782	119,162,309	129,227,200
歳出総額	人件費	22,349,892	22,194,437	21,734,312	21,080,340	20,612,393
	物件費	12,712,363	12,581,879	13,255,127	12,669,772	12,722,466
	維持補修費	1,285,136	1,275,886	1,251,585	1,330,223	1,315,477
	扶助費	20,424,673	24,169,022	25,366,602	25,861,773	25,888,399
	補助費等	14,187,748	9,619,044	9,679,871	8,740,260	8,846,227
	普通建設事業費	20,415,300	12,621,206	14,510,297	12,205,197	22,307,437
	災害復旧事業費	191,831	1,063,582	714,766	330,559	343,486
	公債費	13,518,277	12,438,545	15,860,284	13,587,531	13,403,428
	積立金	920,946	985,255	898,755	2,150,977	2,904,718
	投資及び出資金	334,428	225,166	1,129,142	229,031	201,949
	貸付金	4,894,139	3,820,783	3,720,898	3,503,607	3,187,800
	繰出金	12,477,285	13,153,326	13,270,693	13,899,429	13,880,995
	歳出決算額	123,712,018	114,148,131	121,392,332	115,588,699	125,614,775
歳入歳出差引額	3,882,154	4,228,555	3,914,450	3,573,610	3,612,425	
翌年度繰越財源	478,707	805,777	466,594	573,700	379,392	
実質収支	3,403,447	3,422,778	3,447,856	2,999,910	3,233,033	
単年度収支	829,931	19,331	25,078	▲ 447,946	233,123	

(出所: 下関市決算の概要より作成)

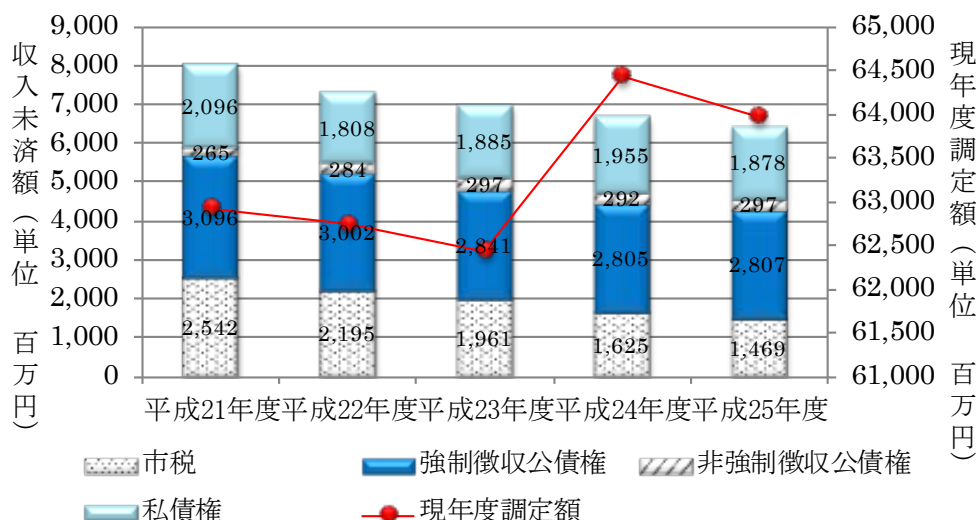
歳入に関しては、市税などの市の自主財源が減少傾向にあり、結果として地方交付税などの国・県等に依存する財源や市債の割合が高まってきている。その一方で、歳出に関しては、人件費、扶助費及び公債費のいわゆる義務的経費が決算総額に占める割合は50%程度となっており、特に扶助費の増加により、財政の硬直化が顕著になってきている。そのため、平成25年度における経常収支比率（地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合）は、94.7%と42中核市の中でも4番目に高い水準となっている。

今後も引き続き人口の減少による市税収入の減少が予想され、また、平成27年度以降は合併特例期間の終了に伴い普通交付税の減少が確実な状況である。一方で歳出面では、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加等により義務的経費が増加することが見込まれている。

### 3 下関市における収入未済額の推移

平成21年度から平成25年度までの現年度調定額と各年度末における収入未済額は次表のとおりである。なお、平成24年度から競艇事業に公営企業会計方式を適用したため、当該事業の営業収益に関して収入未済額が発生している。ただし、当該収入未済額に関しては、翌会計年度に全額回収され、かつ会計処理方法の変更に伴うものであることから、以下の分析からは除外している。

図表3-3-1



(出所: 下関市債権管理委員会資料より作成)

(注)市税は強制徴収公債権であるが別掲表示としている。

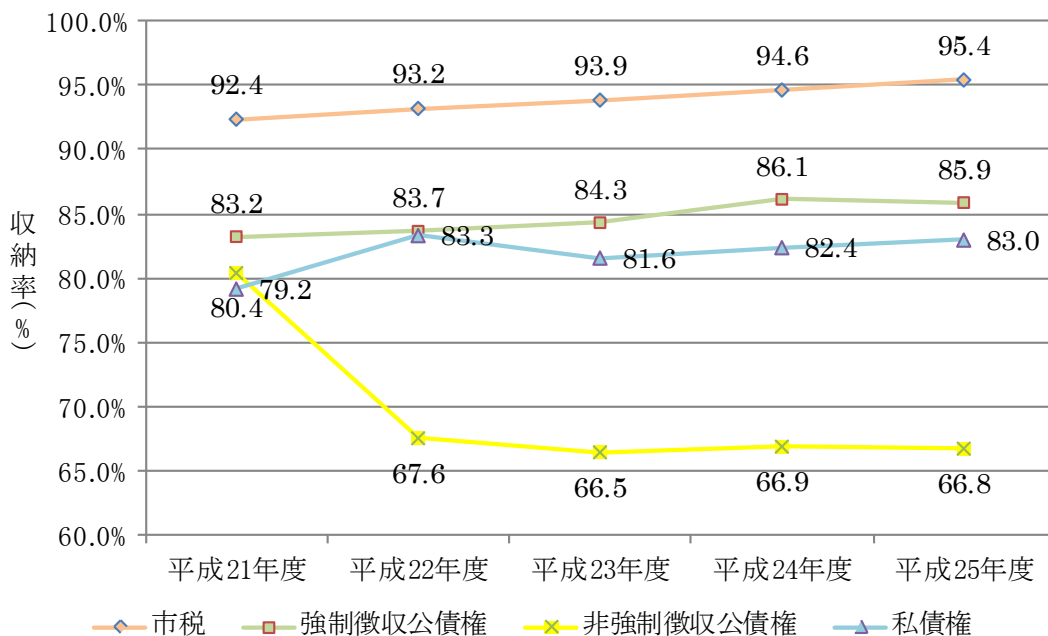
収入未済債権はその性質に応じて、市税、強制徴収公債権(市税を除く)、非強制徴収公債権、私債権の4つに大きく区分しており、それぞれの内容は、「IV 債権管理、回収(総論)」に記載している。なお、旧4町で採用されていた国民健康保険税(地方税法第703条の4)は

強制徴収公債権(市税を除く)に含めている。

上記のように、現年度調定額は増加しているものの、収入未済額は全体として減少傾向にある。これは、市税の収入未済額全体が減少していることが大きな要因である。

また、平成 21 年度から平成 25 年度までの債権区分別の収納率は次表のとおりである。

図表3-3-2



(出所: 下関市債権管理委員会資料より作成)

この表のとおり、市税は比較的高水準の収納率となっているが、それ以外の債権は市税ほどの収納率となっていない。

強制徴収公債権(市税を除く)に関しては、調定額でその約 40%を占める国民健康保険料の収納率が平成 25 年度で 73.0%と低い水準にあることが、収納率を押し下げている要因と考えられる。

非強制徴収公債権に関しては、調定額でその約 30%を占める生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金の収納率が平成 25 年度で 21.2%と低い水準にあることが、収納率を押し下げている要因と考えられる。なお、平成 21 年度においては、非強制徴収公債権の調定額の約 20%を占めていた老人医療費返納金(老人保健特別会計)の収納率が 99.8%と高かったことが、非強制徴収公債権全体の収納率を押し上げていたが、平成 22 年度からはその特殊要因がなくなったために、非強制徴収公債権全体の収納率も低下している。

私債権に関しては、場間場外舟券収益等を除いた調定額のうち 20%弱を占める住宅使用料の収納率が平成 25 年度で 61.5%と低い水準にあることが、収納率を押し下げている要因であると考えられる。

#### 4 下関市における債権回収の取組み

##### (1) 債権管理委員会及び債権回収指導室の設置

下関市では、全庁的な債権管理の適正化を推進するために、平成 15 年に債権管理委員会を設置し、未収債権の状況把握や各種研修会を実施するなどの取組みを行っている。

また、平成 22 年には財政部納税課に債権回収指導室を設置し、債権の管理及び税以外の債権の回収にかかる指導、助言及び研修等を行っている。

さらに、平成 24 年には財政部納税課主導で「下関市債権管理マニュアル」を整備し、全庁的に展開している。下関市債権管理マニュアルは、債権管理に関する必要な知識やノウハウをまとめた標準的・共通的なマニュアルであり、債権区分の説明や各種様式等が記載されている。

##### (2) 新・下関市行政改革大綱集中改革プラン

下関市では、平成 17 年 11 月に「新・下関市行政改革大綱」を策定し、効率的な行政基盤の再構築を目指して行政改革に取り組んでいた。当該大綱の集中改革プランは、全 172 項目が挙げられ、計画期間を平成 22 年 3 月末までとして取組みを行っていた。

当該プラン実行の結果、歳入増効果として 7,091,562 千円、歳出削減効果として 6,773,347 千円の計 13,864,909 千円の経済効果を上げている。このうち、歳入増効果として、滞納整理の着実な実施による市税収納率の向上として 6,243,064 千円、市営住宅家賃徴収の着実な実施として 78,263 千円の経済効果を上げており、収納率の向上は歳入増効果が大きいことがうかがえる。

これら2項目の具体的な実施内容及び経済効果は次のとおりである。

所管	財政部納税課																																			
項目名	滞納整理の着実な実施による市税収納率の向上																																			
実施内容	<p>平成 17 年度から①地区別担当制の導入、②催告状による催告、③休日・夜間の臨戸、④県との共同催告、臨戸、⑤管理職員共同休日臨戸、⑥債権差押の強化及び⑦不動産公売の実施等の取組を行った。</p> <p>また、平成 18 年度には試験的に休日・夜間窓口の開設を行い、成果が得られたため平成 20 年度から本格的に導入した。</p> <p>平成 19 年度には動産差押及び公売の実施にも取り組みを行った。</p> <p>これらの結果、平成 20 年度に当初平成 21 年度までに達成するとしていた目標収納率の 91%を達成したため、平成 21 年度には更なる収納率向上を目指し「市税収納率向上アクション・プラン」を策定した。</p> <p>また平成 21 年度には、更なる収納率向上のために総合支所管内の徴収体制の強化のため豊浦総合支所内に収納対策室を設置し、市税コールセンターの設置も行った。</p>																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">市税収納率</th> <th rowspan="2">主な取組内容の実績</th> </tr> <tr> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>—</td> <td>87.30%</td> <td>(1)債権差押強化 5年間で6,190件実施</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>87.50%</td> <td>88.40%</td> <td>(2)インターネット公売の実施 5年間で18件</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>88.90%</td> <td>89.50%</td> <td>(3)夜間・休日窓口の開設 年間計45日開設</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>89.40%</td> <td>90.70%</td> <td>(H18～H21)計1,155件の利用</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>91.00%</td> <td>91.80%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>91.00%</td> <td>92.40%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						年度	市税収納率		主な取組内容の実績	目標値	実績値	H16	—	87.30%	(1)債権差押強化 5年間で6,190件実施	H17	87.50%	88.40%	(2)インターネット公売の実施 5年間で18件	H18	88.90%	89.50%	(3)夜間・休日窓口の開設 年間計45日開設	H19	89.40%	90.70%	(H18～H21)計1,155件の利用	H20	91.00%	91.80%		H21	91.00%	92.40%	
年度	市税収納率		主な取組内容の実績																																	
	目標値	実績値																																		
H16	—	87.30%	(1)債権差押強化 5年間で6,190件実施																																	
H17	87.50%	88.40%	(2)インターネット公売の実施 5年間で18件																																	
H18	88.90%	89.50%	(3)夜間・休日窓口の開設 年間計45日開設																																	
H19	89.40%	90.70%	(H18～H21)計1,155件の利用																																	
H20	91.00%	91.80%																																		
H21	91.00%	92.40%																																		
実施状況	H17	H18	H19	H20	H21	5年間の取組効果																														
	実施中	実施中	実施中	実施中	実施済																															
経済効果 (千円)	418,565	826,624	1,335,166	1,786,081	1,876,628	6,243,064																														

(出所:新・下関市行政改革大綱集中改革プラン実績報告)

所管	建設部建設住宅課					
項目名	市営住宅家賃徴収の着実な実施					
実施内容	平成 18 年度より下記の徴収対策を実施し、収納率を平成 16 年度 91.6%から平成 21 年度 95.0%に引き上げた。 ①夜間休日臨戸の実施。 ②文書・電話による催告及び臨戸訪問の強化。 ③無断退去等による家賃滞納額の増加を防ぐため、明渡し届の提出の指導。 ④高額及び悪質滞納者に対して明渡し訴訟の実施。 また、平成 21 年度からは市営住宅指定管理者と連携し、家賃収納業務の強化に努めた。					
実施状況	H17	H18	H19	H20	H21	5年間の取組 効果
	検討中	実施中	実施中	実施中	実施済	
経済効果 (千円)		1,223	13,224	23,701	40,115	78,263

(出所:新・下関市行政改革大綱集中改革プラン実績報告)

### (3) 下関市財政健全化プロジェクト(I 期計画)

#### ① プロジェクトの概要

下関市では、平成 24 年9月に「下関市財政健全化プロジェクト(I 期計画)」を策定し、歳入・歳出両面からの財源確保の取組みを推進している。当該プロジェクトは、I 期を平成 25 年度から平成 27 年度までの3年間とし、平成 28 年度以降をII 期として計画されている。

I 期計画では、中期財政見通しによる各年度の財源不足額の解消を図る対策を実施するとともに、中長期的な視点で取り組むべき財源確保対策に着手することとされている。また、中期財政見通しで見込まれる財源不足額については、予算編成段階で内部管理経費などの経常経費や政策的経費等の見直しを行うことで財源不足額を圧縮することも合わせて実施し、財源不足の解消を目指すことになっている。当該予算編成段階での歳出削減及び財政健全化プロジェクトにおける取組みの目標額等は次表のとおりである。



図表 3-4-1

※一般財源ベース

(単位:億円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度
要調整額<対策前>	▲32.0	▲44.0	▲48.2	▲54.9
1. 予算編成段階での事務事業の見直し等による歳出削減		10.0	15.0	20.0
2. 財政健全化プロジェクトにおける取組み				
(1)未収金の回収		4.0	3.6	3.4
(2)新たな歳入の確保(自動販売機設置公募制導入等)		0.3	0.3	0.3
(3)公共工事のコスト縮減		0.2	0.2	0.2
(4)人件費の抑制		0.3	1.0	3.4
(5)資金運用の見直し			1.4	1.4
(6)保有財産の活用(特定目的基金取崩し、財産の売却等)	12.0	12.0	12.0	12.0
対策額計	12.0	16.8	18.5	20.7
今後の要調整額<対策後>	▲20.0	▲17.2	▲14.7	▲14.2
財政調整基金取崩し額(予算編成時)	20.0	17.2	14.7	14.2
財政調整基金積立額(決算時)	13.2	14.8	14.8	14.8
財政調整基金現在高(見込)	85.3	82.9	83.0	83.6

(出所: 下関市財政健全化プロジェクト(I期計画))

## ② 具体的な取組み

下関市財政健全化プロジェクト(I期計画)における財源確保対策として、①未収金の回収と発生防止、②受益者負担の適正な見直し、③税率の見直し・法定外税の導入検討、④未利用財産の売却・有効活用、⑤基金の戦略的活用、⑥公有財産の有効活用、が掲げられている。また、歳出改革の推進としては、①人件費の抑制、②公共工事のコスト縮減、③公共関与の透明性確保、④資金運用の見直し、⑤予算編成システムの見直し、⑥公共施設マネジメントが掲げられている。

これらのうち、財源確保対策に掲げられている「①未収金の回収と発生防止」の具体的な内容や数値目標等は次表のとおりである。

図表 3-4-2

取組方針1	未収金の回収と発生防止				
<p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市税や国民健康保険料、保育料などの市の債権は、ほとんどの市民が納付期限内に納付しているにもかかわらず、納付しない滞納者がおり、多額の収入未済金が発生。</li> <li>➤ 地方税法の滞納処分の例により強制徴収できる債権は、納付資力など実態把握に努め、処分可能な財産があれば適時差押処分を実施する。</li> <li>➤ 滞納処分できない債権は、支払督促を実施するなど、訴訟等法的措置を視野に滞納整理を進める。</li> <li>➤ 適切で効率的な債権管理を行うため、債権管理条例の制定について検討する。</li> </ul>	<b>【年次計画・数値目標】</b>				
	<b>内容</b>	<b>24年度</b>	<b>25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>
	未収金削減目標額の設定	-----			
	債権管理システム構築	-----	-----		
	未収金回収集中取組期間		★		
財政効果(千円)		404,000	356,000	336,000	
<p><b>【効果】</b></p> <p>住民負担の公平性・公正性の確保 回収業務の効率化</p>					

(注) 財政的な効果が確認できる時期に「★」印を記入している。

(出所: 下関市財政健全化プロジェクト(I期計画))

### ③ 財政健全化プロジェクト進捗状況

未収金の回収と発生防止に関しては、平成24年度において回収目標額(財政効果)の設定をしている。その後、平成25年度から平成27年度までを集中取組期間として未収金の回収を強化した結果、平成25年度は回収目標額404,000千円に対し、実績398,937千円となっている。なお、平成25年度においては、下関市債権管理マニュアルの改訂(平成26年2月)、「債権管理システム」の整備完了(平成26年3月)、債権管理・回収スキル研修等の実施、債権管理条例制定の準備等が行われている。

## IV 債権管理、回収(総論)

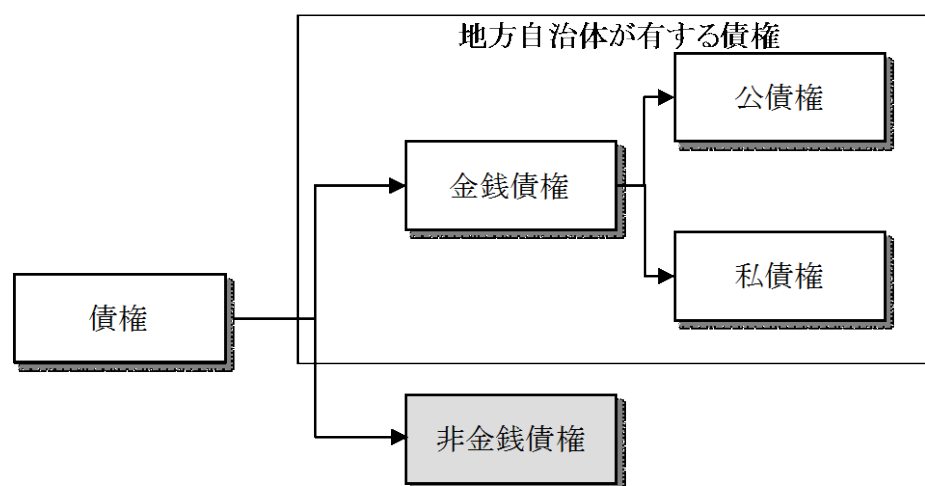
### 1 債権の区分と時効

#### (1) 債権の定義

債権には金銭債権と非金銭債権があるが、地方自治法では、債権を金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利と規定しており(同法第 240 条第1項)、したがって、金銭債権のみが地方自治体が有する債権となる。これを受けて、下関市会計規則が定める市の債権も、金銭の給付を目的とする市の一切の権利と定義している(同規則第 118 条第1項)。

さらに地方自治体が有する債権は、「公法上の債権」と「私法上の債権」の大きく2つに判別され、一般的に公法上の債権は「公債権」、私法上の債権は「私債権」と呼ばれている。

図表4-1-1



#### (2) 公債権

##### ① 公債権の定義

公債権とは、法律上の定義はないが、公法上の原因(処分)に基づいて発生する債権であるとされており、「地方自治法第 231 条の3第1項に規定する歳入に関する債権」や「地方税法第1条第1項第4号に規定する地方税に係る債権」等が該当する。

「地方自治法第 231 条の3第1項に規定する歳入に関する債権」とは、「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入」と規定されているが、事業名等が入った具体的な債権名までは明記されていない。したがって、地方自治法だけでは、公債権がどのような範囲まで含まれるか明確にならない場合が多い。

② 強制徴収公債権と非強制徴収公債権

公債権は、その債権の性質により、地方自治体が強制徴収できる公債権(以下、「強制徴収公債権」という。)と強制徴収ができない公債権(以下、「非強制徴収公債権」という。)に区分される。強制徴収とは、特定の義務履行を果たすために、債務者に対して義務の履行を強要することである。

地方自治法第 231 条の3第3項では、「分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」は「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」とされているため、この同法第 231 条の3第3項に規定される債権と地方税が強制徴収公債権である。なお、「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」には、同法附則第6条で定められている使用料等と個別の法律で強制徴収の規定が定められているものがあり、具体的には以下のとおりである。

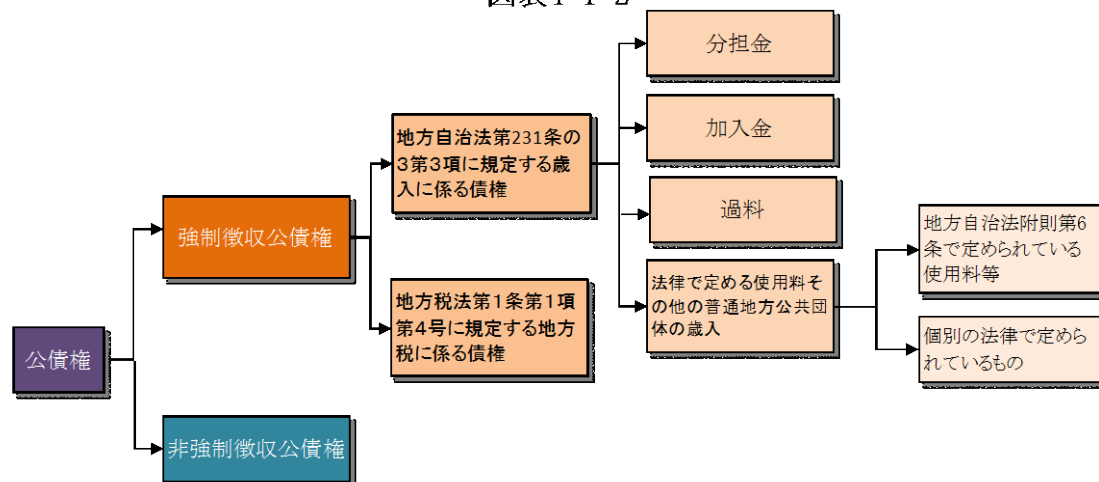
地方自治法附則第6条で定められている使用料等

- ・ 港湾の入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭(港湾法)
- ・ 土地改良事業の施行に伴う清算金、仮清算金その他の金銭(土地改良法)
- ・ 公共下水道の損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料(下水道法)
- ・ 漁港利用の対価、負担金、土砂採掘料、占用及び過怠金(漁港漁場整備法)

個別の法律で強制徴収の規定が定められている例

- ・ 国民健康保険料(国民健康保険法第 79 条の2)
- ・ 保育料(児童福祉法第 56 条第 10 項)
- ・ 下水道事業受益者負担金(都市計画法第 75 条第5項)
- ・ 道路占用料(道路法第 73 条)
- ・ 河川占用料(河川法第 74 条)
- ・ 母子保健法に基づく負担金(母子保健法第 21 条の4) など

図表4-1-2



## (3) 私債権

公債権と同様、私債権についても法律上の定義はないが、私法上の原因(契約、不法行為、事務管理、不当利得)に基づいて発生する債権をいう。

## (4) 公債権と私債権の判別

市が有する債権が公債権であるか私債権であるかによって、債権管理及び回収手段に大きな違いが生じることになるため、両者の判別は非常に重要である。しかし、公債権と私債権の判別について法律等で明示されているものはないため、個々の債権の発生に関係する法律行為の内容に従って債権の性質を判別する必要がある。

通常、一連の事務の事務にかかる法律関係は、公法か私法に分けることが可能であるとされる。しかし、公法に属する事務の一部について、私法が適用される場合もある。

このことから、公債権・私債権の判別には、債権が生じる原因についての法律関係を判別する必要がある。

下関市では、上記の判別に資するため下関市債権管理マニュアルにおいて、公債権・私債権の判別の原則を以下のように定めている。

**債権判別の原則**

債権が発生した原因となる法律行為について、債権債務が生じた場面の法律関係を、個別具体的に検討して債権の性質を判別する。

また、下関市債権管理マニュアルでは、上述の債権判別の原則に則り、実務上、債権を判別する際の基準として、以下のとおりの着眼点を提供している。

**公債権・私債権の判別の着眼点**

【公債権】次の着眼点に適合する場合は公債権とする。

- (1) 法令等で公債権と明確に位置付けられている場合
  - ① 租税に関するもの
  - ② 地方自治法及び個別法により「地方税の滞納処分の例」及び「国税の滞納処分の例」により債権管理を行うもの
- (2) 行政処分による場合
  - ① 法令が優越的な地位に基づく意思の発動を適法とするための要件を定め、行政庁がその要件の充足の有無を判断して行動し、その行為により市民等の権利義務に直接何らかの具体的影響を及ぼすもの
  - ② 不服申立てや取消訴訟を予定する規定が法令により設けられているもの
- (3) 公法(判例等でその法律関係が公法関係とされているもの)に属する法令によって、ある事実が確定すれば、当然に発生する場合
  - ① 法令によって義務的に行った債務の履行が過大であったなどの理由により生じたもの

② 公法上の契約又は契約に類するものによって生じるもの

【私債権】次の着眼点に適合する場合は私債権とする。

(1) 対等な立場での契約又は契約に類するものによって生じるもの

(2) 債権の本質が私法関係にあるもの

【着眼点適用の留意点】

(1) 公債権、私債権それぞれ複数の着眼点が該当する場合がある。

(2) 債権の種類により一概に決められるものではなく、債権の種類が同じものであっても公債権と私債権に分かれる場合がある。

(3) 債権の種類によって適用される着眼点が異なる。

## (5) 時効

公債権・私債権の判別や適用される法律により時効期間は異なってくる。そのため、適正に債権を管理するためには、債権の種類ごとに時効期間や時効の完成時期を正確に把握しておく必要がある。

### ① 債権の判別と時効期間

公債権の時効期間は、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権ともに、他の法律に定めがない限り、5年となっている(地方自治法第236条第1項)。

一方、私債権の時効期間は一律ではなく、その債権に適用される法律に定められた期間となっている。

### ② 時効の起算点

時効の起算点(時効期間が始まる時間的起点)は、納期限(または履行期限)の有無など債権の種類により異なる。

#### a 納期限が定められた債権

納期限が時効の起算点となる。履行期限が定まっている債権は、納期限到来のときから時効が進行するため、納期限の翌日から時効期間を計算する。

#### b 納期限の定めがない債権

原則として、債権が成立した時点が時効の起算点となり、その時点から時効が進行する。ただし、不法行為に基づく損害賠償請求権、債務不履行による損害賠償請求権、消費貸借に基づく返還請求権に関しては、それぞれ以下の時点が時効の起算点となっている。

対象債権	時効の起算点
不法行為に基づく損害賠償請求権	被害者またはその法定代理人が損害及び加害者を知ったとき
債務不履行による損害賠償請求権	本来の債務の履行を請求することができる とき
消費貸借に基づく返還請求権	① 催告があるとき 催告後相当期間経過後
	② 催告がないとき 契約成立から相当期間経過後

c 分割して納付する契約の債権等または分割納付中の債権

原則として、各納期限の翌日が時効の起算点となる。ただし、債権の契約書や分納誓約書においてあらかじめ期限の利益の喪失について市の請求により一括納付すべき旨を明記している場合には、納期末到来分を含む残債務全額を一括納付することを求める告知書(繰上返還告知書)を送付し、当該告知書が債務者に到達した日の翌日から納期末到来分の債務にかかる時効が進行する。ここで、期限の利益の喪失とは、納期限までに返済すればよいという債務者の権利を失わせ即座の返済を求めることである。

③ 時効の中断

時効の中断とは、中断事由が発生することにより、これまでの時効期間経過の効力が失われ、その事由が終了した日の翌日から再び新たに時効期間が進行することである。

民法第147条では、中断事由として請求(1号)、差押え、仮差押え及び仮処分(2号)、承認(3号)を列挙している。

a 請求

(ア) 裁判上の請求

債権者が、裁判上の手続により債務者に対して債務の弁済を求めた場合、時効が確定的に中断することになる。具体的には以下の(i)から(iv)がある。

- (i) 裁判上の請求
- (ii) 支払督促
- (iii) 和解または調停の申立て
- (iv) 破産手続参加等

(イ) 催告

債権者が、裁判所の関与する手続によらず、債務者に対して債務の弁済を求めた場合、時効中断事由になる。民法上は催告後6月以内に裁判手続を実施した場合にのみ時効中断の効力があるが、地方自治法には特則があり、地方自治体が行う納入の通知及び督促には、確定的な時効中断の効力が認められている(地方自

治法第 236 条第4項)。そのため、地方自治体が債務者に督促をすれば、6月以内に裁判手続を実施しなくても、確定的に時効が中断することになる。ただし、複数回督促した場合は、初回の督促しか時効中断の効力はないとされている。

b 差押え、仮差押え及び仮処分

債権者が、差押え、仮差押え及び仮処分をすることによって、請求債権について時効が中断する。

c 承認

債務者が、時効の対象となっている権利義務があることを債権者に対して表示した場合、時効が中断する。当該表示は、明示的に認めた場合のみならず、債務の一部弁済や支払いの猶予の申し込みのように、債務の存在を前提とした行為をする場合も債務の承認があったとされている。

④ 時効の停止

時効の停止とは、時効期間の経過を一時的に停止させ、時効の完成を一定期間猶予することである。時効の停止事由は民法第 158 条から第 161 条までに規定されている。

⑤ 時効の完成と時効の援用

時効の完成とは、法律に規定する時効期間が経過することをいう。時効の完成の効果は、公債権と私債権で異なる。

a 公債権の場合

時効の完成により債権は消滅する(地方自治法第 236 条第2項)。

b 私債権の場合

時効の完成のみでは債権は消滅しないため、時効の援用が必要となる。

ここで、時効の援用とは、債務者が時効の完成を意思表示することであり、私債権の場合、この時効の援用がなければ債権は消滅しない(民法第 145 条)。



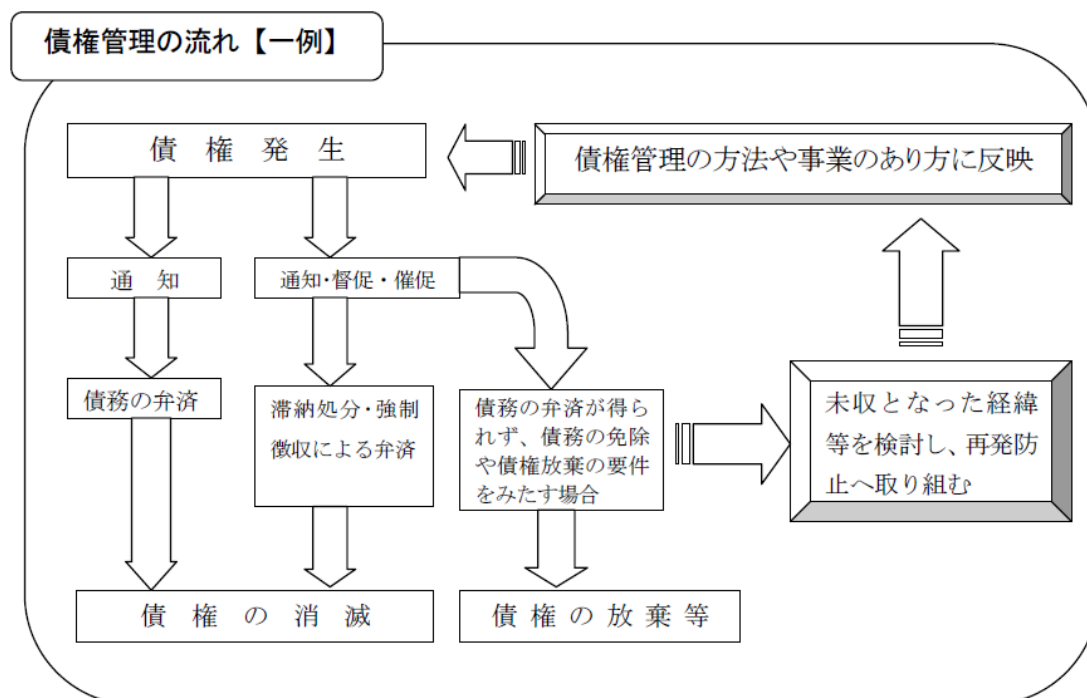
## 2 滞納整理

### (1) 滞納整理総論

#### ① 債権管理の流れ

債権管理の一般的な流れは次表のとおりである。

図表 4-2-1



(出所: 下関市債権管理マニュアル)

ただし、債権の種類が公債権であるか私債権であるか、また根拠法令等もそれぞれの債権で異なることなどによって、上記とは異なる手続が生じることもある。

なお、下関市では、市職員が債権管理に関して不明な点があれば、納税課債権回収指導室で質問を受け付ける体制としている。

#### ② 調定と通知

##### a 調定

法令または契約等に基づいて債権が発生し、徴収すべき歳入の金額が確定されたときは、調定を行わなければならない(地方自治法第 231 条、下関市会計規則第 12 条)。

ここで、調定とは、徴収すべき歳入の内容を調査、決定する内部意思決定行為であり、歳入が法令または契約に適合しているか、納入すべき金額等について調査を行う。これらが適正と認められるときは、直ちに調定するものとされている。ただし、事前に調定することが困難なときは、事後に調定することができる(下関市会計規則第 12 条第 1 項)。調定行為が遅延すると、納入通知日から納期限までが短期間となり、

債務者の弁済の妨げになることから、速やかな調定が必要とされる。

#### b 通知

債務者から弁済等により債権を徴収しようとする際には、調定を行い、債務者に対して納入の通知をしなければならない(地方自治法第 231 条)。下関市の場合、調定をしたときは、速やかに当該納入義務者に対して会計管理者が指定する納入通知書により納入の通知をするものとされている(下関市会計規則第 21 条)。

調定が内部意思決定の行為であるのに対し、納入の通知は、歳入を調定した後、納入者に対し金銭の納付の履行を請求する対外的な行為である。

#### ③ 債権管理簿の整備

下関市会計規則第 121 条では、債権の管理状況を明らかにするために、債権管理簿を備えることを求めている。下関市債権管理マニュアルでは、債権管理簿の様式を定めており、当該様式を利用することで下関市会計規則が求めている債権管理簿の要件を満たすことができるようになっている。

### (2) 強制徴収公債権の滞納整理

#### ① 督促

督促とは、納付または納入すべき債権が納期限までに完納されない場合に、期限を指定してその履行を催告する行為である。督促は義務として法定されており(地方自治法第 231 条の3第1項)、原則として、差押え等の滞納処分を行う前提条件となる。督促状は、納期限までに納付しない者に対して納期限後 20 日以内に発行し、発行の日から起算して 10 日を経過した日を指定期日とすることとされている(下関市会計規則第 122 条)。

なお、口頭の督促も地方自治法及び地方自治法施行令上は差し支えないが、下関市においては、下関市会計規則第 122 条において文書により督促を行わなければならない旨が定められている。

地方自治体が行う督促は、「1(5)③ 時効の中断」に記載しているとおり、時効中断の効力を有することから、その発行年月日が重要になる。したがって、下関市では下関市債権管理マニュアルにおいて、督促状発行台帳を作成して管理することを求めている。

#### ② 催告

債務者に督促状を送付し、期限までに納付がされない場合には、随時催告を行うことで納付を促す。催告は、主に文書、電話、現地訪問などにより行う。法的効果は督促によって既に生じているため、催告自体の法的な意味は薄いですが、納付を失念している債務者を長期滞納者にさせてしまうと滞納整理が一層困難になることが多いため、弁済を促すことは重要である。

#### ③ 徴収猶予

徴収猶予とは、一定の事由があると認められる場合に、債務者等からの申請に基づい

て行う納税緩和制度である。徴収猶予を行う場合には、徴収猶予申請書が納付者等から提出され、許可の要否を判定して文書で通知する。徴収猶予を行う場合は、原則として担保を徴することが必要とされている(地方税法第 16 条)。

#### ④ 滞納処分(強制徴収)

強制徴収公債権に関しては、督促状による指定納期限までに納付すべき金額が完納されないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができるとされている(地方自治法第 231 条の3第3項等)。ここで、地方税の滞納処分の例とは、差押え、換価、配当の一連の手続であり、これにより徴収の早期確保を図ることができる。

#### ⑤ 執行停止

滞納者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分の停止をすることができる(地方税法第 15 条の7、国税徴収法第 153 条)。

- i. 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ii. 滞納処分を執行することにより滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- iii. 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

滞納処分の執行停止が3年継続したときは、債権が消滅してしまうため(地方税法第 15 条の7第4項)、下関市債権管理マニュアルにおいては、執行停止から2年経過後に改めて滞納者の財産調査を行い、資力が回復しているようであれば執行停止を取り消すことを求めている。

#### ⑥ 延滞金

地方税に関しては、地方税法に従って延滞金を徴収することが求められている。また、地方税を除く強制徴収公債権についても、納入の督促をしたときは、当該歳入金額(1,000 円未満の端数があるとき、またはその歳入金額の全額が 2,000 円未満であるときはその端数金額またはその全額を切り捨てる。)に、当該納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.5%(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収することが求められている(下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第3条)。

### (3) 非強制徴収公債権、私債権の滞納整理

#### ① 督促

非強制徴収公債権及び私債権に対しても強制徴収公債権と同様に督促を行うことが求められている(非強制徴収公債権については地方自治法第 231 条の3第1項、私債権については地方自治法施行令第 171 条、ただし個別の法律で別途定められているものもある。)

督促の方法も強制徴収公債権と同様に文書にて行うことが求められており、納期限まで

に納付しない者に対しては、納期限後 20 日以内に督促状を発行し、発行の日から起算して 10 日を経過した日を指定期日とすることとされている点も同様である(下関市会計規則第 122 条第 1 項)。

ただし、強制徴収公債権に対する督促が差押え等の滞納処分を行う前提条件となるのに対し、非強制徴収公債権及び私債権に対する督促は原則として裁判上の手続により強制執行等の法的措置を行う前提条件となる点が相違している。

## ② 催告

非強制徴収公債権及び私債権に対しても、納付を失念している債務者を一層長期滞納者にさせないためにも、強制徴収公債権と同様に催告を行うことが望ましい。

## ③ 分割納付

債権の納付は一括納付が原則であるが、一括納付できない債務者に対しては分割納付を認める場合がある(下関市会計規則第 133 条)。

下関市債権管理マニュアルでは、分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められており、その様式も定められている。債務承認書を徴取することで、「1(5)③ 時効の中断」に記載している「承認」となり、消滅時効の中断を図ることができる。

## ④ 法的措置

地方自治法施行令第 171 条の 2 では、履行期限延長の特約等その他特別の事情があると認められる場合を除き、法的措置を行うことが求められている。

具体的には、大きく以下の 3 つの方法による必要がある。

- i. 担保権の実行
- ii. 債務名義のある債権についての強制執行
- iii. 債務名義がない債権についての訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)

訴えの提起には、議会の議決が必要とされるが(地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号)、下関市では、市営住宅の滞納家賃の支払い請求及び 1,000 千円以内の訴えの提起は専決処分事項に指定されているため、議会による議決は不要となっている(市長の専決処分事項に関する条例第 2 条第 3 号、第 4 号)。

## ⑤ 徴収停止

履行期限後、相当の期間を経過しても、なお完全に債務が履行されない場合に、債務者の実態調査を行った結果、以下のいずれかに該当する者に対しては徴収停止の処理を行い、その後の保全及び取立てをしないことが認められている(地方自治法施行令第 171 条の 5)。

- i. 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- ii. 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき、その他これに類するとき。
- iii. 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

徴収停止は、単に地方公共団体の内部における整理に過ぎず、債務者との関係に影響するものではないため、債務者にその旨を通知する必要はなく、また、時効にも影響を及ぼさない。なお、徴収停止後も、債務者による自主的な納付は受領できる。

#### ⑥ 延滞金・遅延損害金(遅延利息)

強制徴収公債権と同様に、非強制徴収公債権に関しても延滞金を徴収することが求められている(下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第3条)。

一方、私債権に関しては、契約書や法令、規定等に遅延損害金(遅延利息、違約金、延滞利子等)の定めがない場合は、原則として、民法第404条及び第419条第1項による年利5%または商法第514条による年利6%を遅延損害金として徴収することになる(私債権については、民法だけでなく、商法などの民事法が適用されることがある。)

#### ⑦ 債権放棄(私債権)

「1(5)⑤ 時効の完成と時効の援用」に記載しているとおり、公債権は時効の完成により債権が消滅するが、私債権の場合は、時効の完成のみでは債権が消滅しないため、債務者からの時効の援用が必要となる。

したがって、債務者が行方不明等になったことにより時効の援用ができない場合には、下関市が債権放棄しない限り、原則としてその債権は消滅しない。地方公共団体が債権放棄する場合、議会の議決を要する(地方自治法第96条第1項第10号)。

債権放棄に当たっては、財源の確保を図る側面から適切に運用することが重要であるとともに、正当に債務を履行している大多数の市民が不公平感を感じて信頼を損なうことがないように十分な配慮が必要である。

### 3 不納欠損処分

地方公共団体の歳入は、財務会計上、調定によって債権が確定し、納期限を指定した納入通知書を送付するなどの方法で徴収されるが、何らかの事情によって年度内に収入されなかった場合は収入未済額として翌年度に繰り越され、以後納入されるまでは毎年度、滞納繰越収入未済額として管理されることになる。

不納欠損処分は、この収入未済額から将来に亘って納入されない見込みの債権額を除去するための決算上の処理である。

平成 26 年 8 月 1 日改正前の下関市会計規則第 41 条第 1 項では、「債権が以下のいずれかに該当するときは、速やかに当該債権の不納欠損処分を行うこと」とされていた。

- ・ 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき(当該債権が法律の規定により債務者の援用を待たずに消滅するものであるときは、その消滅時効が完成したとき。)
- ・ 地方税法第 11 条の 3 の規定により納付の義務を負う清算人または残余財産の分配もしくは引渡しを受けた者(同法第 11 条の 2 の規定の適用を受ける者を除く。)が、その分配もしくは引渡しをした財産または分配もしくは引渡しを受けた財産の価額を限度として納付の義務を果たしても、なお解散した法人が納付すべき金額に満たないとき。
- ・ 地方税法第 15 条の 7 第 4 項または第 5 項の規定により消滅したとき(地方税の滞納処分の例により処分できる債権で、当該規定の適用を受けて消滅したときを含む。)
- ・ 地方自治法施行令第 171 条の 7 第 1 項または第 2 項の規定により免除したとき。
- ・ 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により権利の放棄について議会の議決があったとき。
- ・ 破産法第 253 条第 1 項、会社更生法第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- ・ 限定承認をした相続人が相続によって得た財産を限度として弁済しても、なお被相続人が弁済すべき金額に満たないとき。
- ・ 納付義務者が死亡した場合で、相続人がなく、かつ、遺留財産がないまたはこれに近い状態にあつて保証人等の定めがないとき。
- ・ 上記に掲げるもののほか、法令の規定により消滅したとき。

なお、改正後の下関市会計規則では上記の要件が全て削除され、「債権が法令の規定等により消滅したときは、速やかに不納欠損処分を行うこと」とされている。

## 4 債権管理、回収まとめ

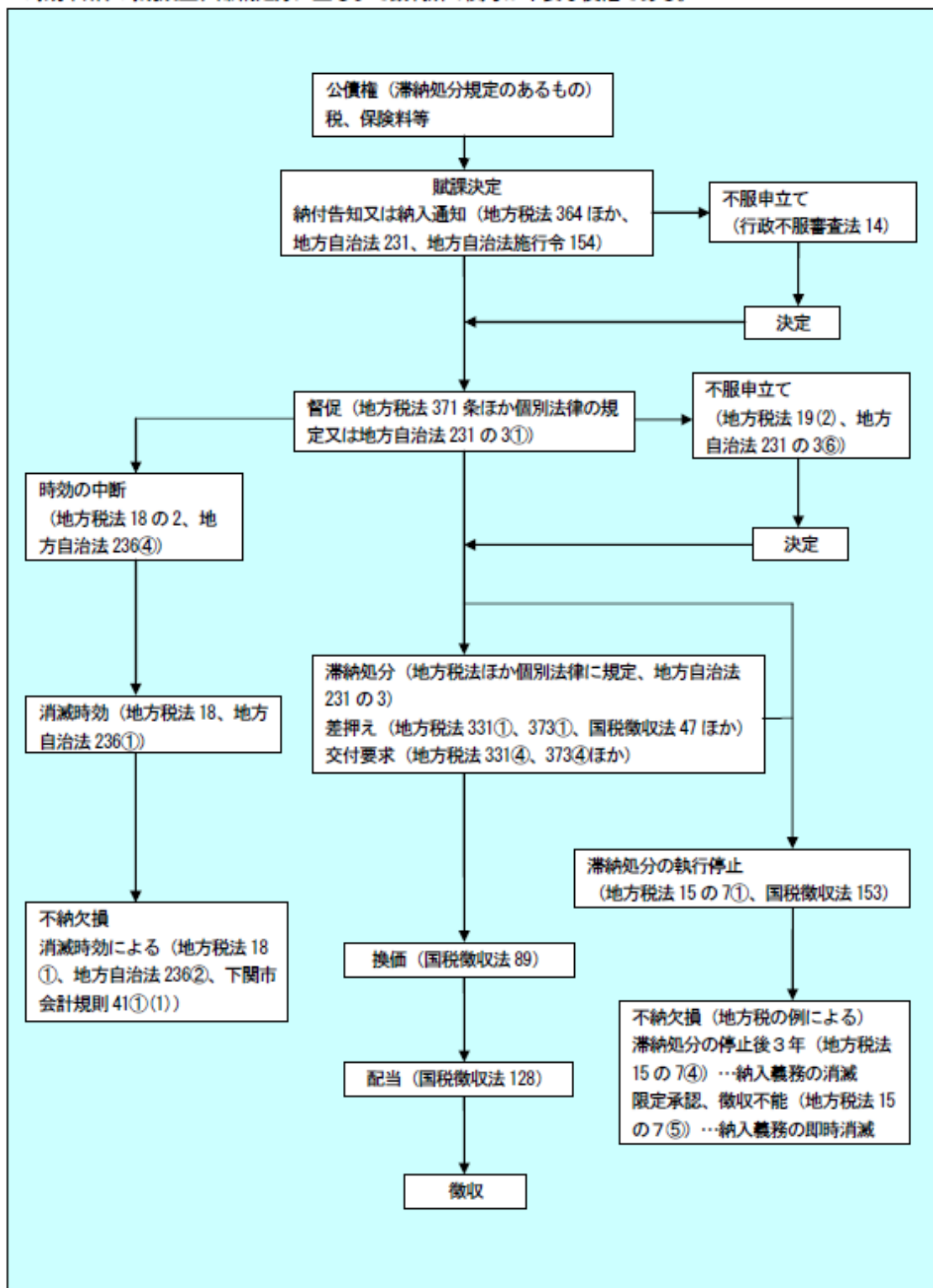
## (1) 債権区分と監査対象債権との関連

債権区分と今回の包括外部監査の対象とした債権との関連は以下のようになっている。

債権区分	市税	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
分類	公債権			私債権
	公法上の原因(処分)に基づいて発生する債権。行政庁の処分により発生し、相手方の同意を要しない。すなわち、公債権は、相手方の同意を要件とせず、行政庁の一方的な意思決定により発生する。			私法上の原因(主として契約)に基づいて発生する債権。当事者の合意により発生する。
	滞納処分(強制徴収)ができる。		滞納処分(強制徴収)ができず、法的措置(強制執行)が必要	
督促	地方税法の規定	地方自治法第231条の3第1項		地方自治法施行令第171条
督促手数料	地方税法の規定 (下関市税条例)	地方自治法第231条の3第2項 (下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例)		×
延滞金	地方税法の規定 (下関市税条例)	地方自治法第231条の3第2項 (下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例)		×
遅延損害金	×			契約による(無いものは民法の規定)
滞納処分 (強制徴収)	地方税法の規定	地方自治法第231条 の3第3項 その他個別法の規定	×	
強制執行等	×		地方自治法施行令第171条の2	
消滅時効	原則5年(時効の援用は不要)			原則10年
	地方税法の規定	地方自治法第236条 第1項 その他個別法の規定	地方自治法第236 条第1項	(短期消滅時効が適用 される債権もある。) 時効の援用が必要
該当する 監査対象 債権名称	・軽自動車税	・国民健康保険料 ・保育料(管内保育 料) ・上屋使用料 ・下水道事業受益者 負担金	・生活保護法第63 条返還金・第78条 徴収金	・住宅新築資金等貸付 金元利収入 ・福祉援護資金貸付金 元利収入 ・母子寡婦福祉資金貸 付金元利収入 ・住宅使用料 ・土地貸付収入

(2) 強制徴収公債権の債権整理フロー

時効中断、時効成立、滞納処分に至るまで裁判所の関与が不要な債権である。

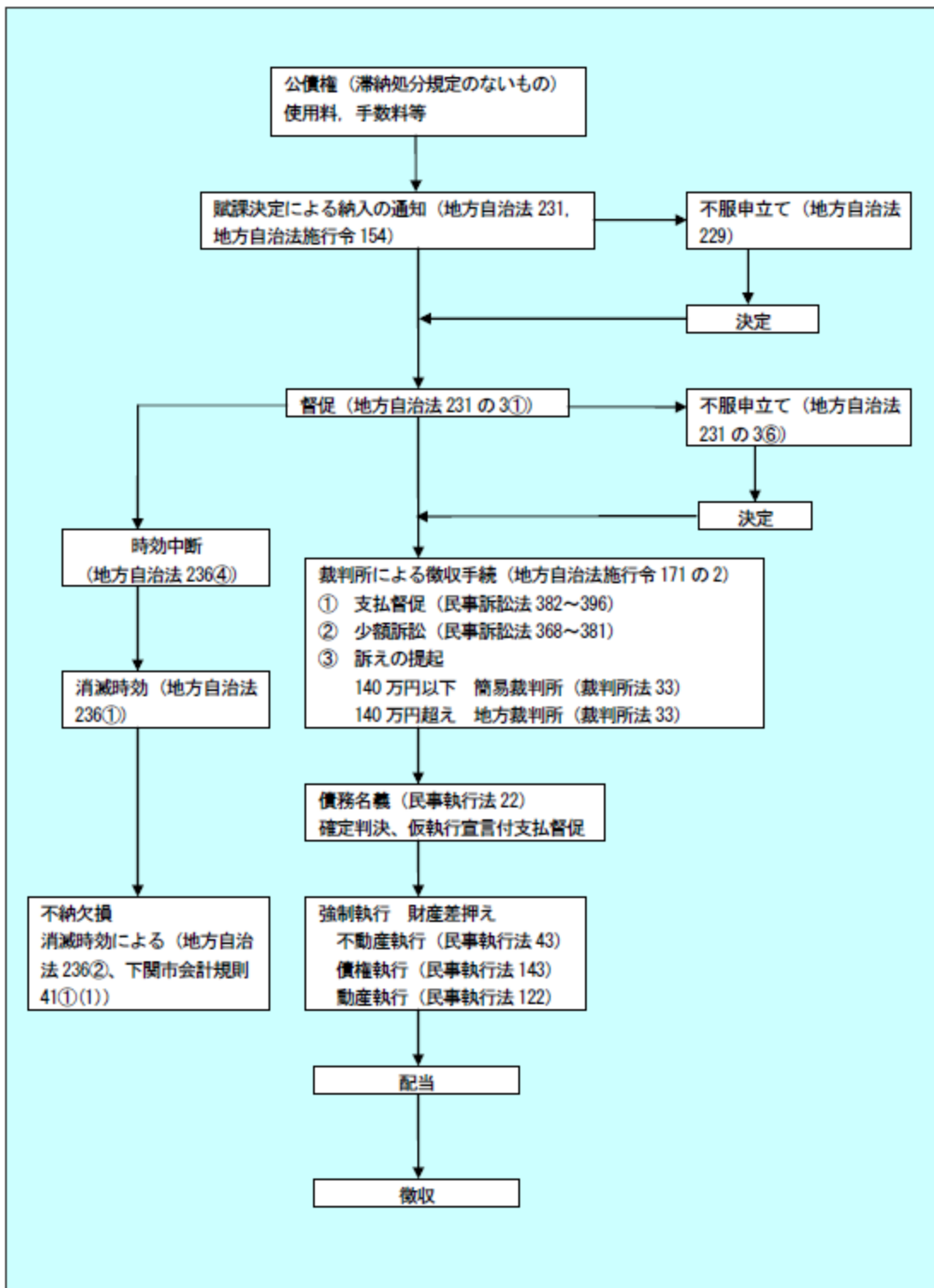


(出所: 下関市債権管理マニュアル)



(3) 非強制徴収公債権の債権整理フロー

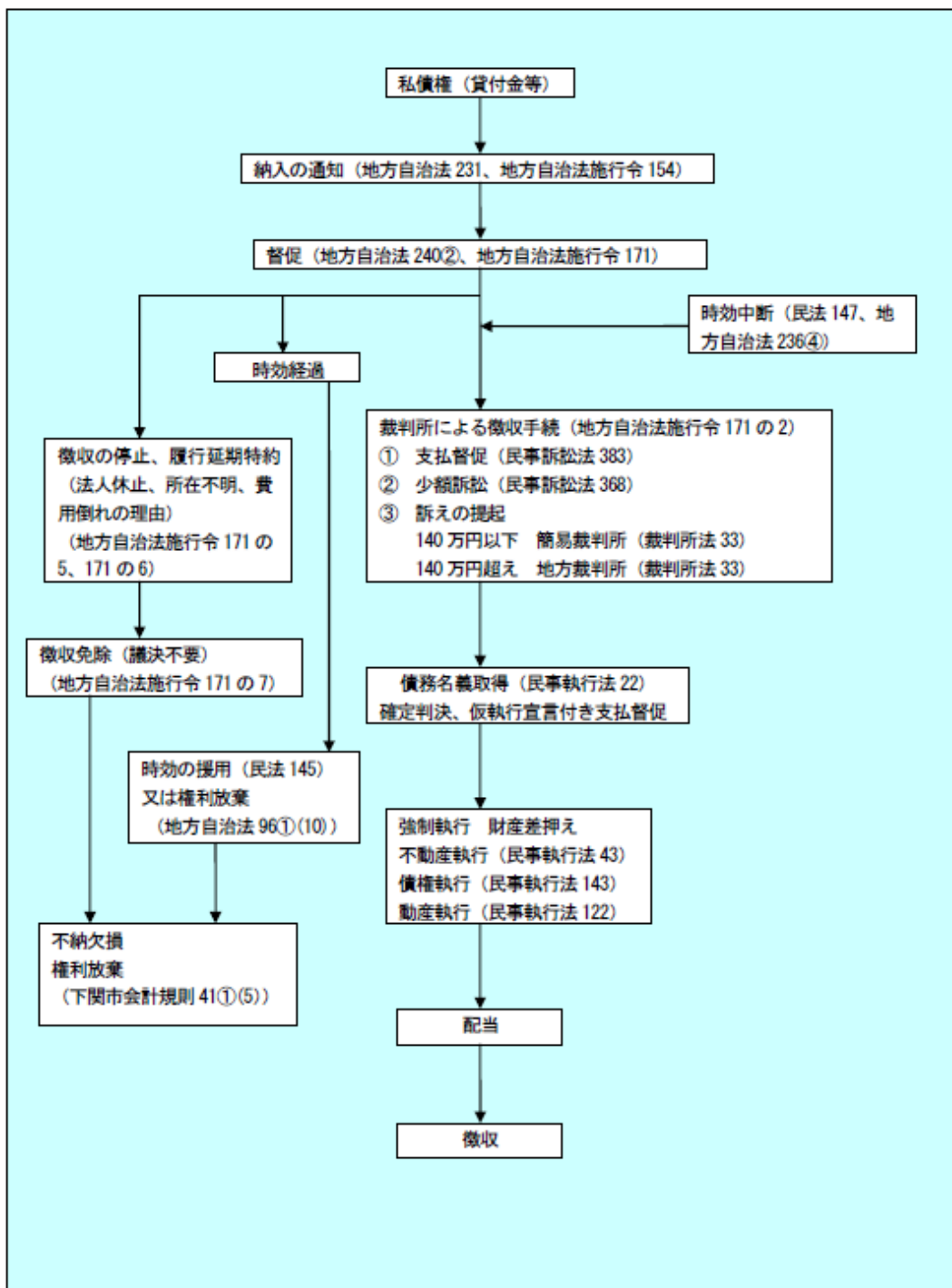
督促、時効中断、消滅時効までは裁判所の関与が不要な債権であり、時効経過後に債権は消滅する。



(出所: 下関市債権管理マニュアル)

(4) 私債権の債権整理フロー

徴収に当たっては、裁判所の関与が必要な債権であり、時効経過後は時効の援用か権利放棄が必要。



(出所: 下関市債権管理マニュアル)

## V 各論

### 1 軽自動車税

#### (1) 制度概要

##### ① 関係法令等

地方税法

国税徴収法

下関市税条例

##### ② 制度の目的

軽自動車税は、地方税法に基づき、その年の4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している人を対象に、主たる定置場の所在する市町村において課される税金である。

##### ③ 債権の区分と時効

軽自動車税は、公法上の原因(処分)に基づいて発生する債権であり、行政庁の処分により発生するため、相手方の同意を要しない。また、地方税法第 459 条において、滞納処分(強制徴収)が行える旨が定められていることから、地方自治体が裁判を経ることなく、自ら強制執行を行うことができる強制徴収公債権であり、時効期間は5年となる(地方税法第 18 条第1項)。

#### (2) 債権管理部署

当該債権の管理部署は、財政部資産税課と財政部納税課である。

資産税課は、償却資産係、家屋係、土地係に分かれているが、軽自動車税は償却資産係の2名が担当しており、主に軽自動車税の賦課、減免に関する業務を行っている。

一方、平成 26 年3月末現在における納税課のそれぞれの係(人員数)と事務分掌は以下のとおりであり、軽自動車税だけの徴収に特化している係はなく、全ての係が市税全般を取り扱っている。

係、出先機関	事務分掌
税務政策係(4名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税の予算・決算に関すること。</li> <li>・税制及び税の統計・広報に関すること。</li> <li>・税の企画・調査及び総合調整に関すること。</li> <li>・国有資産等所在市町村交付金に関すること。</li> <li>・地方譲与税・税交付金に関すること。</li> <li>・国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。</li> <li>・収納対策室に関すること。</li> <li>・債権回収指導室に関すること。</li> <li>・滞納処分等に対する不服申立て及び訴訟に関すること。</li> <li>・所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。</li> </ul>
収納係(5名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者の住所変更等に関すること。</li> <li>・税の収納整理に関すること。</li> <li>・税の督促状の発行に関すること。</li> <li>・税の過誤納金の還付及び充当に関すること。</li> </ul>
徴収第1係(11名) 徴収第2係(11名) 収納対策室(5名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税の滞納整理に関すること。</li> <li>・税の徴収嘱託及び徴収受託に関すること。</li> <li>・税の窓口徴収に関すること。</li> <li>・受託証券の整理に関すること。</li> </ul>
債権回収指導室(1名) (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権の管理及び税以外の債権の回収にかかる指導、助言及び研修に関すること。</li> <li>・下関市債権管理委員会に関すること。</li> </ul>

(注)主幹事務取扱

このうち、徴収第1係、第2係及び収納対策室が主に滞納整理に関する業務を行っており、担当エリアによって係が分けられているが、徴税担当者の経験、スキル等の違いによる不均衡を是正し、地区間の平準化を図るために担当エリアは毎年変更されている。

徴税業務は非常に専門性の高い分野であるため、職員の徴税に関する知識の習得は重要な要素である。そのため、納税課職員は、山口県が主催する各自治体職員を対象とした研修会、経営者協会や自治大学校が開催する研修会に参加している。さらに、職場内研修として、テーマごとにそれぞれの職員が自ら講師を担当する基礎的な研修や、専門講師による高度な内容の研修を実施している。

### (3) 軽自動車税の発生

#### ① 軽自動車税の算定

軽自動車税の税額は、車種によって次表のように定められている(地方税法第 444 条)。

図表 5-1-1

(単位:円)

車種	年税額
原動機付自転車(50cc以下)	1,000
原動機付自転車(50cc超～90cc)	1,200
原動機付自転車(90cc超～125cc)	1,600
農耕用作業車	1,600
小型特殊(リフト等)	4,700
ミニカー	2,500
軽自動車二輪(125cc超～250cc)	2,400
軽自動車二輪(ボートトレーラー・フルトレーラー)	2,400
軽自動車三輪(ボートトレーラー・フルトレーラー)	3,100
自家用貨物	4,000
自家用乗用	7,200
営業用貨物	3,000
二輪小型自動車(250cc超)	4,000

(出所:資産税課作成資料)

軽自動車税は、年税額で課税されるので、年度の途中で廃車した場合であっても、月割りによる還付はない。また、普通自動車のように自動車グリーン化制度もない。軽自動車税は、税額が比較的少額で、納税義務者数が若年者も含めて多いという特徴がある。

## ② 軽自動車・原動機付自転車の登録・抹消等の手続場所

軽自動車等の車種とそれに対応する登録・抹消等の手続場所は以下のとおりである。

### a 軽自動車四輪、軽自動車二輪、二輪小型自動車

車種	登録・抹消等の手続場所
軽自動車四輪	軽自動車検査協会
軽自動車二輪(125cc超～250cc)	軽自動車協会
二輪小型自動車(250cc超)	山口運輸支局

軽自動車等の取得者が自ら手続場所に赴くことは少なく、販売業者が登録・抹消手続を代行することが多い。登録等をしようとする人はこれらの場所で「軽自動車税申告書」を提出し、これを山口県市長会がとりまとめて、月3～4回に分けて、資産税課に送付している。

b 原動機付自転車・農耕用作業車・小型特殊自動車

手続の内容	手続担当課
新規(登録)	財政部資産税課
廃車(抹消)	菊川総合支所市民生活課
	豊田総合支所市民生活課
名義書換	豊浦総合支所市民生活課
	豊北総合支所市民生活課

登録時は「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」を、廃車時は「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」を資産税課等に提出する。

③ 減免制度

軽自動車税の減免制度については、下関市税条例第 89 条に規定されている。

減免の主たるものは、身体障害者または精神障害者が所有する軽自動車等が対象で、減免を受けたい場合には、納期限7日前までに資産税課まで赴いて所定の手続をする必要がある。資産税課では、身体障害者手帳等により、等級や他の車両の(軽)自動車税の減免適用を受けていないことを確認の上減免の可否を判断している。さらに、この他に車両の構造(車いすを載せられる車両)、公益(社会福祉法人における社会福祉事業)といった要件に該当すれば、減免制度の適用がある。

平成 22 年度から平成 26 年度までの賦課件数、減免件数及び減免割合は次表のとおりである。

図表 5-1-2

(単位: 件、%)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
賦課件数	104,336	103,438	103,725	104,607	105,470
減免件数	1,158	1,112	1,252	1,277	1,347
減免割合	1.1	1.1	1.2	1.2	1.3

(出所: 資産税課作成資料)

平成 24 年度から賦課件数は増加しており、それに伴って減免件数も増えてきている。

(4) 収納事務

① 納付方法

資産税課は、山口県市長会から軽自動車税申告書を受領し、これを基幹系システムに手作業で入力して、課税対象者と賦課金額の基礎データとしている。原動機付自転車・農耕用作業車・小型特殊自動車についても、軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書及び軽自動車税廃車申告書兼標識返納書を資産税課でシステムに手作業で入力する。これらを基に、毎年4月1日現在の所有名義人宛に、システムから出力された「軽自動車

税納税通知書」を発送する。なお、納期限は5月末日となっている。→意見1①

納税者は、軽自動車税納税通知書を指定金融機関、指定代理金融機関あるいは収納代理金融機関(以下、「金融機関」という。)に持参して支払うことにより、納付が完了する。また、口座振替による納付方法も選択でき、下関市としても推奨している。なお、件数は少ないものの市役所・総合支所での現金納付も受け付けている。

## ② システム処理

軽自動車税の管理は、基幹系システムで行っており、出納室にて処理された金融機関からの納付データを取り込んで、入金消込処理などしている。その結果は帳票出力され、納税課収納係が確認を行っている。

なお、平成26年度より、滞納整理システムとして「THINK TAX」を使用している。当該システムでは、基幹系システムからの入金情報を取り込んで入金消込処理を行い、滞納状況、調査情報、催告、処分等の情報が一元的に管理されている。

## (5) 収入未済額の管理

### ① 収入未済額等の状況

#### a 収入未済額等の推移

平成21年度から平成25年度までの調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び収納率は次表のとおりである。

図表 5-1-3

(単位:千円、%)

現年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	523,042	505,140	97	17,804	96.6
平成 22 年度	529,146	511,061	226	17,858	96.6
平成 23 年度	532,571	515,845	211	16,515	96.9
平成 24 年度	538,599	522,364	49	16,185	97.0
平成 25 年度	549,211	532,960	20	16,229	97.0
過年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	62,575	13,409	6,871	42,294	21.4
平成 22 年度	59,998	13,153	7,678	39,166	21.9
平成 23 年度	56,905	13,066	8,237	35,601	23.0
平成 24 年度	51,958	12,677	4,958	34,322	24.4
平成 25 年度	50,445	11,395	4,029	35,020	22.6
合計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	585,618	518,549	6,969	60,099	88.6
平成 22 年度	589,145	524,214	7,905	57,025	89.0
平成 23 年度	589,476	528,911	8,448	52,116	89.7
平成 24 年度	590,557	535,042	5,007	50,508	90.6
平成 25 年度	599,656	544,355	4,049	51,250	90.8

(出所: 下関市債権管理委員会資料より作成)

過去5年間の推移を見ると、調定額は年々増加傾向にあり、現年度分の収納率も徐々に高くなってきている。過年度分の収納率は20%台であるが、平成25年度を除くと徐々に高くなってきている。

なお、平成21年度から平成25年度までの市税全体の収納率は次表のとおりであるが、軽自動車税の現年度分の収納率は市税全体に比べて低く推移している。

図表 5-1-4

(単位:%)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
現年度分	98.3	98.6	98.6	98.9	99.0
過年度分	22.8	21.0	19.8	20.6	20.4
合計	92.4	93.2	93.9	94.6	95.4

(出所: 下関市債権管理委員会資料より作成)

なお、納税課では軽自動車税のみの収納率に関して、目標値の設定は行っていないが、市税収納率向上アクション・プランとして、市税全体での収納率を平成27年度末



までに 95.6%に向上させる目標を設定している。そのために、現年度分の収納率を平成 27 年度末までに 99.0%に向上させ、累積滞納額については平成 27 年度末までに 13 億3千万円程度まで削減させることとしている。なお、現年度分の収納率については、平成 25 年度末で既に目標を達成しており、累積滞納額についても平成 25 年度末で 14 億6千万円まで減少しているため、目標達成に対して順調に進捗しているといえる。

#### b 滞納理由

軽自動車税の滞納理由に関しては、明確な調査は行われていない。ただし、納税課職員が滞納者と交渉等を行う過程で判明した理由としては、滞納者の納税意識が希薄、怠慢等、正当な理由のないものがほとんどである。

#### c 他の中核市との比較

平成 25 年度における中核市全体の軽自動車税の平均収納率は、現年度分が 97.6%、過年度分が 23.6%、合計で 92.1%となっている。下関市の実績は、図表 5-1-3 のとおり、現年度分が 97.0%、過年度分が 22.6%、合計で 90.8%となっており、概ね他の中核市平均値と近似している。なお、現年度分の収納率に関しては、中核市全体でみると、98.9%~94.6%の間に収まっているが、過年度分に関しては、50.1%~10.1%と幅広い範囲に分散している。これは、過年度分については、分母である調定額が小さくなるので、収納率の変動割合の幅が大きくなることが原因であると考えられる。

### ② 収入未済額にかかる回収手続

未収債権が発生した場合には、納税課が作成した下関市滞納整理事務マニュアルに則って回収を図ることとしている。

#### a 督促

軽自動車税の賦課期日は4月1日であり、法定納期限は5月末日である。納税者が納期限までに完納しない場合には、原則として督促しなければならず(地方税法第 457 条等)、下関市では、平成 26 年6月 20 日に滞納者に対して督促状 15,258 通を発送している。なお、下関市税条例第 21 条により、督促状1通について 100 円の督促手数料を徴収している。

#### b 催告

督促状発送後の履行の請求は、催告によって行う。催告は債権者としての請求行為であり、時効成立前の催告後6月以内に差し押さえること等を前提として、消滅時効を中断する効力もある。また、督促と違って、その方法が定められていないが、納税課では書面による催告(文書催告)を行っている。

文書催告は、一定の条件下で抽出された複数の滞納者に対してまとめて催告書を発送するものである。このため、質的な滞納整理よりも量的な滞納整理、例えば滞納者数の多い少額滞納者を対象とした滞納整理に向いているといえる。また、繰り返して行うことによって効果が薄れてしまう傾向があるものの、初期の滞納に対しては有効な手段

であるといえる。

納税課では、一括処理によって定期的に自動出力される「バッチ催告書」を使用している。バッチ催告書にはメール催告書と三折催告書の2種類があり、また、催告レベルが3段階に分けられており、次第に厳しい文面になっていく。催告書の発送月と対象者は以下のとおりである。

発送月	対象者
2月	現年度滞納者
4月	現年度滞納者
6月	滞納繰越者のみ
10月	現年度滞納者
12月	現年度滞納者と滞納繰越者

また、この他に現年度滞納者のみを対象として、民間業者に委託して電話による納税案内も実施している(「③外部業者の利用」参照)。

#### c 延滞金

軽自動車税が納期限までに納められないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 14.6%(ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年 7.3%)の割合で計算した額の延滞金が加算される(地方税法第 455 条。ただし、平成 12 年以降特例的な取扱いが定められている。)。また、督促状発送後は、督促手数料 100 円を徴収することになっている。

納期限内に納めなかった滞納者が金融機関において納付する際には、金融機関が延滞金を計算して、これを加算した金額を徴収している。

なお、延滞金についても減免制度があるが、破産者、災害被害者、生活保護者などが対象で、実際の適用対象者は少ない。

#### d 指導、来庁依頼、分割納付

催告書には、納税者の事情により納期限までに一括納付できない場合、納税課に連絡してほしいという旨が記載されている。納税課では、滞納者から連絡を受けた後、本人に来庁してもらって事情を聞き、本人からの申し出により、分割納付に変更する場合がある。

督促状や折衝における催告に何ら応じない滞納者に対しては、必要に応じて「差押事前通知書」を使用し、自主的な納税を最終的に促すが、それでも納付がないあるいは反応がない場合には、滞納処分による対応を図っていくことになる。

#### e 滞納処分(強制徴収)

催告に応じない滞納者に対しては、その有する財産について差押え、換価によって強制的に税金を徴収するという流れになる。

滞納処分の第1段階としては、滞納者の財産や所得等の実態と滞納になった原因を調査する。調査は下関市総合情報オンライン端末、市・県民税課税資料、郵送による

照会、税務署における調査等があり、滞納者の滞納原因、収入状況、財産を調べ、次に納税折衝に移る。履行の請求を行い、滞納原因を究明した上で滞納者の納税意識の有無を判断し、他の調査結果と併せて、差押えを執行するかあるいは猶予の方向で整理を進めるかを判断する。

差押えについては、市税を徴収するために必要な財産以外は差し押えることができないという一般的制限がある。したがって、差押えできる財産の範囲は、滞納市税に見合う価額の財産に限られる。差押えの対象財産としては、預貯金や生命保険、給与などの労働債権、不動産、動産や有価証券がある。

最終的には、差押財産の取立てや売却・換価により徴収することによって滞納処分が完了する。

財産調査の対象者については、納税課の担当者の判断で決定しているが、長期滞納があり、かつ自主納付が見込めない者、市税合計で未納額 80 万円以上の高額滞納者といったおおよその基準が課内会議で周知されている。また、担当係長は概ね未納額 100 万円以上の滞納者について、随時滞納管理システム上にて査閲しており、検討を要する滞納者については、担当者から上司に適宜相談しながら進めているとのことである。

監査人は、督促、催告、調査、法的措置が適時になされているか、滞納整理事務マニュアルに従った手続がなされているかなどについて、個人情報閲覧制限を理由に、実際にシステム内の情報を閲覧して確認することができなかつたため、主として担当者からの状況聴取及び収納率、滞納処分、差押状況、不納欠損処分の推移など、総括的な資料の閲覧によって分析の手続を実施した。→意見1②

なお、軽自動車税の税額は、他の市税に比べて少額であることが多いので、軽自動車税のみの滞納処分のために差押財産の売却まで行うことは稀である。しかし、滞納者は他の市税も同様に滞納していることが多いので、他の市税の徴収と併せて売却を実施することになる。

平成 21 年度から平成 25 年度までの軽自動車税の滞納処分の件数と回収額は次表のとおりである。

図表 5-1-5

(単位: 件、千円)

年度	件数	回収額
平成 21 年度	863	3,576
平成 22 年度	1,360	5,796
平成 23 年度	1,342	5,895
平成 24 年度	1,562	6,653
平成 25 年度	1,190	5,223

(出所: 納税課作成資料)

※ 件数は賦課年度ごと、納税通知書番号ごとに1件としている。

「1(2)債権管理部署」に記載のとおり、納税課職員は市税全般を取り扱っており、軽自動車税のみを担当している職員はいない。したがって、担当者は滞納者ごとに市税全体の管理と交渉を行っており、滞納処分した場合には、軽自動車税のみを徴収するのではなく、他の市税の滞納があれば同時に徴収している。

平成 21 年度から平成 25 年度までの市税全体の滞納処分件数及び回収額は次表のとおりである。

図表 5-1-6

(単位: 件、千円)

年度	件数	回収額
平成 21 年度	5,502	437,595
平成 22 年度	7,188	473,120
平成 23 年度	7,183	447,152
平成 24 年度	7,578	410,263
平成 25 年度	5,984	315,121

(出所: 納税課作成資料)

※件数は賦課年度ごと、納税通知書番号ごとに1件としている。

このように、軽自動車税の滞納処分の件数と回収額は、市税全体の傾向と同じであることが分かる。

また、次表は平成 21 年度から平成 25 年度までの市税全体で差押えを行った件数であり、滞納処分を行った件数と概ね傾向は同じである。市税収納率向上のために差押え等の滞納処分の早期着手等を実施しているため、平成 24 年度をピークに、その後は漸減していくものと思われる。

図表 5-1-7

(単位:件)

対象財産	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
債権	1,395	2,138	2,372	3,015	2,566
給与等	429	645	525	442	320
預貯金	371	856	1,169	1,767	1,624
生命保険	312	476	367	462	363
国税還付金	151	1	141	98	105
その他	132	160	170	246	154
不動産	325	505	323	350	157
自動車	15	4	6	16	1
動産	7	8	31	14	0
合計	1,742	2,655	2,732	3,395	2,724

(出所:納税課作成資料)

## f 不納欠損処分

平成 21 年度から平成 25 年度までに実施した不納欠損処分の件数及び金額は次表のとおりである。

図表 5-1-8

(単位:件、千円)

年度	件数	金額
平成 21 年度	1,785	6,969
平成 22 年度	1,989	7,905
平成 23 年度	883	8,448
平成 24 年度	1,050	5,007
平成 25 年度	662	4,049

(出所:納税課作成資料)

図表 5-1-3 から明らかなおと、不納欠損額のうち現年度分にかかる金額は僅少である。また、過年度分の不納欠損額が減少傾向を示しているのは、過年度分の調定額が減少していることによると考えられる。したがって、滞納処分と同様、納税課では市税全体を管理しているため、軽自動車税のみの金額について言及することはあまり意味がない。

平成 21 年度から平成 25 年度までの市税全体の不納欠損処分の件数及び金額は次表のとおりである。

図表 5-1-9

(単位: 件、千円)

年度	件数	金額
平成 21 年度	5,883	338,973
平成 22 年度	6,248	282,374
平成 23 年度	5,159	271,045
平成 24 年度	3,950	294,821
平成 25 年度	2,235	148,464

(出所: 納税課作成資料)

平成 25 年度における軽自動車税の不納欠損額が減少しているのは、市税全体の不納欠損額の減少によるものと考えられる。

### ③ 外部業者の利用

#### a 代行業務内容

下関市は、市税の納付呼びかけを行う業務について、市役所内に下関市市税コールセンターを設け、民間業者に委託している。委託業務内容は以下のとおりである。

- i. センターの管理運営
- ii. 市税滞納者に対する電話による納付案内業務
- iii. 納付案内書等を送付する業務
- iv. コンサルティング業務(注)
- v. その他
  - ・ 電話番号不明者の電話番号調査・整理業務
  - ・ 口座振替の利用を勧奨する業務

(注) 電話による納付案内手法及び結果について分析を行い、業務の改善等について下関市に企画・提案を行う。

民間業者の選定に当たっては、指名競争入札制度を採用している。指名業者は、プライバシーマーク制度を取得している会社を対象としており、平成 24 年6月1日から平成 27 年3月 31 日までの2年 10 月間の契約を締結している。

受託業者は、以下の報告書を納税課に提出し、納税課はこれらを査閲するとともに月1回の報告会において業務実施内容について確認している。

報告書名	内容
日時報告書	架電結果報告
下関市市税コールセンター管理運営業務報告書(月次及び年次)	稼働時間、電話番号調査、架電、口座振替勧奨、受電、オペレーター所感等

監査人が上記の報告書を閲覧したところ、平成 25 年7月8日から平成 25 年8月7日に実施された軽自動車税を中心とした「下関市市税コールセンター管理運営業務報告

書(月次)」には以下が記載されていた。

#### 業務内容

- ・ 市税滞納者に対する電話による納付案内及び口座振替の勧奨
- ・ 催告書等の封入、再発行納付書の作成・発送準備
- ・ 電話番号不明者の電話番号調査と整理

#### 業務時間

平日	9:00～17:00
夜間日	13:00～20:00
週休日	9:00～17:00

当該1月間において、平日業務は14日、夜間日業務は8日、週休日は1日(空調停止につき午前みの業務)であった。

滞納者の対象リスト数 6,111 件のうち、電話番号の記載がある架電対象数は 4,375 件である。このうち、架電不可件数を除いた架電可能件数は 2,120 件、接触件数は 1,005 件で、接触率は 47.4%であった。架電不可の主な理由は、リスト受領後に滞納整理システムを確認したところ、既に納付済み、架電保留等となっていたことによるものである。架電可能件数に対する接触率の目標値は 55%以上であるが、当該1月間は目標値を下回っていた。この理由としては、受入件数が多いため、2～3コールにて終了したことが挙げられている。

市税の収納事務に関して外部業者を利用することの経済効果を定量的に算定することは困難であるが、市職員が専門的な業務に特化することができ、現実に収納率の向上が見られることから、一定の成果は得られていると考えられる。

## (6) 監査の結果(意見)

### ① 賦課データの入力について

軽自動車四輪、軽自動車二輪(125cc超～250cc)、二輪小型自動車(250cc超)については、軽自動車検査協会及び軽自動車協会並びに山口運輸支局が登録・抹消の手続場所になっており、ここで手続した人が提出した「軽自動車税申告書」の写しを山口県市長会がまとめて月3～4回に分けて資産税課に送り、資産税課が個別データを基幹系システムに手作業で入力している。しかし、資産税課で入力する手数の削減のためにも、申告書に含まれる情報は電子データでの入手が望まれる。

### ② 収入未済額の回収手続に関する第三者チェックについて

総務省が平成 26 年4月に公表した「地方公共団体の内部統制制度の導入に関する報告書」によれば、拡大傾向にある地方公共団体における事務処理リスクを回避するためには、議会や監査委員制度、住民訴訟等の制度を有効に機能させ、強化しながら、リスクの可視化や役割分担の明確化、監視の強化等、地方公共団体が事務を適正に処理するための体制を新たに整備することが求められている。

したがって、今後は、納税課における収入未済額の回収手続に関する事務が適切に実施されているかどうかについても、個別の納税者に踏み込んだ、第三者による客観的なチェックも必要と思われる。また、この点について監査委員監査等の監査対象にすることも、第三者のチェックを受けるといった観点から有用と考える。



## 2 国民健康保険料

### (1) 制度概要

#### ① 関係法令等

国民健康保険法  
国民健康保険法施行令  
国民健康保険法施行規則  
下関市国民健康保険条例

#### ② 制度の目的

国民健康保険は、社会保障及び国民保健の向上という目的のために、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行うこととされ(国民健康保険法第1条、第2条)、保険者として市町村が国民健康保険を行うこととされている(同法第3条)。

#### ③ 債権の区分と時効

保険者である市町村が取得する債権には、国民健康保険料債権と第三者行為損害賠償請求権の2種類がある。これらの債権は、その発生根拠の違いから、以下のように債権の区分等が異なっている。

##### a 国民健康保険料債権

市町村が徴収する保険料は、地方自治法第 231 条の3第3項に規定する法律で定める歳入と規定されていることから(国民健康保険法第 79 条の2)、国民健康保険料債権は強制徴収公債権であり、時効期間は2年である(同法第 110 条第1項)。

##### b 第三者行為損害賠償請求権

市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされている(国民健康保険法第 64 条第1項)。

当該第三者行為損害賠償請求権は、不法行為または債務不履行という私法上の行為を原因として発生することから私債権であり、下関市債権管理マニュアルにおいても、私債権として取り扱われている。第三者行為損害賠償請求権(不法行為損害賠償請求権)の時効期間は3年であり、消滅時効の起算点は被害者である被保険者またはその法定代理人が「損害及び加害者を知ったとき」の翌日である(民法第724条)。そのため、市町村が損害及び加害者を把握していなかった場合でも、被保険者またはその法定代理人が「損害及び加害者を知ったとき」から消滅時効が進行することになる。

### (2) 債権管理部署

当該債権の管理部署は、福祉部保険年金課であり、平成 26 年3月末現在の人員数は正職員 47 名、嘱託職員 25 名である。このうち、徴収係に属する正職員8名、嘱託職員 12 名が国民健康保険料の徴収及び滞納処分に従事している。

## (3) 債権の発生

## ① 国民健康保険の被保険者

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となる(国民健康保険法第5条)。ただし、同法第6条各号で被保険者の適用除外となる者が列挙されており、具体的には次表のとおりである。

図表 5-2-1

適用除外対象者	該当号
健康保険法の規定による被保険者。ただし、日雇特例被保険者を除く。	第1号
船員保険法の規定による被保険者。	第2号
国家公務員共済組合法または地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員。	第3号
私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者。	第4号
健康保険法の規定による被扶養者。ただし、日雇特例被保険者の被扶養者を除く。	第5号
船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)または地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。	第6号
健康保険法の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及びその者の被扶養者。ただし、日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びにその者の被扶養者を除く。	第7号
高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者。	第8号
生活保護法による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者。	第9号
国民健康保険組合の被保険者。	第10号
その他特別の理由がある者で、厚生労働省令で定めるもの。	第11号

(出所: 国民健康保険法第6条)

## ② 国民健康保険の被保険者の資格取得及び喪失

国民健康保険の被保険者の資格を取得する時期は、当該市町村の区域内に住所を有するに至った日、または図表 5-2-1 のいずれにも該当しなくなった日である(国民健康保険法第7条)。

他方、国民健康保険の被保険者の資格を喪失する時期は、次表のとおりである(同法第8条)。

図表 5-2-2

要件	資格喪失時期	該当項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日</li> <li>・ 図表 5-2-1 の制度のいずれかに該当するに至った日（生活保護による保護を受けるに至った場合及び国民健康保険組合の被保険者となった場合を除く。）</li> </ul>	その翌日	第1項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったとき</li> <li>・ 生活保護による保護を受けるに至った場合</li> <li>・ 国民健康保険組合の被保険者となった場合</li> </ul>	その日	第1項ただし書 第2項

（出所：国民健康保険法第8条）

なお、下関市では、住所異動の事実を市長に届けることなく住所異動し、国民健康保険の資格について実態を失った被保険者に対して、「下関市国民健康保険居所不明被保険者に係る資格喪失確認の事務処理要領」に基づき、被保険者の資格の有無を確認している。当該要領によると、住民登録がなくても居住実態を確認できる被保険者は、生活根拠地が下関市内に存在すると判断され、被保険者の資格を有している。

### ③ 国民健康保険料の納付義務者

国民健康保険料の納付義務者は、被保険者が属する世帯の世帯主であるため（国民健康保険法第76条第1項）、必ずしも被保険者が納付義務者とは限らない。そのため、世帯主が国民健康保険に加入していない場合であっても、世帯の中に国民健康保険に加入している者がいる場合には、当該世帯主が国民健康保険料の納付義務者となる。

このような世帯主は「擬制世帯主」と呼ばれ、山口地方裁判所判例（昭和44年3月31日）にて、社会保険に加入している擬制世帯主が国民健康保険料の賦課処分を取り消しを求めた事例で、適法として請求を棄却した判決に基づいている。

### ④ 国民健康保険の保険料

保険者である市町村は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯主に国民健康保険料を賦課するか、国民健康保険税（地方税法第703条の4）を課税するかを選択することができ（国民健康保険法第76条第1項）、下関市は国民健康保険料を賦課し、徴収している。

### ⑤ 国民健康保険料の算定

#### a 保険料の算定

国民健康保険料は、被保険者の属する世帯の所得金額の状況、被保険者の人数及び世帯を基礎として計算される。下関市における平成25年度の国民健康保険料の算定は次表のとおりである。なお、保険料は①から③の合計額であるが、それぞれの保

保険料種類で賦課限度額が設定されている。

図表 5-2-3

区分 (年額=①+②+③)	医療分保険料	後期高齢者支援金分 保険料	介護分保険料
① 所得割額	(前年所得額 -330 千円) × 9.8%	(前年所得額 -330 千円) × 2.7%	(前年所得額 -330 千円) × 3.2%
② 被保険者 均等割額	24,800 円	6,800 円	8,100 円
③ 世帯別平 等割額	25,400 円	7,000 円	5,900 円
賦課限度額 (1世帯当たり)	510 千円	140 千円	120 千円

(出所: 保険年金課提供資料)

医療分保険料とは、対象年度に必要と見込まれる医療費から、国及び山口県からの補助金、下関市の繰入金及び被保険者が医療機関の窓口等で支払う一部負担金を除いた金額を、下関市国民健康保険の加入者で負担する保険料であり、全ての被保険者が対象となる。

後期高齢者支援金分保険料とは、対象年度に社会保険診療報酬支払基金へ納付すべき後期高齢者支援金から、国及び山口県からの補助金を除いた金額を、下関市国民健康保険の加入者で負担する保険料であり、これも全ての被保険者が対象となる。

介護分保険料とは、対象年度に社会保険診療報酬支払基金へ納付すべき介護納付金から、国及び山口県からの補助金を除いた金額を、40歳以上で65歳未満の被保険者がいる世帯で負担する保険料である。

国民健康保険料の算定は、国民健康保険システム内で自動計算処理されるが、所得割額の料率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額などの情報登録または更新処理、計算ロジックの更新処理等は情報政策課にて行われるため、保険年金課賦課係では保険料の計算作業や算定された金額の再検証等は行われていない。

#### b 保険料の軽減

国民健康保険料は、低所得世帯について負担を軽減するために、その所得額に応じて被保険者均等割額及び世帯別平等割額が軽減される。

軽減される割合は7割、5割、2割の3段階が設定されており、その判定所得額は次表のとおりである。なお、特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入したまま75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した者である。

図表 5-2-4

軽減割合	軽減割合の判定所得額
7割軽減	330 千円以下
5割軽減	(330 千円+245 千円×(世帯主以外の被保険者数+世帯主以外の特定同一世帯所属者数))以下。ただし、7割軽減の場合を除く。
2割軽減	(330 千円+350 千円×(被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数))以下。ただし、7割及び5割軽減の場合を除く。

(出所: 保険年金課提供資料)

## ⑥ 所得申告書

所得税の確定申告を実施している被保険者の所得金額等の情報は、市民税課の課税情報システムと国民健康保険システム間で連携しており、課税情報システムの情報が国民健康保険システムに自動反映される。なお、被保険者から所得の修正申告等があった場合には、保険料の再計算は国民健康保険システム内で自動的に行われ、保険年金課賦課係は被保険者の属する世帯へ変更通知書等を送付している。

また、保険年金課賦課係では、毎年2月及び8月に「国民健康保険に係る所得等の申告書」を郵送している。2月における当該申告書は、前年において国民健康保険に係る所得等の申告書で前々年の所得を申告した世帯及び前年において前々年の確定未申告の世帯に対して、8月は、当年における前年の確定未申告の世帯に対して郵送される。

保険年金課賦課係が平成 22 年度から平成 25 年度までに当該申告書を送付した件数は次表のとおりである。なお、回収状況については集計されていないため、不明である。

図表 5-2-5

(単位: 件)

年度	2月	8月
平成 22 年度	6,709	2,296
平成 23 年度	6,772	2,156
平成 24 年度	6,841	2,062
平成 25 年度	6,652	1,897

(出所: 保険年金課提供資料)

なお、国民健康保険に係る所得等の申告書が回収できなかった被保険者の属する世帯にかかる国民健康保険料については、所得割額の計算は保留扱いとなり、被保険者均等割額と世帯別平等割額の合計額のみが賦課されることになる。→[指摘事項2①](#)、→[指摘事項2②](#)

## ⑦ 国民健康保険料の減免制度

市長は、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、またはその徴収を猶予すること

ができる(国民健康保険法第 77 条)。具体的な減免要件等に関しては、下関市国民健康保険条例第 42 条第1項において次表のように定められている。

図表 5-2-6

要件	該当号
災害その他特別の事情がある者	第1号
下記のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者 ア 被保険者の資格を取得した日において、65 歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者 (ア)健康保険法の規定による被保険者。ただし、日雇特例被保険者を除く。 (イ)船員保険法の規定による被保険者 (ウ)国家公務員共済組合法または地方公務員等共済組合に基づく共済組合の組合員 (エ)私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ)健康保険法の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及びその者の被扶養者。ただし、日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びにその者の被扶養者を除く。	第2号

#### (4) 収納事務

##### ① 概要

国民健康保険料の賦課期日は4月1日であり(下関市国民健康保険条例第 32 条)、年間の賦課額を6月から翌年3月までの10期に分けて納付する(同条例第33条第1項)。納期限は毎月月末であり、月末が休日の場合は金融機関の翌営業日となる。

保険年金課賦課係では、情報政策課から印字処理された納付書及び決定通知書を受領後、納付義務者へ毎年6月中旬に届くように郵送している。

##### ② 納付方法

保険料の徴収方法には、普通徴収及び特別徴収がある(国民健康保険法第 76 条の3第1項)。

###### a 普通徴収

普通徴収とは、市町村が世帯主に対し、地方自治法第 231 条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収する方法であり、納税義務者が直接保険料を納付する。下関市では、口座振替、徴収嘱託員等による臨戸徴収、自主納付及び窓口納

付の方法を採用している。

なお、自主納付とは保険年金課以外で納付できる場所(金融機関の窓口等)で納付することであり、窓口納付とは保険年金課徴収係や総合支所等の窓口で納付することである。

#### b 特別徴収

特別徴収とは、市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主から老齢等年金給付の支払いをする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させる方法であり(国民健康保険法第 76 条の3第1項)、日本年金機構等が公的年金から国民健康保険料を徴収し、市町村に納入している。

なお、下関市では、平成 25 年7月に、特別徴収にかかるシステム入力処理を誤ったことにより国民健康保険料を特別徴収することができなかった事例が発覚している。具体的には、公的年金から特別徴収される額を決定するシステムに入力処理する際に、特別徴収額の算定根拠となる前年(平成 24 年)の年収を誤って当年(平成 25 年)の年収を入力したために、特別徴収ができなくなってしまったものである。

このような誤りを防ぐために、平成 26 年度からは未到来の年度が入力された際にはアラーム機能が作動するようプログラムを追加している。

#### c 納付方法別の収納金額

平成 25 年度における納付方法別の調定額、収納金額及び収納率は次表のとおりである。

図表 5-2-7

(単位:千円、%)

	普通徴収		特別徴収	合計
	口座振替	納付書		
調定額	3,119,096	5,021,335	577,828	8,718,260
収納金額	3,008,781	2,774,379	577,828	6,360,989
収納率	96.5	55.3	100.0	73.0

(出所:保険年金課提供資料)

なお、上記の納付書欄には、徴収嘱託員等による臨戸徴収、自主納付及び窓口納付による方法も含まれている。

口座振替による収納率は 96.5%と高い割合を示す一方、納付書による収納率は 55.3%と口座振替の収納率と比較するとかなり低い状況である。→意見2①

#### ③ 第三者行為損害賠償請求の求償事務

国民健康保険の被保険者(被害者)は、交通事故など第三者(加害者)から受けた傷害等の治療費については、損害賠償請求権を履行することで第三者に請求することができる。しかし、第三者からすぐに治療費が支払われなかった等で損害賠償に時間を要する

場合があることから、一時的に被保険者は医療機関の窓口で国民健康保険の被保険者証を提示し、保険者である市町村は治療費を立替払いすることとなる。当該立替払い額を上限として、市町村が第三者に対して立替払い額を請求する権利を第三者行為損害賠償請求権という。

下関市では、国民健康保険法第 64 条第3項に則り、山口県国民健康保険団体連合会に対して、損害賠償金の収納及び徴収の事務を委託している。

#### ④ システム処理

被保険者の納期限別の管理は国民健康保険システムで行われており、金融機関からの納付データは出納室にてシステム入力処理される。保険年金課徴収係は情報政策課から紙面資料及び表計算ソフトのデータを毎月入手し、納付領収証書の控と照合している。

なお、平成 26 年度より、基幹部分を納税課と共有する、滞納整理システムである「THINK TAX」を使用している。当該システムでは、基幹系システムからの入金情報を取り込んで入金消込処理を行い、滞納状況、調査情報、催告、処分等の情報が一元的に管理されている。

### (5) 収入未済額の管理

#### ① 収入未済額等の状況

##### a 収入未済額等の推移

平成 21 年度から平成 25 年度までの調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び収納率は次表のとおりである。



図表 5-2-8

(単位:千円、%)

現年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	6,960,070	6,218,206	—	741,863	89.3
平成 22 年度	6,893,015	6,171,983	—	721,031	89.5
平成 23 年度	7,081,137	6,330,144	—	750,992	89.4
平成 24 年度	6,948,888	6,242,377	—	706,511	89.8
平成 25 年度	6,758,679	6,072,226	—	686,452	89.8
過年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	2,195,368	219,919	511,856	1,463,592	10.0
平成 22 年度	2,179,303	235,935	523,789	1,419,577	10.8
平成 23 年度	2,111,389	289,171	561,588	1,260,629	13.7
平成 24 年度	1,952,520	303,620	378,797	1,270,103	15.6
平成 25 年度	1,959,580	288,762	379,988	1,290,829	14.7
合計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	9,155,438	6,438,125	511,856	2,205,456	70.3
平成 22 年度	9,072,318	6,407,918	523,789	2,140,609	70.6
平成 23 年度	9,192,526	6,619,316	561,588	2,011,621	72.0
平成 24 年度	8,901,409	6,545,997	378,797	1,976,614	73.5
平成 25 年度	8,718,260	6,360,989	379,988	1,977,282	73.0

(出所: 下関市債権管理委員会資料より作成)

平成 25 年度の合計収納率は 73.0%であり、平成 21 年度の収納率 70.3%と比較すると 2.7 ポイント増加している。収納率が改善している要因としては、現年度分の収入未済額の減少のほか、不納欠損処分による債権管理の適正化に向けた取組みにより、調定額(現年度未収額と過年度未収額の合計)が減少していることが挙げられる。

#### b 収入未済額の発生年度別内訳

平成 25 年度末の収入未済額は 1,977,282 千円となっており、発生年度別の内訳は次表のとおりである。

図表 5-2-9

(単位:名、千円)

年度	滞納者数	収入未済額
平成 20 年度以前	956	119,510
平成 21 年度	833	97,624
平成 22 年度	1,326	144,736
平成 23 年度	4,034	364,823
平成 24 年度	5,604	564,136
平成 25 年度	7,108	686,452
合計	19,861	1,977,282

(出所:保険年金課提供資料)

国民健康保険料の時効期間は2年であるが、平成 23 年度以前の国民健康保険料が収入未済となっているのは、後述する納付誓約書兼債務承認書を提出させることにより、時効の中断が行われているためであり、時効が完成した収入未済額は含まれていない。→指摘事項2③

## c 滞納理由

滞納理由としては、生活困窮による要因が 74.8%と大多数を占めており、他は居所不明等 24.4%、刑事施設等への拘禁 0.8%である。

## d 他の中核市との比較

下関市及び他の同規模の中核市における平成 25 年度の収納率は次表のとおりである。なお、下関市の平成 26 年 3 月末における人口は 276,369 人であり、同規模の人口を有する中核市を選定している。

図表 5-2-10

(単位:%)

区分	下関市	函館市	盛岡市	いわき市	久留米市
現年度分	89.8	82.2	86.6	86.0	89.2
過年度分	14.7	7.2	13.4	20.7	16.3
全体	73.0	55.9	59.6	65.9	74.3

(出所:保険年金課提供資料)

下関市及び他市共に、現年度分の収納率については 80%以上あるものの、過年度分の収納率については 20%程度以下と、回収状況は芳しくない点で類似している。

## ② 収入未済額にかかる回収手続

## a 督促

市町村が徴収する保険料が滞納となった場合は、地方公共団体の長が期限を指定してこれを督促しなければならないとされ(国民健康保険法第 79 条第1項)、督促を行

う場合は督促状を発すること及び納期限は督促状を発する日から起算して 10 日以上を経過した日と定められている(同条第2項)。

保険年金課徴収係では、情報政策課から納期別での「督促状打出发送者控え」を紙面で入手後、国民健康保険システムから督促状を出力し、滞納者へ発送している。督促状は、納期限後 20 日以内に発行され、発行日から 10 日を経過した日を指定期限としている。なお、督促状1通につき 100 円の督促手数料を徴収している(下関市国民健康保険条例第 40 条)。

#### b 催告

保険年金課徴収係では、督促状を送付し、納期限までに滞納者から納付されない場合、文書または訪問による催告を行っている。なお、電話による催告は平成 25 年度まで以下の理由で中止していた。

- ・ 保険年金課で把握している電話番号にかけても繋がらない、あるいは別人の番号に変わっている等の理由により文書催告とすることとした。
- ・ 国民健康保険被保険者証の更新時または保険年金課の窓口へ来庁された際に、滞納者と接触している。
- ・ 徴収嘱託員が滞納者リストに基づき訪問催告を実施している。

ただし、平成 26 年 10 月からは、保険年金課内に外部委託のスタッフ 2 名を常駐させて電話催告を再開している。

##### (ア) 文書による催告

文書による催告は年 4 回実施しており、督促状を送付した滞納者のうち滞納額の多い者や納付計画を履行しない者等を選定している。催告書は、国民健康保険システムで印字処理されたものを利用している。

##### (イ) 訪問による催告

職員及び徴収嘱託員が訪問催告を行い、滞納者が不在の場合には、不在通知の書面をポスト等へ投函している。催告した職員及び徴収嘱託員は日報を作成し、催告年月日等の内容を記録している。

#### c 短期被保険者証及び被保険者証資格証明書の交付

市町村は、国民健康保険料を滞納している世帯主が、当該保険料の納期限から 1 年を経過するまでの間に、当該保険料を納付しない場合、特別の事情がある場合を除き、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとされている(国民健康保険法第 9 条第 3 項、国民健康保険法施行規則第 5 条の 6)。世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は当該世帯主に対し、特別の有効期間を設定した被保険者資格証明書を交付することとされている(国民健康保険法第 9 条第 6 項、第 10 項)。

下関市では、下関市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付要綱を制定しており、被保険者の負担の公平を図ること等を目的として、交付対象の世帯主にかかる要件及び交付にかかる事務管理などを規定している。当該交付要綱で

は、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付要件及び交付解除の要件が定められており、短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付判定委員会にて、交付、返還及び解除の審査並びに決定が行われる。なお、当該委員会のメンバーは、福祉部長、福祉部次長、保険年金課長、保険年金課長補佐、徴収係長、徴収係担当職員などで構成されている。

国民健康保険の被保険者証の有効期限は1年であるのに対し、短期被保険者証の有効期限は6月、被保険者資格証明書の有効期限は1年を超えないものと定められている(下関市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付要綱第9条)。

また、医療機関を受診した場合における被保険者証及び短期被保険者証での医療費等の自己負担額は1割～3割であるのに対し、被保険者資格証明書での自己負担額は全額である。

#### d 延滞金

下関市国民健康保険条例第41条第1項では、「世帯主は納期限後にその保険料を納付する場合、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)が2,000円以上であるときは、年14.6%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。」と定められている。また、同条第2項では、やむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金を減免することができるという措置が設けられている。

保険年金課徴収係では、公平性の観点から、原則として延滞金を徴収する姿勢は有しているが、国民健康保険料を滞納している世帯は現年度賦課分さえも完納する資力に乏しい世帯であるため、当該世帯からは、延滞金を減少させる目的で国民健康保険料の本料を優先して徴収している。

平成25年度において延滞金を請求して徴収した滞納者数は1,544名であったが、延滞金の減免措置を適用した滞納者はいない。→指摘事項2④

#### e 分割納付

保険年金課徴収係では、窓口にて滞納者より分納希望の相談を受けた場合、滞納者と分納計画内容を調整した後、納付誓約書兼債務承認書に署名及び押印をもらい保管する。なお、市外へ転出した滞納者の中には、納付誓約書兼債務承認書を更新しないまま転出する滞納者もいる。

保険年金課徴収係の窓口担当者が滞納者と対応した内容は、国保カードという管理記録簿に手書きで記載される。国保カードは、保険年金課徴収係において紙面で保管されていることから、各支所では滞納者等の情報を適時に確認することはできない。なお、総合支所管内の国保カードはそれぞれの総合支所で保管されている。

## f 滞納処分(強制徴収)

国民健康保険料は強制徴収公債権に該当するため、督促を受けた者が指定された納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入及び当該歳入にかかる手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる(地方自治法第 231 条の3第3項)。

平成 21 年度から平成 25 年度までの調査世帯数、差押件数、差押金額及び換価金額は次表のとおりである。

図表 5-2-11

(単位:世帯、件、千円)

年度	調査世帯数	差押件数	差押金額	換価金額
平成 21 年度	39	5	2,841	1,093
平成 22 年度	310	15	10,099	2,494
平成 23 年度	104	2	4,277	582
平成 24 年度	91	5	3,124	1,699
平成 25 年度	108	2	3,764	2,505

(出所:保険年金課提供資料)

保険年金課徴収係では収納業務及び滞納整理業務に人的資源を注力しているため、差押件数の実績は少なくなっている。→指摘事項2⑤、→意見2②

## g 不納欠損処分

保険年金課徴収係では、年2回(11月と2月頃)時効が完成している滞納額について、国民健康保険システムに不納欠損額の入力を行っている。時効が完成しているか否かは、紙面保管されている国保カード、納付誓約書兼債務承認書及び差押調書等を閲覧して確認している。

## (6) 監査の結果(指摘事項)

## ① 国民健康保険に係る所得等の申告書の回収について

確定申告をしていないが、国民健康保険に係る所得等の申告書によって所得額の申告が必要な被保険者のうち、実際に当該申告書により適切な所得額を申告している被保険者が多数である一方、所得割の納付を逃れるため、意図的に申告しない被保険者が少なからずいる。

保険年金課賦課係では、現在当該申告書の回収状況を把握していないが、未提出の被保険者を洗い出して、適時に当該申告書を徴取することが必要である。

## ② 国民健康保険に係る所得等の申告書の説明事項について

下関市国民健康保険条例第 47 条では、「偽りその他不正の行為により保険料及び一部負担金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の

過料を科する。」と定めているものの、実際に過料を科したことは過去にない。

現在使用している国民健康保険に係る所得等の申告書の説明事項には、過料を課す場合がある旨の記載がないが、申告された所得額の妥当性を担保するためには、過料を課す旨を通知して、被保険者に注意喚起する対応が必要である。

#### ③ 下関市外へ転出した滞納者への対応について

平成 25 年度に発生した収入未済額 686,452 千円(7,108 世帯)のうち、下関市外へ転出した滞納者にかかる収入未済額は 13,303 千円(280 世帯)であり、収入未済額に占める割合は 1.9%と僅少である。

保険年金課徴収係は、市外へ転出した滞納者に対して、督促状及び催告状を送付し、また、転出先の市町村へは年1回程度、滞納者の状況について照会しているが、滞納額や人的及び時間的な負担を考慮して、職員等による臨戸催告や徴収は実施しておらず、また、納付誓約書兼債務承認書の更新処理も保留されている。

しかし、公平性の観点からは、市外へ転出した滞納者に対しても職員等による臨戸催告の実施や、納付誓約書兼債務承認書の徴取及び滞納処分を検討する必要がある。

#### ④ 延滞金の請求について

世帯主が国民健康保険料を滞納した場合、延滞金を加算して納付する必要がある(下関市国民健康保険条例第 41 条第1項)。この点、平成 25 年度中に延滞金を請求して徴収した滞納者は 1,544 名であるが、延滞金の減免措置を適用した滞納者はいない。延滞金は、市長がやむを得ない事由があると認める場合においては減免できるが(同条第 2 項)、現在そのような判断は行われていない。公平性の観点からは、延滞金を徴収すべきであり、減免する場合には適切な決裁をとる必要がある。

#### ⑤ 滞納処分の実施について

下関市及び他の同規模の中核市における平成 25 年度の差押件数及び差押金額は次表のとおりである。

図表 5-2-12

(単位:件、千円、人)

市名	下関市	函館市	盛岡市	いわき市	久留米市
差押件数	2	439	500	2,090	105
差押金額	3,764	69,739	476,883	223,326	61,963
人口	276,369	272,530	295,413	327,269	305,214

(出所:保険年金課提供資料)

下関市における差押件数及び差押金額の実績は、他の中核市と比較して著しく少ない。しかし、滞納者の財産差押に着手及び実行することで、納付交渉に応じなかった滞納者が納付交渉に応じることも見込まれることから、滞納処分には積極的に取り組むことが必要である。

## (7) 監査の結果(意見)

### ① 収納率の向上について

平成25年度における口座振替による収納率は96.5%であるのに対し、納付書による収納率は55.3%と低い状況であるため、例えば以下のような方策を検討することが望まれる。

#### a 口座振替の原則化

岡山市においては国民健康保険料の納付方法を、平成26年11月より原則として全て口座振替とする取組みを行っている。

口座振替の対象口座に入金がなければ口座振替を採用する意味は乏しいという課題はあるものの、口座振替を原則とすることで当該効果を見極める等の検証作業を実施することは有用であると考えられる。

#### b 口座振替の奨励

保険年金課徴収係では、口座振替納付未利用者に対して、「口座振替ご利用の案内」を送付しており、また保険年金課徴収係の窓口においても口座振替の利用を勧めているが、これら以外でも、被保険者に対して、口座振替を選択するメリットとなる施策を講じることも有用であると考えられる。

例えば、大阪府東大阪市では口座振替奨励金制度を導入しており、具体的には、口座振替で10期まで連続して納付、完納すると、振り替えた保険料の1%を奨励金として年度終了後の5月末に、登録されている口座に振り込むという施策を講じている。

#### c 納付書における奨励金制度

口座振替の原則化が難しい場合、納付書の収納率を向上させる施策を講じることも有用と考えられる。

例えば、大阪府茨木市では前納報奨金制度を採用しており、具体的には、年度当初の納期までに1年分の保険料を一括納付することで、保険料年額の1%を差し引いた保険料額で納めることができるという施策を講じている。

### ② 滞納処分の推進について

図表 5-2-12 のとおり、下関市における差押件数及び差押金額の実績は、同規模の中核市と比較して著しく少ないことから、滞納処分を積極的に進めるための施策を講じることは有用と考えられる。

例えば、収納業務と滞納整理に関する業務を分担することが考えられる。財政部納税課では、収納業務は収納係5名が担当しており、滞納整理に関する業務は徴収第1係11名、徴収第2係11名及び収納対策室5名が担当している。一方、福祉部保険年金課では、徴収係の正職員8名、嘱託職員12名の合計20名が収納業務及び滞納整理に関する業務を全て担当していることから、滞納整理のみに関する業務を行う係を新規に設置するなど、人員配置を見直して、滞納整理に関する業務に専念させることも有用と考えられる。

### 3 保育料(管内保育料)

#### (1) 制度概要

##### ① 関係法令等

児童福祉法

下関市立保育所設置条例

下関市保育の実施に関する条例

下関市保育の実施に関する条例施行規則

下関市保育料の減免等に関する要綱

下関市保育料等徴収嘱託員設置要綱

##### ② 制度の目的

児童福祉法第2条には、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定されており、下関市では、同法第35条第3項の規定に基づき、乳児及び幼児を保護し、その健全な育成を図るため、保育所を設置している。また、下関市以外の者も下関市長の認可を受けて、保育所を設置することができる。なお、児童福祉法に基づく市長の認可を受けずに、保育所を設置することも可能であるが、当該保育所の保育料に関しては、下関市の関与がないために、本報告書では対象外としている。

平成26年3月末現在において、下関市が設置している保育所は26園(分園を含む。うち、2園は休園中。)、下関市以外の者が設置し下関市長の認可を受けている保育所は35園(分園を含む。)となっている。

##### ③ 債権の区分と時効

児童福祉法第51条第4号及び第5号では、「市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用」及び「都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用」は、市町村が支弁することになっている。また、保育費用を支弁した市町村の長は、保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができ(同法第56条第3項)、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる旨が定められている(同法第56条第10項)。以上から、保育料は強制徴収公債権であり、時効期間は5年となる。

#### (2) 債権管理部署

当該債権の管理部署は、福祉部こども育成課(平成26年4月1日付の組織改正により、現在はこども未来部こども育成課)であり、平成26年3月末現在の人員数は正職員17名、非常勤嘱託職員7名である(保育所勤務職員は含まない。)。平成25年度における保育料の調定、納付等に関する具体的な業務内容及び実施体制は以下のとおりとなっている。な



お、人員数に関しては、年度途中の退職等により、平成 26 年3月末の人員数とは一致していない。

業務内容	実施体制
保育料調定事務	毎月の調定・・・常勤職員1名 前年度以前の滞納繰越調定・・・常勤職員1名
保育料決定事務	4月入所分・・・常勤職員9名、非常勤職員3名 4月以外の入所分・・・常勤職員2名、非常勤職員2名～1名
納付書送付事務	当月分保育料・・・常勤職員1名、非常勤職員1名 口座振替不能の前月分保育料・・・常勤職員1名 遡及による保育料変更分・・・常勤職員2名、非常勤職員2名
督促状送付事務	常勤職員1名、非常勤職員1名
納付相談等の保育料徴収事務	納付相談後概ね3月経過した未納額あり・・・非常勤職員2名(徴収員) 納付相談後概ね3月経過した未納額なし・・・常勤職員1名
口座振替登録事務	常勤職員1名、非常勤職員1名
臨戸徴収	非常勤職員2名(徴収員)
電話催告	非常勤職員2名(徴収員)
納付書の交付	園職員(納付書は市から公私立の各保育所に送付)
督促状の交付	市から郵送

### (3) 保育料の決定

#### ① 保育所への入所要件

児童福祉法第24条第1項では、「市町村は、保護者の労働または疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児または第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。」と定められており、下関市は同法に基づき、「下関市保育の実施に関する条例」において、保育の実施基準を定めている。

具体的には、保育の実施は、児童の保護者のいずれもが以下のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行われるものとされている(下関市保育の実施に関する条例第2条)。

- i. 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- ii. 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- iii. 妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。
- iv. 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。

- v. 長期に亘り疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- vi. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- vii. 市長が認める上記に類する状態にあること。

## ② 保育料の算定

市町村の長は、本人またはその扶養義務者から、家計に与える影響を考慮して、保育所における保育を行うことにかかる児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる(児童福祉法第56条第3項)。

下関市の保育料は、下表のように世帯の所得状況及び入所児童の年齢に応じて細かく階層化されている。また、扶養義務者の負担を軽減するために、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所している場合や児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合は、その中で最も高い年齢の児童は次表の保育料、次に年齢の高い児童は次表の保育料の半額、3人目以降は無料となっている。

図表 5-3-1

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳児以上の場合	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	—	—	—	
B1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯であって、次の区分に該当するもの	母子世帯等			
B2		母子世帯等を除く世帯			
C1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税について、均等割のみが課されている世帯であって、次の区分に該当するもの	母子世帯等			
C2		母子世帯等を除く世帯			
C3	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税について、所得割が課されている世帯であって、次の区分に該当するもの	母子世帯等			
C4		母子世帯等を除く世帯			
D1	A階層を除き前年分(1月から3月までに關しては、前々年分)の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当するもの	8,500円未満	20,200	18,100	18,100
D2		8,500円以上 25,000円未満	24,900	22,400	22,400
D3		25,000円以上 40,000円未満	28,000	25,200	25,200
D4		40,000円以上 50,000円未満	32,600	28,100	26,900
D5		50,000円以上 103,000円未満	40,000	31,300	26,900
D6		103,000円以上 202,500円未満	45,400	33,000	26,900
D7		202,500円以上 413,000円未満	55,000	33,000	26,900
D8		413,000円以上 734,000円未満	59,400	33,000	26,900
D9		734,000円以上	78,000	33,000	26,900

(出所:下関市保育の実施に関する条例施行規則 別表第1)

なお、所得税・個人住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたため、保育料に平成24年度から影響が生じている。しかし、下関市では平成24年度から扶養控除見直し前の旧税額を計算する等により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないように対応しているため、上表中の所得税の額は、地方税法上の所得割及び所得税法上の所得税の額とは、厳密には異なっている。

上記のように、現在の保育料は原則として、前年度の所得税の額を基準として決定され

ることになるが、平成 27 年度から始まる子ども・子育て支援新制度のもとでは、4月から8月までの保育料は前年度の市民税額、9月から3月までの保育料は当年度の市民税額を基準に決定されることになっている。市民税額は、前年度の所得を基準に算定されるので、4月から8月までの保育料は、前々年度の所得を基準に決定されることになる。

③ 収入分位別入所状況

階層区分ごとの平成 26 年3月における児童数及び調定額は次表のとおりである。

図表 5-3-2

(単位:名、千円)

階層区分	定義	児童数	調定額
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30 号)による支援給付受給世帯	63	—
B1	A 階層及び D 階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯であって、次の区分に該当するもの	母子世帯等	—
B2		母子世帯等を除く世帯	1,232
C1	A 階層及び D 階層を除き前年度分の市町村民税について、均等割のみが課されている世帯であって、次の区分に該当するもの	母子世帯等	422
C2		母子世帯等を除く世帯	1,952
C3	A 階層及び D 階層を除き前年度分の市町村民税について、所得割が課されている世帯であって、次の区分に該当するもの	母子世帯等	733
C4		母子世帯等を除く世帯	3,461
D1	A 階層を除き前年分(1月から3月までに は、前々年分)の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当するもの	8,500 円未満	4,587
D2		8,500 円以上 25,000 円未満	10,654
D3		25,000 円以上 40,000 円未満	10,649
D4		40,000 円以上 50,000 円未満	8,162
D5		50,000 円以上 103,000 円未満	29,412
D6		103,000 円以上 202,500 円未満	18,993
D7		202,500 円以上 413,000 円未満	8,321
D8		413,000 円以上 734,000 円未満	1,450
D9		734,000 円以上	1,060
合計		5,465	101,095

(出所:こども育成課作成資料)

全体の 11.1%の児童数が A 階層及び B1階層に属し保育料金額は0円となっており、また、保育料を納付している階層では、D5階層が最も多くなっている。保育料システム上、階層別に滞納者を区分することはできないが、こども育成課担当者によれば、特定の階層に滞納者が偏ることはないということである。

#### ④ 収入申告

保育は、児童の保護者及び同居の親族その他の者が保育をすることが認められない場合に実施され、保育料は世帯の所得金額に応じて決定される。

そのため、保育の実施を希望する保護者は保育入所申込書を提出するに当たり、保育の実施基準に該当することを証明する書類及び保育料の算定に必要な書類(源泉徴収票または確定申告書の写し等)を提出する必要がある。なお、保護者によっては、課税額を確認するための証明書の提出が遅延することがあるが、その場合は、いったん階層区分をD7階層として仮決定し、その後証明書が提出された時点で、申込時に遡って正しい階層での調定を行っている。→指摘事項3①

保育所入所申込書の提出を受けたこども育成課は、住民基本台帳や児童扶養手当システムによって、その内容を確認する。また、保育料システムに所得情報も含めて、データを入力することで、保育料の算出が行われる。その後、年間保育料決定通知書により決定された保育料を入所児童の扶養義務者に通知する。なお、年間保育料決定通知書には、保育料の滞納が3月以上に及ぶときは退所していただくことがある旨の記載をしているが、実際には滞納を理由に退所してもらうことはないとのことである。→指摘事項3②

#### ⑤ 保育料の減免

市長は、入所児童の扶養義務者が災害により保育料の負担が困難と認められるとき、もしくは、その他市長が認める場合は、保育料の額を減免することができる(下関市保育の実施に関する条例施行規則第 10 条)。具体的な減免要件等に関しては、下関市保育料の減免等に関する要綱において次表のように定められている。

図表 5-3-3

減免対象要件		減免方法	減免期間	摘要
災害により保育料の負担が困難と認められるとき		(1) 全焼、半壊 全額免除 (2) 半焼、半壊 半額免除 (3) 火災、災害等による水損(床下浸水は除く) 3割免除	事実のあった日の属する月の翌月から (1) 6月 (2) 6月 (3) 3月	100 円未満の端数は切り捨てる。
その他市長が認めるもの	児童の属する世帯の生計の中心者の疾病、本人の意思に反して失業等により、収入が著しく減少し保育料の負担が困難と認められるとき	(1) 当該世帯の減免申請月の前3月平均収入額(以下「認定収入額」という。)が生活保護法(昭和25年法第144号)第8条の規定により厚生労働大臣が定める基準生活費の額(第1類及び第2類)、住宅扶助基準額及び教育扶助基準額の合計額(以下「最低生活費」という。)に満たない場合は全額免除する。 (2) 当該世帯の認定収入額が最低生活費を超える場合は、その認定収入額によって下関市保育の実施に関する条例施行規則別表第1に規定する保育料徴収金額(保育料)表(以下「保育料表」という。)で階層認定をする。	申請日の翌月から利用期間の範囲内(その日が月の初日であるときはその日の属する月)	認定収入額は申請世帯の実収入(総収入(雇用保険等を含む。))から当然引かれる金額(税金、社会保険料)を除いた3月の平均)とする。
	同一世帯に疾病者があり、2月以上継続してこれに必要な経費を支出しているため生活困難となり保育料の負担が困難と認められるとき	(1) 当該世帯の認定収入額が最低生活費に月平均医療費(高額療養費を限度とする。)を加算した額に満たない場合は全額免除する。 (2) 当該世帯の認定収入額が最低生活費に月平均医療費(高額療養費を限度とする。)を加算した額を超える場合は、その認定額によって保育料表で階層認定をする。	申請日の翌月から利用期間のうち治療期間の範囲内(その日が月の初日であるときはその日の属する月)	
	児童の属する世帯の生計の中心者またはその他の家族で保育料の算定に含まれる世帯員が死亡、離婚したとき	死亡及び離婚した者を除く当該世帯の前年分の所得税または前年度分の市民税額の課税額等によって保育料表で階層認定をする。	事実のあった日の属する月の翌月からその利用期間の範囲内(その日が月の初日であるときはその日の属する月)	
	上記に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるとき	上記に準ずる。	その日が月の初日であるときはその日の属する月)	

(出所: 下関市保育料の減免等に関する要綱)

保育料の減免を受けようとする扶養義務者は、申請事由を証明する書類を添付した減免申請書を市長に提出し、市長は内容を審査の上、決定通知書によりその結果を申請者に通知している。

また、減免を受けている扶養義務者が、上記の減免要件に該当しなくなったとき、またはその他の理由により減免を受ける必要がなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出る必要があり、市長は減免決定の取り消しまたは減免の内容の変更を行い、その旨を申請者に通知することとされている。

しかし、下関市の場合、上記の規則があるにもかかわらず、実際の適用者は次表のようになっており、利用割合は非常に低い水準となっている。⇒意見3①

図表 5-3-4

(単位:名、千円)

年度	適用者数	金額
平成 21 年度	0	—
平成 22 年度	0	—
平成 23 年度	0	—
平成 24 年度	2	168
平成 25 年度	3	630

(出所:こども育成課作成資料)

#### (4) 収納事務

##### ① 概要

保育料の納期限は、利用月の月末(月末日が土日祝日の場合は、その翌日。12 月の場合は、翌年の1月4日)となっている(下関市保育の実施に関する条例施行規則第 11 条)。

口座振替者については、当月 20 日頃に保育料データを金融機関に送付し、各金融機関より口座引落を実施し、引落後の3日後(休日除く)までに口座引落不能者リストがこども育成課に送付される。口座引落不能者に対しては翌月 10 日頃、納付書を各保育所に発送している。

納付書による納付者については、当月 10 日頃に納付書を各保育所に発送し、保育所を通じて納付書を各保護者に配付している。なお、保育所によっては、集金袋を各保護者に配付し、保護者が集金袋で保育所に保育料を納め、保育所が金融機関に納付している場合もある。

いずれの場合でも、納期限である月末までに口座引落、納付ができなかった場合は、翌月 20 日に督促状を扶養義務者宛に送付している。

② 納付方法

保育料の納付方法は口座振替と納付書による納付がある。なお、滞納している保育料に関しては、徴収嘱託員が訪問して徴収を行っている。平成 26 年 3 月末時点の利用割合は次表のとおりである。

図表 5-3-5

(単位:名、%)

納付方法	児童数	割合
口座振替	3,855	83.0
納付書	595	12.8
徴収嘱託員による徴収	191	4.1
合計	4,641	100.0

(出所:こども育成課作成資料)

なお、上記の納付書による納付には、保護者が集金袋で保育所に保育料を納め、保育所が金融機関に納付書で納付する方法も含まれている。

③ システム処理

保育料債権の管理は、保育料システムにて行われている。当該システムでは、納付書の作成や全銀協(全国銀行協会)フォーマット形式での口座振込 FD を作成することができる。また、全銀協からの口座振込結果を受けて、当該システムで一括入金処理や納付書対象者分の一括消込処理が実施される。

(5) 収入未済額の管理

① 収入未済額等の状況

a 収入未済額等の推移

平成 21 年度から平成 25 年度までの調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び収納率は次表のとおりである。



図表 5-3-6

(単位:千円、%)

現年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	1,115,929	1,093,790	-	22,139	98.0
平成 22 年度	1,154,177	1,137,645	-	16,531	98.6
平成 23 年度	1,151,802	1,134,891	-	16,911	98.5
平成 24 年度	1,170,514	1,150,491	-	20,022	98.3
平成 25 年度	1,173,493	1,151,830	-	21,662	98.2
過年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	79,732	11,171	-	68,561	14.0
平成 22 年度	87,530	11,724	-	75,806	13.4
平成 23 年度	92,337	10,494	6,928	74,915	11.4
平成 24 年度	91,826	12,136	784	78,906	13.2
平成 25 年度	99,349	12,518	3,964	82,866	12.6
合計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	1,195,662	1,104,961	-	90,701	92.4
平成 22 年度	1,241,707	1,149,370	-	92,337	92.6
平成 23 年度	1,244,140	1,145,385	6,928	91,826	92.1
平成 24 年度	1,262,340	1,162,628	784	98,928	92.1
平成 25 年度	1,272,843	1,164,349	3,964	104,529	91.5

(出所: 下関市債権管理委員会資料より作成)

現年度分に関しては、収納率は 98% 超と高い水準となっている一方で、過年度分に関しては、収納率は 13% 程度と低い水準になっている。これは、現年度分に関しては、保育料が保育に必要な費用という点で、対価関係が保護者にとって明確であることや、保護者がほぼ毎日、保育所を訪れ、保育士と接する機会があることが要因として考えられる。一方で、卒園後は保育が終わっており、終了した役務に対する支払いになってしまふことや、保育士と接する機会がなくなってしまうことが、収納率が低くなっている要因と考えられる。なお、こども未来部こども育成課では未収金回収額の目標設定はしているが、収納率については目標設定していない。

b 収入未済額の発生年度別内訳

平成 25 年度末の収入未済額は 104,529 千円となっており、発生年度別の内訳は次表のとおりである。

図表 5-3-7

(単位:名、千円)

年度	児童数	金額
平成 20 年度以前	334	37,177
平成 21 年度	83	9,991
平成 22 年度	80	10,178
平成 23 年度	79	10,246
平成 24 年度	126	15,273
平成 25 年度	217	21,662
合計	919	104,529

(出所:こども育成課作成資料)

この表から分かるとおり、発生後3年を経過して収入未済となっている児童数は毎年同程度であり、発生後3年以内に回収ができなかった場合は、ほぼそのまま回収が困難になっている。

なお、保育料の時効は5年であるが、平成 20 年度以前の保育料が収入未済となっているのは、後述の保育所保育料納付誓約書を提出させることにより、時効の中断が行われているためである。ただし、平成 20 年度以前の収入未済額の中には既に時効が完成した 15 名分の保育料 1,838 千円が含まれている。→指摘事項3③

c 滞納理由

下関市では保育料の滞納理由に関する明確な調査は行われていない。ただし、徴収嘱託員が滞納者と交渉等を行う過程で確認した滞納理由は、次表のとおりである。

図表 5-3-8

(単位:%)

滞納理由	割合
失業に伴う経済的困窮	22.2
病気に伴う経済的困窮	11.1
その他の理由による経済的困窮	24.4
正当な理由なし	11.1
その他	6.7
調査未了のため理由不明	24.4
合計	100.0

(出所:こども育成課作成資料)

なお、その他の理由で多いものは、夫(元夫)が生活費を提供してくれなくなったことや保護者の浪費癖ということである。

d 他の中核市との比較

平成 24 年度における中核市全体の保育料平均収納率は、現年度分が 98.7%、過

年度分が15.6%であり、合計で93.4%となっている。平成24年度の下関市の実績は、図表5-3-6のとおり、現年度分が98.3%、過年度分が13.2%であり、合計で92.1%となっており、現年度分は中核市平均と近似しているが、過年度分に関しては中核市平均を下回っている。現年度分の収納率に関しては、全国的に99.8%から95.0%と狭い範囲に収まっているが、過年度分の収納率に関しては、全国的に41.7%から7.1%と幅広く分散しており、改善の余地があると考えられる。

## ② 収入未済額にかかる回収手続

### a 督促

下関市会計規則第122条第1項に従い、こども育成課では、保育料システムから作成された督促状の発送を納期限後20日以内に行っている。

なお、督促状は、下関市債権管理マニュアルが定める様式ではなく、保育料独自の様式を利用している。当該様式には、調定年度、債務の内容、納期限、滞納金額及びその内訳、延滞金の算定等延滞金に関する事、財産差押えに関する事、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示に関する事が記載されており、下関市会計規則第122条第2項で求められている記載事項は全て漏れなく記載されている。

平成25年度における月次の督促状の発送者数は次表のとおりである。

図表 5-3-9

(単位:名)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
225	146	133	169	144	148
10月	11月	12月	1月	2月	3月
165	135	162	153	161	175

(出所:こども育成課作成資料)

なお、平成25年4月の発送者が多いのは、事務処理の関係で4月19日に支払いを行った扶養義務者に対しても督促状の発送が行われてしまったことによるものであり、実質的な発送者数は他の月と同程度ということである。

また、下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第2条では、督促状1通について100円の督促手数料を徴収することになっているが、現在徴収は行われていない。→指摘事項3④

### b 催告

こども育成課では、毎月20日頃に、現年度分の前月までの未納状況表を各保育所に送付し、各保育所から保護者に対して、納付を促している。また、私立保育所に対しては、毎月月末頃に、前月分の保育料未納者分の納付書を再発行している。

上記のような働きかけを行っても納付されない保護者に対しては、徴収嘱託員が電話及び訪問による催告を実施している。

c 延滞金

下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第3条では、「市長は、(地方自治)法第231条の3第1項の規定による歳入の納入の督促をしたときは、当該歳入金額に、当該納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.5%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。」旨が定められているが、現在徴収は行われていない。→指摘事項3④

d 分割納付

下関市では、保育料の滞納がある場合、児童の卒園時及び時効の完成直前に、「保育所保育料納付誓約書」を提出させている。

誓約書には、保育料が滞納になっている旨、納付計画に従って納付を行う旨、差押え等の滞納処分を受けても異議がない旨等が記載されており、保護者氏名で提出する様式となっている。また、納付計画を記載する欄が設けられており、一括納付か分割納付かを決定している。→意見3②

保育料システム上は、分割納付しているデータの集計が困難なために、正確な算定はできないが、こども育成課担当者によれば、過年度分の9割程度が分割で納付されているとのことである。

また、保育料システムには、分割納付を行っている旨の情報入力ができないため、表計算ソフトにて保護者ごとに保育所保育料納付誓約書の提出日を管理している。当該ファイルにより、時効が完成間近の保護者に関しては、再度誓約書を提出させるように管理しているが、「①b 収入未済額の発生年度別内訳」に記載のとおり、15名分の保育料については既に時効が完成してしまっている。→意見3③

e 滞納処分(強制徴収)

「(1)③債権の区分」に記載のとおり、保育料は強制徴収公債権であり、裁判を経ることなく、自らが強制徴収を行うことができるが、下関市では平成21年度から平成25年度までに強制徴収を行った例はない。→指摘事項3⑤

f 不納欠損処分

平成21年度から平成25年度までに実施した不納欠損処分の件数及び金額は次表のとおりである。

図表 5-3-10

(単位:名、千円)

年度	児童数	金額
平成 21 年度	0	-
平成 22 年度	0	-
平成 23 年度	60	6,928
平成 24 年度	7	784
平成 25 年度	42	3,964

(出所:こども育成課作成資料)

不納欠損処分は時効が完成したものについて実施しているが、消滅時効が完成しているかどうかのデータはシステム化されていないため、その確認作業の煩雑さ等に影響されて、年度によって実施の有無や金額に変動が生じている。→指摘事項3③

### ③ 徴収嘱託員の業務

#### a 徴収嘱託員の設置

下関市では、「下関市保育料等徴収嘱託員設置要綱」に基づき、保育料、各種保育サービス利用料等で滞納にかかるもの及びこれらにかかる督促手数料や延滞金などを効率的に徴収するとともに、その徴収事務の円滑な運営を図るために、下関市保育料等徴収嘱託員を設置している。

徴収嘱託員の職務は、滞納保育料等の徴収に関すること、保育料等の納入通知書兼納付書及びその他の配布物の私立保育所等への運搬、その他付帯事務のほか、こども育成課で実施する事業の円滑な運営を推進するために所属長が指示した事項とされている。

#### b 徴収嘱託員の徴収業務

徴収嘱託員の徴収事務は、下関市保育料等徴収嘱託員設置要綱及び「下関市保育料等徴収事務処理要領」により定められている。

具体的には、滞納者宅や関係先への臨戸徴収、滞納者への電話による催告、滞納者宅への納付書送付による納付推進、滞納者からの要望・相談に関する助言、各保育所長と滞納者の状況に関する助言がある。

臨戸徴収の場合、下関市保育料等徴収事務処理要領では以下の手順が定められている。

- こども育成課担当者から配付された滞納者リストにより臨戸徴収対象者を抽出
- 滞納金明細を印刷
- 滞納台帳及び収納状況の確認
- 臨戸

- ◇ 面談し、徴収できた場合
  - ・ 現金を確認し、領収書に収納印を押印し2枚目は納付者に発行。
  - ・ 次回の徴収日の約束。
  - ・ こども育成課にて金銭出納帳に内容を記載し、振込用納付書を出力し、現金を金融機関窓口で納付。
  - ・ 滞納保育料等徴収実績報告書を作成。
  - ・ 業務日報に詳細を記載。
- ◇ 面談したが徴収できなかった場合
  - ・ 交渉内容を業務日報に記載。
- ◇ 不在の場合
  - ・ 不在票に訪問した趣旨を記載し、保護者宛ての封筒に入れ、糊付厳封し投函。

なお、訪問した記録は業務日報とは別に個人別の滞納台帳に詳細を記録することになっている。

業務日報は、日々の業務内容を記載することになっていることから、時間別の訪問、架電履歴が記載されている一方、滞納台帳は、滞納者個人別の交渉記録であり、交渉日ごとの記録が記載されている。→意見3④

#### c 徴収嘱託員の報酬

徴収嘱託員の報酬は、基本月額に加えて、能率報酬の合計額となっている。能率報酬は、徴収した金額や納付誓約書等の提出件数等に応じて定められており、具体的には以下のように定められている(下関市保育料等徴収嘱託員設置要綱第12条)。

徴収月額割	納期限後の経過年数	報酬算出対象となる徴収月額	報酬支給割合
	納期限後3年未満の滞納分の徴収額	220,000円以下の部分	9%
		220,000円を超える部分	11%
	納期限後3年以上経過した滞納分の徴収額	全額	19%
納付誓約書等の提出件数割		1世帯につき	2,000円

徴収月額割の基礎となる徴収月額は、訪問等によって徴収した滞納保育料等(保育料や各種保育サービス利用料等)の金額に、徴収嘱託員による納付指導に伴って金融機関窓口で納められた滞納保育料等の40/100を加えたものとなっている。また、納付誓約書等の提出件数割は、延滞金を除く滞納保育料等が少なくとも減少する内容の納付計画が明記された納付誓約書等が提出された後、2月以上継続して誓約どおりに滞納保育料等の収納が確認できたものを対象とし、原則として、保育料等の種類ごとに1世帯につき1回限りの支給とされている。

平成21年度から平成25年度までの能率報酬支払実績は次表のとおりである。

図表 5-3-11

(単位:千円)

年度	徴収月額割	納付誓約書 提出件数割	合計	徴収嘱託員数
平成 21 年度	1,663	26	1,689	4名(4~6月は3名)
平成 22 年度	2,134	16	2,150	4名(4月は3名)
平成 23 年度	1,922	82	2,004	4名(11~3月は3名)
平成 24 年度	2,113	104	2,217	4名
平成 25 年度	1,876	48	1,924	2名

(出所:こども育成課作成資料)

徴収月額割は概ね一定額発生しているが、納付誓約書提出件数割は低い水準となっている。これは、納付誓約書等の提出頻度が少ないこと及びその後2月以上継続して誓約どおりの収納が必要であるものの、実現が難しいためであると考えられる。

#### (6) 監査の結果(指摘事項)

##### ① 課税を証明する書類が未提出の場合の保育料について

現在、保育所への入所申し込み時に課税を証明する書類を未提出の場合、保育料はD7の階層区分の金額が賦課されることになっている。しかし、課税を証明する書類が提出されない場合には、最高階層の金額を賦課することによって、扶養義務者に課税を証明する書類の提出を促す効果があると考えられる。

下関市によれば、従来はD7階層が最高階層であったため、課税を証明する書類の未提出の場合にはD7階層での保育料の賦課を行っていたが、階層を変更してD8及びD9階層が新設された後も、課税を証明する書類が未提出の場合に賦課する階層をD7から変更していなかったということである。

そのため、D8及びD9階層の扶養義務者が課税を証明する書類を未提出の場合、本来賦課される金額よりも低額の保育料が賦課されることになり、課税を証明する書類を提出するインセンティブがなくなってしまうため、課税を証明する書類を未提出の場合には、最高階層の保育料を賦課するように変更すべきである。

##### ② 保育料決定通知書の記載項目について

保育料決定通知書には、保育料の滞納が3月以上に及ぶときは退所していただくことがある旨が記載されている。実際に退所させることはないということであるが、そもそも保育所設置の目的は、保育に欠ける児童を保育することであり、保育料の滞納を理由に退所させることは児童福祉法に定める「保育に欠ける」の要件を過重することになり、違法であると考えられる。

したがって、保育料決定通知書に記載されている、保育料の滞納が3月以上に及ぶと

きは退所していただくことがある旨は削除すべきである。

③ 不納欠損処分の実施及び時効の管理について

図表 5-3-10 のとおり、現在下関市では消滅時効が完成しているかどうかのデータがシステム化されていないため、その確認作業の煩雑さ等に影響されて、不納欠損処分の実施件数にばらつきが生じている。また、平成 20 年度以前に発生した保育料のうち既に時効が完成している債権もある。

保育料は、公債権であることから、時効の援用を待たずに債権が消滅する。そのため、少なくとも時効が完成した債権に関しては、漏れなくかつ速やかに不納欠損処分を行うべきである。

④ 督促手数料、延滞金の徴収について

下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例では、督促を行った場合は、督促手数料を徴収し、延滞金に関しては、納期限の翌月から納入の日までの期間の日数に応じて徴収することになっているが、実際にはいずれも徴収されていない。公平性の観点からも、督促手数料及び延滞金を徴収するようにすべきである。

⑤ 滞納処分(強制徴収)の実施について

平成 21 年度から平成 25 年度までの間、下関市では保育料に関して強制徴収は行われていない。保育料の滞納理由は図表 5-3-8 のとおりで、正当な理由なく保育料を納付していない世帯も一定割合存在しているため、そのような世帯に対しては、強制徴収を実施すべきである。

(7) 監査の結果(意見)

① 減免申請の周知について

下関市では、保育料の減免制度は設けられているが、図表 5-3-4 のとおり、実際の利用件数は非常に低い水準となっている。これは、減免制度の周知があまり行われていないこと及びその適用要件(失業は、本人の意思に反した場合に限定していること)が要因として考えられる。

児童福祉法第 56 条第3項では、保育費用を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育料を徴収することが定められているのみであり、保育費用を徴収した場合における家計に与える影響が大きいのであれば、その失業が自発的なものであるかどうか問う必要はないと考える。

また、平成 27 年度からは、4月から8月までの保育料は、前年度の市民税(前々年度の所得を基に計算)が基準になることから、実際に保育料を納付する期間とその保育料の算定基礎となる所得の計算期間の乖離が大きくなることになる。そのため、保育料納付期間において、家計に与える影響を考慮して徴収を行えるように、減免制度の一層の周知とその適用要件の見直しが望まれる。



## ② 保育所保育料納付誓約書の署名者について

現在、保育所保育料納付誓約書は、卒園時及び時効完成直前に提出させている。保育所とのかかわりが深いのは、通常は世帯主の配偶者(妻が多い)であり、保育所保育料納付誓約書の署名も世帯主の配偶者が行うことが多くなっている。一方で、保育料の賦課決定は、世帯主(夫が多い)に対して通知している。

婚姻中の夫婦は、日常家事債務(民法第761条前段)に関する事項については相互に法定代理権を有していると解されている(最高裁昭和44年12月18日判決)。しかし、私法上の規定である日常家事債務の規定が公法上の債権である保育料債権にも適用されるかどうかについては争いがある(この点、大阪弁護士会自治体債権管理研究会編集「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」(平成22年、初版)では、適用されないと取り扱うべきであるとされている。)

仮に、保育所保育料納付誓約書の作成は日常家事債務に当たらないとなった場合には、債務承認の効力は有せず時効中断の効力はないと考えられる。その場合、保育所保育料納付誓約書を徴取しているために、現在は時効が完成していないとしている債権の一部が時効が完成している債権になってしまう。そのような事態を避けるためにも、世帯主の委任状または同意書を合わせて作成することにより世帯主の意思も確認するようにすることで、債務承認が確実に行われるようにすることが望まれる。

## ③ 時効の管理について

保育料債権の時効期間は5年であるが、下関市では保育所保育料納付誓約書を提出させることで、時効の中断が行われている。当該時効の管理は、担当者が保育料システム外の表計算ソフトにより管理している。当該ファイルには、児童名、保護者名、保育所保育料納付誓約書提出日等の限られた情報のみが入力されているため、時効が完成した場合、再度保育料システムに戻って、滞納保育料の金額等を確認する必要が生じてしまう。

したがって、保育料システムにおいて、時効の起算点が管理できるように検討することが望まれる。なお、その際には、時効の完成が近づいている収入未済額についてはアラート等が発せられる仕組みにしておくことで、事務処理漏れによる時効の完成を防止できると考えられる。

## ④ 滞納台帳の記載について

徴収嘱託員は、日々の業務の中で業務日報及び滞納台帳を作成している。業務日報には、日々の業務活動を記載しており、滞納台帳には滞納者別の情報を記載している。

監査人が両者をサンプルで閲覧した結果、いずれか一方にしか記載されていない事例はなかったが、滞納台帳に関しては、以下の点を改善することが望まれる。

- ・ 手書きで作成されているため、必ずしも全ての情報が読み取れない。
- ・ 滞納者との交渉記録となっているが、日にちの記載のみで、曜日、時間が記載されていない。保育所を利用している保護者は、昼間に居宅外で労働することを常態と

しているなど、接触できる機会は限られていると考えられるため、曜日や時間の情報は、滞納者と効率的にコンタクトをとるための重要な情報であり、曜日や時間も記載しておくことが望まれる。

- ・ 滞納台帳は、日々の交渉履歴が羅列されているのみであり、当該滞納者の現時点での状況(コンタクトしやすい時間帯、勤務地、収入状況等)を把握するためには、過去からの交渉履歴を全て確認する必要があるが生じている。滞納者によっては、長期間に亘って交渉を行うことになり、状況が変化していることも考えられる。その場合、直近の情報は債権回収交渉を行うに当たって有用であると考えられるため、滞納台帳には当該滞納者の状況を記載する欄を設けて、最新の情報が適時に把握できるようにしておくことが望まれる。

## 4 上屋使用料

### (1) 制度概要

#### ① 関係法令等

港湾法

下関市港湾施設の設置等に関する条例

下関市港湾施設の設置等に関する規程

#### ② 事業の目的

下関港は、全国で18ある国際拠点港湾の一つであり、下関市が港湾管理者として管理を行っている。下関市は港湾管理者として、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客施設、保管施設、船舶役務用施設、港湾環境整備施設、港湾施設用地を港湾施設として設置している(下関市港湾施設の設置等に関する条例第2条)。

下関市は、これらのうち荷さばき施設として22の上屋を設置し、使用者から使用料を徴収している。

#### ③ 債権の区分と時効

港湾法第44条の3第1項において、地方自治法第231条の3第3項前段の規定は、入港料その他の料金、過怠金その他港務局の収入に関して準用する旨の規定が定められていることから、上屋使用料は強制徴収公債権であり、時効期間は5年となる。

### (2) 債権管理部署

当該債権の管理部署は、港湾局施設課であり、平成26年3月末現在の人員数は正職員23名、嘱託職員1名である。なお、債権回収専任職員は設置しておらず、職員1名が兼務で債権管理を担当しており、下関市債権管理マニュアルに従って業務を行っている。

### (3) 上屋使用料の決定

#### ① 上屋使用料の算定

下関市港湾施設の設置等に関する条例第10条において、港湾施設使用者は使用料を納付しなければならない旨が定められており、その額は次表のとおりである。

図表 5-4-1

施設	区分	使用料
上屋	1 1級上屋	
	(1) 一般使用 1日につき1m <sup>2</sup> までごとに	
	貨物搬入の日から 15 日まで	8円 42 銭
	貨物搬入の日から 16 日以後 30 日まで	16 円 84 銭
	貨物搬入の日から 30 日を超える場合	33 円 69 銭
	(2) 専用使用	
	1月につき1m <sup>2</sup> までごとに	280 円 80 銭
	2 2級上屋	
	(1) 一般使用 1日につき1m <sup>2</sup> までごとに	
	貨物搬入の日から 15 日まで	7円 23 銭
	貨物搬入の日から 16 日以後 30 日まで	14 円 47 銭
	貨物搬入の日から 30 日を超える場合	28 円 94 銭
	(2) 専用使用	
	1月につき1m <sup>2</sup> までごとに	241 円 92 銭
	3 上屋附帯施設	
(1) 一般使用		
ア 動力用コンセント 1時間までごとに	378 円	
イ くん蒸庫 1回につき1m <sup>3</sup> までごとに	839 円 16 銭	
(2) 専用使用		
事務所 1月につき1m <sup>2</sup> までごとに	756 円	

(出所: 下関市港湾施設の設置等に関する条例)

1級上屋と2級上屋の違いは、建築年次によるものであり、昭和 48 年以前に建築されたものは2級上屋、昭和 49 年以降に建築されたものは1級上屋に区分されている。

また、上記の一般使用及び専用使用の違いは、使用期間の差によるものであり、一般使用とは1月未満の期間使用する場合であり、専用使用とは1月以上1年以内の期間使用する場合である。上屋の平成 25 年度における使用は全て専用使用である。

## ② 申請方法

利用者が上屋を使用するためには、港湾施設使用許可申請書を事前に提出する必要がある(下関市港湾施設の設置等に関する規程第3条)。港湾施設使用許可申請書には、申請者、施設名称、使用期間、使用面積等を記載する必要がある。港湾施設使用許可申

請書が提出された場合、下関港管理委員会が使用許可を判断し、許可する場合は、上屋使用許可書を交付する。上屋使用許可書には港湾施設名、使用面積、使用期間、使用料金が記載されている。使用料金は上屋ごとに面積が決まっているため、当該面積に図表 5-4-1 の使用料を乗じることで決定される。

#### (4) 収納事務

##### ① 概要

上屋使用料の納期限は、一般使用の場合は港湾施設の使用を終了する日の属する月の翌月の末日、専用使用の場合は港湾施設の使用を開始する日の属する月の翌月の末日となっている(下関市港湾施設の設置等に関する条例第 10 条第 2 項)。納付方法は、全て納付書によることとなっている。

専用使用の場合で分納を希望する場合は、使用許可申請書と合わせて使用料分納承認申請書を提出し、許可されれば分納も可能である。分納の場合、毎月末日付で納期限を翌月末日とした納付書を使用者に発行している。

##### ② システム処理

上屋使用料は計算も容易であり、また、使用者数も限られていることから、個別の独自システムは利用しておらず、下関市の基幹システムで管理を行っている。

#### (5) 収入未済額の管理

##### ① 収入未済額等の状況

###### a 収入未済額等の推移

平成 21 年度から平成 25 年度までの調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び収納率は次表のとおりである。

図表 5-4-2

(単位:千円、%)

現年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	95,814	93,517	-	2,296	97.6
平成 22 年度	100,164	100,164	-	-	100.0
平成 23 年度	102,219	102,219	-	-	100.0
平成 24 年度	104,311	104,311	-	-	100.0
平成 25 年度	103,039	103,039	-	-	100.0
過年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	49,559	7,343	-	42,216	14.8
平成 22 年度	44,512	-	-	44,512	0.0
平成 23 年度	44,512	-	-	44,512	0.0
平成 24 年度	44,512	-	-	44,512	0.0
平成 25 年度	44,512	-	-	44,512	0.0
合計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	145,374	100,861	-	44,512	69.4
平成 22 年度	144,677	100,164	-	44,512	69.2
平成 23 年度	146,732	102,219	-	44,512	69.7
平成 24 年度	148,824	104,311	-	44,512	70.1
平成 25 年度	147,552	103,039	-	44,512	69.8

(出所: 下関市債権管理委員会資料より作成)

この表のとおり、平成 22 年度以降の現年度分は収納率 100%となっているが、過年度分等の収入未済額があるため、合計の収納率は 100%とはなっていない。当該収入未済額は、後述する「③収入未済額の内容」に記載のとおり、全額 A 株式会社に対するものである。

#### b 他の中核市との比較

港湾施設を有している中核市は横須賀市と函館市のみであり、両市とも平成 25 年度の現年度分の収納率は 100%となっている。

#### ② 収入未済額にかかる回収手続

下関市会計規則第 122 条第 1 項に従い、港湾局施設課では、下関市債権管理マニュアルが定める様式の督促状を納期限後 20 日以内に発送を行うこととしているが、平成 25 年度は新規の滞納発生がないため、督促状の発送実績はない。また、同様の理由で電話や訪問による催告も実施実績はない。

## ③ 収入未済額の内容

## a 収入未済額の内容

図表 5-4-2 のとおり、現年度分の収納率は 100%であり、収入未済額は過年度分が現存しているのみである。

当該収入未済額は、全額 A 株式会社に対するものであり、発生年度は次表のとおりである。なお、同社は、上屋の上部に自社構築物を取り付けていたことから、上屋使用料とは別に土地使用料も賦課されており、これも同様に滞納している(平成 25 年度末時点で 10,427 千円)。

図表 5-4-3

(単位:千円)

発生年度	金額
平成 15 年度	1,120
平成 16 年度	12,054
平成 17 年度	10,427
平成 18 年度	8,484
平成 19 年度	10,128
平成 21 年度	2,296
合計	44,512

(出所: 港湾局施設課提供資料)

## b A 株式会社に対する滞納処理状況

A 株式会社に対する過年度の主な滞納処理状況等は以下のとおりである。

→指摘事項4①、→指摘事項4②

年度	滞納処理状況等
平成 15 年度	電話等による納付相談
平成 16 年度	電話等による納付相談
平成 17 年度	未納額の納付計画書受理
平成 18 年度	未納額の納付計画書受理
平成 19 年度	未納額の納付計画書受理
平成 20 年度	未納額の納付計画書受理 納付指導文書、督促状手渡し 滞納金納付誓約書受理 督促状、納付催告書、差押予告書送付
平成 21 年度	差押調査、売掛金差押え 港湾施設の使用不許可 第 1 突堤第 5 号上屋鍵返還
平成 22 年度	第 1 突堤第 1 号上屋鍵返還
平成 25 年度	民事訴訟提起の専決処分 第 1 突堤第 1 号上屋倉庫の撤去 土地明渡等請求提訴

## (6) 監査の結果(指摘事項)

## ① 督促について

A 株式会社は、平成 15 年度以前から支払いが遅れ気味であったとのことであるが、実際に督促されたのは平成 20 年度になってからである。下関市会計規則第 122 条第 1 項では、納期限までに債務を履行しないときは、履行期限の 20 日以内に文書により当該債務者に督促を行うことが求められている。そのため、平成 20 年度まで督促されていないことは、下関市会計規則に反している。納期限までに債務が履行されない段階で、速やかに督促すべきであったので、今後は留意されたい。

## ② 法的措置の遅れについて

A 株式会社の上屋使用料は平成 15 年度から滞納が続いていたにもかかわらず、平成 16 年度以降も上屋の使用を許可し続けていたことから滞納額が増加している。平成 21 年度に使用を不許可、また、差押えも同年度から実施しており、平成 25 年度になって訴訟を提起している。

滞納開始から差押えの実施、訴訟提起までの時間がかかりすぎたことによって、債権の回収が一層困難になり、また、当該上屋を他の使用者に貸し出すこともできない状況になっていた。滞納が発生し回収が困難になった場合は、速やかに差押え等の法的手続に入ることにより、債権の回収に努めるべきである。



## 5 下水道事業受益者負担金

### (1) 制度概要

#### ① 関係法令等

都市計画法

下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

#### ② 事業の目的

公共下水道は整備されることにより、周辺環境の改善、トイレの水洗化や河川・海域の水質保全が図られ、快適で衛生的な生活環境が構築される。また、排水設備も整備されることで水害を防止し、終末処理場の建設により循環型社会の形成に大きな役割を果たすことになる。

しかし、公共下水道整備により利益を受けるのは公共下水道が整備された区域内の土地所有者や、賃借権・地上権などの権利を有する者に限定される。当該公共下水道整備に対し公費(税金)を投入することは、その利益を受けることのできない者にも負担をかけ、公平性を欠くことになる。そのため、公共下水道を利用できる地域の土地所有者に対しては建設費の一部について下水道事業受益者負担金として負担を求めることとしている(都市計画法第75条第1項、下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第1条)。

下関市は、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」の実現を目指し、人と自然にやさしく、安全で安心して暮らせるまちづくりの施策として公共下水道の整備を位置付けており、関門海峡や山陰海岸、緑豊かな山林、ホテルの生息する河川等特色ある自然環境・景観を保全しそれらの活用を図るため、公共下水道の積極的な整備推進を図っている。

下関市の平成26年3月31日現在の行政区域内人口は276,369人であり、うち処理区域内人口(下水道設備に生活排水を排除することができる人口)は200,481人(戸数:93,885戸)で普及率72.5%、水洗化人口は192,947人(戸数:90,043戸)で水洗化率96.2%となっている。

現在の公共下水道建設事業計画では、下関市全域の面積71,617haのうち、計画排水面積6,447.5haについて公共下水道事業整備を行い、平成37年度までの整備完了を目標としている。平成26年3月末現在の地区別の整備状況は次表のとおりである。

図表 5-5-1

(単位:ha、%)

地区	供用開始年	計画排水面積	整備完了面積	進捗率
筋ヶ浜処理区	昭和 40 年より供用開始	723	714	98.7
彦島処理区	昭和 55 年より供用開始	793	790	99.6
山陰処理区	平成2年より一部供用開始	2,760	1,722	62.4
山陽処理区	平成7年より一部供用開始	1,582	860.5	54.4
川棚小串処理区	平成 10 年より供用開始	418	203.5	48.7
豊北地区	平成 10 年より一部供用開始	93	93	100.0
豊田地区	平成9年より供用開始	78.5	78.5	100.0
合計		6,447.5	4,461.5	69.1

(出所: 下関市上下水道局提供資料)

また、山陰処理区では、近年の宅地化に伴う武久川及び綾羅木川流域の水質汚濁防止と生活環境の改善のため管渠整備(給水・排水を目的として作られる水路)等の拡大を行っている。

### ③ 債権の区分と時効

都市計画法第 75 条第1項では、都市計画事業によって著しく利益を受ける者がいるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を、当該利益を受ける者に負担させることができると規定されており、同法第 75 条第5項では、納付すべき金額を納付せず督促を受けた受益者が指定期限までに納付しない場合には、国税滞納処分の例により負担金及び延滞金を徴収することができる旨が定められている。以上から、下水道事業受益者負担金は強制徴収公債権であり、時効期間は5年(都市計画法第 75 条第7項)となる。

## (2) 債権管理部署

下関市では、平成 17 年に行った旧1市4町の合併に伴い、下水道事業受益者負担金の管理を旧下関市地区と旧豊浦町地区で行っている。各地区の管理部署、平成 26 年3月末における職員数は以下のとおりである。

地区	担当課	職員数
旧下関市地区	上下水道局下水道課 (以下、下水道課)	正職員 36 名、嘱託職員5名
旧豊浦町地区	上下水道局北部事務所 (以下、北部事務所)	正職員 23 名、嘱託職員1名

下水道課は計画係、業務係、普及係、工事第1係、第2係、第3係の計6係から構成されており、業務係(正職員4名、嘱託職員1名)が受益者申告書の発送・回収、徴収猶予・減免申請の対応、決定通知書及び納入通知書の発送・回収業務を担当している。北部事務

所は庶務係、施設係、維持係、下水道係の計4係から構成されており、下水道に関連する業務は全て下水道係(正職員6名、嘱託職員1名)が担当している。各拠点ともに債権回収専任職員は配置されていない。

### (3) 下水道事業受益者負担金の決定

#### ① 下水道事業受益者

下水道事業における受益者とは、事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権または使用賃借もしくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主または賃借人が受益者となる(下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第2条)。

#### ② 賦課対象区域

負担金は、下水道が整備された区域内にある全ての土地が対象となり、空き地や駐車場、農地など建物が建っていない土地も対象となる。

#### ③ 負担金の算定及び徴収期間

賦課対象区域内の受益者に対して、1㎡あたりに下記金額を乗じた額が下水道事業受益者負担金として計算され、下記の期間に亘って徴収される。

図表 5-5-2

(単位:円/㎡、年)

平成17年2月12日における区域	金額	徴収期間
旧下関市地区	300	3
旧豊浦町地区	400	5

(出所:下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第4条、第6条第4項)

#### ④ 徴収猶予、減免措置

下水道事業受益者負担金は、一定の条件を満たす場合、徴収猶予または減免措置を受けることができる。

##### a 徴収猶予

以下の条件に該当する受益者は、申請を行うことで負担金の納付について猶予を受けることができる(下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第7条)。

- ・ 所有する土地が農地や山林など、利用状況により徴収を猶予することが適当と考えられる場合
- ・ 受益者に災害、盗難その他の事故が生じ、受益者が負担金を納付することが困難な場合

なお、具体的な基準については下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程別表第1で定められている。

申請を受けた下関市は、現地調査及び登記簿による地目、地積の確認を行い、決

定内容を下水道事業受益者負担金決定通知書により申請者に通知している。

平成 21 年度から平成 25 年度までの徴収猶予制度利用者数と猶予金額は次表のとおりである。

図表 5-5-3

(単位:名、千円)

年度	旧下関市地区		旧豊浦町地区	
	利用者数	猶予金額	利用者数	猶予金額
平成 21 年度	49	35,238	8	5,076
平成 22 年度	102	42,364	7	3,573
平成 23 年度	161	88,737	1	150
平成 24 年度	253	84,791	11	11,964
平成 25 年度	141	67,810	9	10,427

(出所:下水道課、北部事務所提供資料)

平成 23 年度以降に旧下関市地区の徴収猶予制度利用者数が増加しているのは、平成 23 年4月に王喜中継ポンプ場が運転開始となり、順次受益地域が拡大したためである。

b 徴収猶予の取り消し

下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第9条及び同第 14 条では、徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき、または、受益者の財産につき滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の事象等により、徴収を猶予した期限までに猶予に係る負担金全額を徴収することができない場合は、徴収猶予を取り消し、猶予にかかる負担金を一時に徴収することができると定められている。

平成 21 年度から平成 25 年度までの徴収猶予取消件数と金額及び取り消しに伴う一時金回収件数と金額は次表のとおりである。

図表 5-5-4

(単位:件、千円)

年度	旧下関市地区				旧豊浦町地区			
	取消		一時金回収		取消		一時金回収	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 21 年度	4	663	4	643	1	200	1	200
平成 22 年度	1	117	1	117	0	—	0	—
平成 23 年度	9	3,097	7	2,055	1	286	0	—
平成 24 年度	13	4,169	10	2,839	0	—	0	—
平成 25 年度	4	13,156	2	12,389	0	—	0	—

(出所:下水道課、北部事務所提供資料)

徴収猶予取消が生じた理由は、徴収猶予者の財産状況やその他の事情の変化が生じたためである。徴収猶予取消の場合の負担金支払いについても分割納付と一括納付が選択でき、多くの受益者は後述する報奨金(「(4)①概要」参照)が得られる一括納付による支払いを選択している。

c 負担減免

以下の条件に該当する受益者は、申請を行うことで負担金の納付について減免を受けることができる(下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第8条第2項)。

- ・ 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地にかかる受益者
- ・ 国または地方公共団体がその企業の用に供している土地にかかる受益者
- ・ 国または地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地にかかる受益者
- ・ 生活保護法により保護を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- ・ 事業のため土地、物件、労力または金銭を提供した受益者
- ・ 上記のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地にかかる受益者

なお、具体的な基準については下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程別表第2で定められている。

申請を受けた下関市は、下水道事業を行う際に公共事業計画を確認し、上記条件に該当するか否かの確認を行っている。また、生活保護に関する情報は生活支援課と情報共有を図ることで毎期状況確認を行っている。

平成 21 年度から平成 25 年度までの負担減免制度利用者数は次表のとおりである。

図表 5-5-5

(単位:名、千円)

年度	旧下関市地区		旧豊浦町地区	
	利用者数	利用額	利用者数	利用額
平成 21 年度	183	69,030	25	1,260
平成 22 年度	141	108,777	28	5,156
平成 23 年度	133	18,220	14	3,308
平成 24 年度	108	43,041	6	416
平成 25 年度	92	25,034	3	663

(出所:下水道課、北部事務所提供資料)

減免制度の利用者が減少しているのは、公共下水道の供用開始区域が都心部から郊外へと移行していく過程で、減免制度の利用条件に合致した土地や所有者が少なく

なっていることが要因であると考えられる。

(4) 収納事務

① 概要

下水道事業受益者負担金は、「(3)③受益者負担金の算定及び徴収期間」で決定された負担金を旧下関市地区では12回、旧豊浦町地区では20回に分割して納付される。

納期限は年4回(7月、9月、11月、1月)であり、下記期間内を納期限として(下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第5条)、6月下旬に納入通知書を送付している。

第1期	7月5日から7月31日まで
第2期	9月5日から9月30日まで
第3期	11月5日から11月30日まで
第4期 翌年	1月5日から1月31日まで

なお、分割納付ではなく一括して納付することも可能であり、一括納付する場合は、一定の報奨金制度を設けている。各納期における一括納付に応じた報奨金交付率は次表のとおりである。

図表 5-5-6

旧下関市地区												(単位:%)									
一括納付納期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11										
報奨金交付率	15.0	14.5	13.0	11.5	10.0	8.5	7.0	5.5	4.0	2.5	1.0										
旧豊浦町地区																					
一括納付納期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
報奨金交付率	10	9.5	9.0	8.5	8.0	7.5	7.0	6.5	6.0	5.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0		

(出所:下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第6条第2項)

② 納付方法

下水道事業受益者負担金の納付方法は口座振替と納付書による納付がある。下関市としては、複数年に亘る支払い漏れを抑制するために、口座振替による納付を推奨している。しかし、平成25年度におけるそれぞれの納付方法割合は次表のとおりであり、特に旧下関市地区では納付書による納付が大部分を占めている。

図表 5-5-7

納付方法	(単位:%)	
	旧下関市地区	旧豊浦町地区
口座振替	5.4	24.3
納付書納付	94.6	75.7

(出所:下水道課、北部事務所提供資料)

③ システム処理

下水道事業受益者負担金債権の管理は、下水道受益者負担金システムを利用しており、当該システムで基礎データ、調定額、収納額及び滞納債権を管理している。

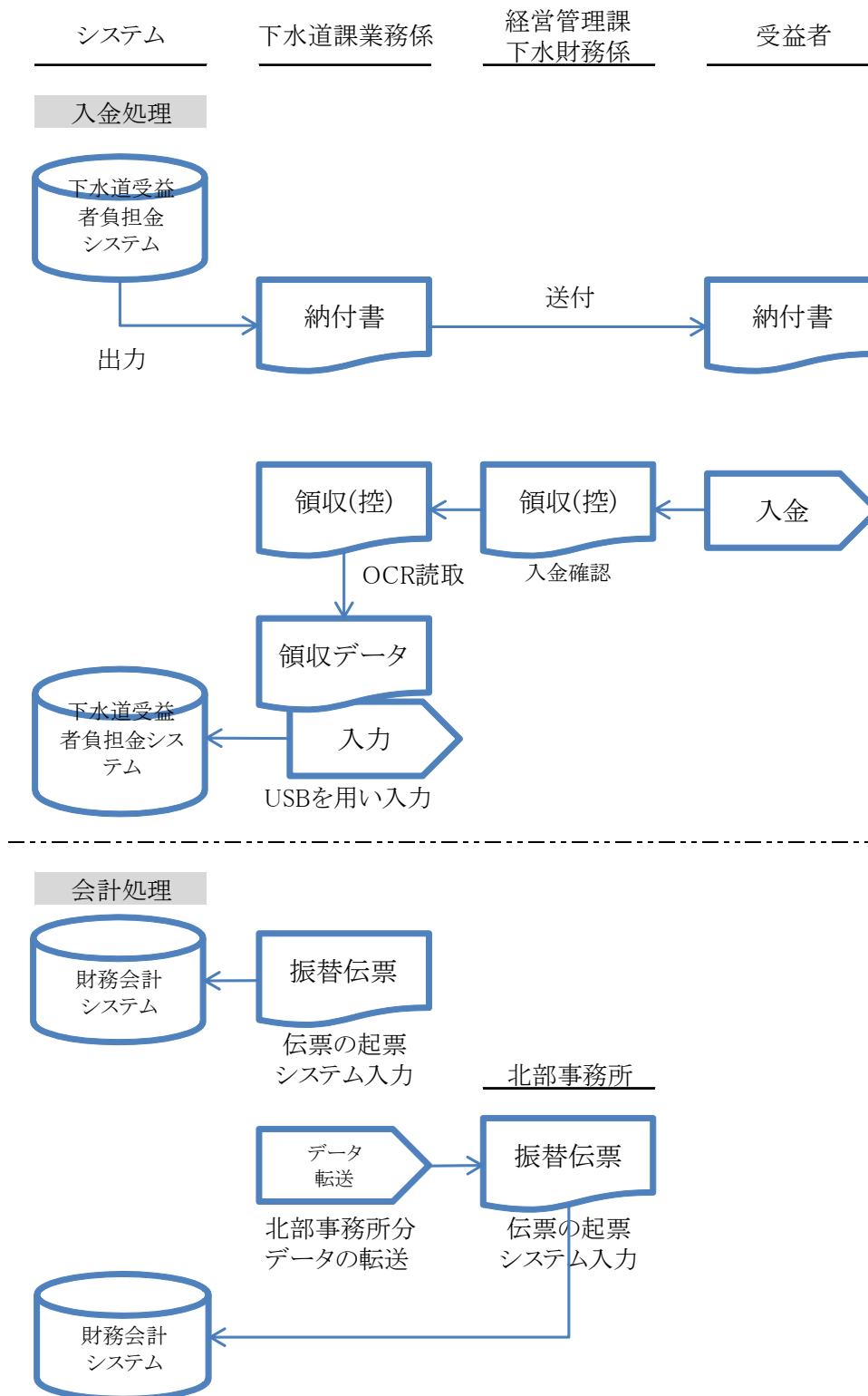
入金情報は金融機関において取りまとめられ、領収(控)が上下水道局経営管理課下水財務係に通知され、下水財務係で入金確認が行われたのちに、下水道課業務係に転送される。下水道課業務係では領収(控)の情報をOCR読取機により読み取り、USBを用いて下水道受益者負担金システムに取り込んでいる。

会計情報は、下水道課、北部事務所の各拠点において領収(控)データに基づき振替伝票を起票し、財務会計システムに入力を行っている。

徴収猶予対象者、負担金減免者については債権ごとに紙面資料を作成し、年度ごとにファイリングするとともに、徴収猶予情報や負担金減免情報を下水道受益者負担金システムに入力している。徴収猶予情報更新時期には当該紙面資料及びシステム情報を利用して対象者リストを作成している。

下水道事業受益者負担金に関する業務フローは次表のとおりである。

図表 5-5-8





(5) 収入未済額の管理

① 収入未済額等の状況

a 収入未済額等の推移

平成 21 年度から平成 25 年度までの調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び収納率は次表のとおりである。なお、下水道事業受益者負担金は、賦課対象年度に全額が調定されるため、収入未済額の中に分割納付の納期未到来分が含まれることになる。したがって、表中の収納率は調定額から納期未到来分を控除した実質的な調定額に基づいた収納率を記載している。

図表 5-5-9

旧下関市地区

(単位:千円、%)

現年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	納期未到来分	差引額	収納率
平成 21 年度	240,778	194,449	—	46,328	39,353	6,975	96.5
平成 22 年度	128,628	100,709	—	27,918	24,881	3,037	97.1
平成 23 年度	118,306	89,898	—	28,408	25,428	2,979	96.8
平成 24 年度	134,326	114,680	—	19,645	17,641	2,003	98.3
平成 25 年度	136,979	110,026	—	26,953	25,696	1,256	98.9
過年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	納期未到来分	差引額	収納率
平成 21 年度	61,152	28,722	2,522	29,907	15,363	14,544	62.7
平成 22 年度	74,282	31,413	1,653	41,214	18,945	22,269	56.8
平成 23 年度	66,900	36,287	1,416	29,196	8,388	20,807	62.0
平成 24 年度	53,854	22,959	1,480	29,414	8,462	20,951	50.6
平成 25 年度	47,816	19,202	3,688	24,925	6,674	18,250	46.7
合計額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	納期未到来分	差引額	収納率
平成 21 年度	301,931	223,172	2,522	76,236	54,716	21,520	90.3
平成 22 年度	202,910	132,123	1,653	69,133	43,827	25,306	83.1
平成 23 年度	185,206	126,186	1,416	57,604	33,817	23,787	83.4
平成 24 年度	188,180	137,639	1,480	49,060	26,104	22,955	84.9
平成 25 年度	184,796	129,228	3,688	51,878	32,371	19,507	84.8

(出所:下関市債権管理委員会資料及び下水道課提供資料より作成)

図表 5-5-10

旧豊浦町地区

(単位:千円、%)

現年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	納期未到来分	差引額	収納率
平成 21 年度	30,656	24,021	-	6,634	6,344	290	98.8
平成 22 年度	38,267	26,716	-	11,550	10,820	729	97.3
平成 23 年度	9,773	6,905	-	2,867	2,532	335	95.4
平成 24 年度	7,829	6,035	-	1,794	1,773	21	99.7
平成 25 年度	7,543	4,890	-	2,652	2,555	96	98.1
過年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	納期未到来分	差引額	収納率
平成 21 年度	30,860	9,985	502	20,372	14,385	5,986	60.6
平成 22 年度	26,953	8,496	524	17,932	11,683	6,249	55.6
平成 23 年度	29,479	8,327	271	20,880	12,734	8,146	49.7
平成 24 年度	23,736	6,679	541	16,514	7,744	8,769	41.8
平成 25 年度	18,305	4,429	1,692	12,183	4,658	7,524	32.5
合計額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	納期未到来分	差引額	収納率
平成 21 年度	61,516	34,007	502	27,007	20,730	6,276	83.4
平成 22 年度	65,220	35,212	524	29,483	22,503	6,979	82.4
平成 23 年度	39,253	15,232	271	23,748	15,266	8,481	63.5
平成 24 年度	31,565	12,714	541	18,309	9,518	8,790	57.7
平成 25 年度	25,849	9,320	1,692	14,835	7,214	7,621	50.0

(出所: 下関市債権管理委員会資料及び北部事務所提供資料より作成)

※平成 25 年度期末残高(差引額)には還付未済額9千円が含まれているため、図表 5-5-11 の残高とは同額の差異が生じている。

※収納率=収入済額÷(調定額-納期未到来分)

旧下関市地区の現年度分の収納率は、平成 21 年度の 96.5%から平成 25 年度は 98.9%と改善傾向にあり、旧豊浦町地区についても高水準の収納率となっている。一方で、過年度分の収納率については現年度分に比して大きく下回っており、また、近年は収納率が悪化している。

#### b 収入未済額の発生年度別内訳

平成 25 年度末現在の収入未済額は旧下関市地区 19,507 千円、旧豊浦町地区 7,612 千円となっており、発生年度別の内訳は次表のとおりである。

図表 5-5-11

(単位:名、千円)

年度	旧下関市地区		旧豊浦町地区	
	人数	金額	人数	金額
平成 20 年度以前	90	6,521	27	4,108
平成 21 年度	53	3,347	21	1,024
平成 22 年度	25	2,555	26	1,932
平成 23 年度	41	3,014	8	419
平成 24 年度	35	2,811	1	30
平成 25 年度	38	1,256	3	96
合計	282	19,507	86	7,612

(出所:下水道課、北部事務所提供資料)

この表から分かるように、滞納期間が長くなるほど、回収が困難になっている。そのため、収納率を改善させるためには、滞納後早期に回収手続を行うことが重要であると考えられる。また、長期滞納先については書面催告のみならず、臨戸訪問など直接滞納者と対話するなど、滞納の程度に応じた対応も有用であると考えられる。

収納率の改善を図るため、上下水道局では、平成 22 年度に、平成 23 年度から平成 27 年度までのアクション・プランを策定して債権回収強化を図っており、平成 25 年度においてはさらなる収納率の向上に取り組むため、当該アクション・プランを改訂している。

平成 21 年度から平成 26 年度までの目標収納率と実績率は次表のとおりである。

図表 5-5-12

(単位:%)

年度	旧下関市地区				旧豊浦町地区			
	現年度分		過年度分		現年度分		過年度分	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
平成 21 年度	—	96.5	—	66.4	—	98.8	—	62.5
平成 22 年度	96.9	97.1	62.2	58.5	96.9	97.3	62.2	57.6
平成 23 年度	97.1	96.8	62.2	63.6	97.1	95.4	62.2	50.6
平成 24 年度	97.3	98.3	62.3	52.3	97.3	99.7	62.3	43.2
平成 25 年度	97.5	98.9	54.7	51.3	97.5	98.1	54.7	37.1
平成 26 年度	97.5	—	55.7	—	97.5	—	55.7	—

(出所:下水道課、北部事務所提供資料)

※アクション・プランでは収納率算定の際、調定額から不納欠損額を除いて収納率を算定しているため、当図表における収納率の算定式は下記のようになり、図表 5-5-9 及び 5-5-10 における収納率とは整合しない。  
 収納率＝収入済額÷調定額(不納欠損額、納期未到来分は控除)

改訂後のアクション・プランでは、最終年度である平成 27 年度の現年度分の収納率は 97.5%を維持し、過年度分の収納率を 56.7%に向上させることで、全体の収納率を 87.4%に向上させることを目標としている。

なお、実績値は、現年度分については目標値を上回っているものの、過年度分については徐々に収納率が低下しており、目標値を下回った状況が続いている。

#### c 滞納理由

下水道事業受益者負担金が滞納する理由としては、同制度に対する認知度が低いこと、下水道が整備された区域内にある全ての土地が対象となることから駐車場や田畑など下水道設備を利用しない土地や既に浄化槽を有し汚水を処理している土地についても費用負担が求められることになるため、負担金の支払いに対する理解が得られにくいことが考えられる。また、高齢化がすすんだ地域では、下水道設備が整備されても、下水道への接続工事には多額の工事費用を要する上に、接続工事を行う必要性も低いため、支払いに対する理解が得られにくい状況にあることも滞納理由として考えられる。

このような状況に対して、下関市では新規供用開始区域については、毎年3月に説明会を開催し受益者負担金制度についての説明を行い、都市計画の変更により下水道整備区域の拡大を行う場合は、市報に案内を載せて住民説明会を行っている。また、既に運用を開始した地域については臨戸訪問、電話による説明等を行い、受益者に理解を求めている。

なお、浄化槽を有している地域については、計画段階で浄化槽に係る維持管理費用と、公共下水道を整備する場合の管渠、処理場の建設費及び維持管理費用とを比較衡量することにより、不要な下水道整備事業が行われないように事業の策定を行っている。

#### d 他の中核市との比較

下水道事業受益者負担金は、下水道整備の進捗状況や納付方法等が市町村間で大きく異なり、他市との比較が困難であることから、他の中核市との比較は行っていない。

### ② 収入未済額にかかる回収手続

#### a 督促

都市計画法第75条第3項等に従い、下水道課、北部事務所ともに納期限後20日以内に督促状を発送している。督促した結果、居所不明となった受益者に対しては、住民基本台帳による所在調査(場合によっては、現地調査、戸籍調査)を行い(国税徴収法第146条の2)、その結果もなお不明の場合は公示送達を行っている。

なお、納期限を経過した納付書により支払いがなされる場合は、金融機関に対して督促手数料徴収の要否について上下水道局宛に確認を行うように通達を出しており、督促手数料100円を徴収している(下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条

例第 11 条)。

b 催告

下関市債権管理マニュアルでは、督促状を送付した後、納期限までに納付がなされない場合には、文書、臨戸訪問、電話等による催告を行い、納付を促すことを定めている。下水道課及び北部事務所においても、文書、電話・訪問による催告を行っており、滞納者の状況に応じて、臨戸訪問、制度説明、納付交渉などの対応をとっている。

滞納者が居所不明となった場合、督促と同じように、住民基本台帳による所在調査(場合によっては、現地調査、戸籍調査)を行っている。

c 延滞金

下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 12 条及び同条例附則第 4 項では、納期限までに負担金を納付しない場合は、当該負担金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合)に年 7.3%を加算した割合(年 14.5%を超える場合には年 14.5%の割合とし、納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、各年の特例基準割合に年 1%を加算した割合(年 7.3%を超える場合には年 7.3%の割合))を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとしている。

納期限を経過した納付書により支払いがなされる場合は、督促手数料と同様に、金融機関に対して上下水道局宛に徴収すべき延滞金の確認を行うように通達を出して、延滞金を徴収している。

なお、やむを得ない理由があると認めるときは督促手数料及び延滞金ともに減免することができることされており(下関都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 13 条)、その具体的な基準は以下のとおりである(下水道事業受益者負担金及び分担金に係る督促手数料及び延滞金減免取扱基準第 2 条)。

- ・ 震災、風水害、火災または盗難等により生計維持または事業継続に必要な資産に相当の損害が生じた場合
- ・ 本人または生計を一にする親族の負傷または疾病により相当の負担が生じた場合
- ・ 相当の期間失業等の状態にある場合
- ・ 事業の廃止、休止または甚大な損失が生じた場合
- ・ 生活困窮で生活保護法に規定する生活扶助を受ける者、その他これに準ずると認められる者
- ・ 破産の場合
- ・ 死亡の場合
- ・ 納入通知書未着の場合
- ・ その他特に必要と認められる場合

平成 25 年度の延滞金請求者数及び請求金額、延滞金減免制度適用者数及び適用金額は次表のとおりである。

図表 5-5-13

(単位:名、千円)

区分	旧下関市地区		旧豊浦町地区	
	人数	金額	人数	金額
延滞金請求者	243	6,606	95	2,558
うち延滞金減免制度適用者	1	99	1	7

(出所:下水道課、北部事務所提供資料)

延滞金減免制度適用者数が延滞金請求者に比して少ないのは、延滞金請求者のうち、下水道事業受益者負担金及び分担金に係る督促手数料及び延滞金減免取扱基準で定められている基準を満たす受益者が少ないためである。

#### d 分割納付

下関市では、計画的に納付できるように債務者に対して分割納付を促している。なお、滞納者が分割納付を利用する場合は、「下水道事業受益者負担金・分担金納付誓約書」の提出を求めている。

平成 21 年度から平成 25 年度までの分割納付制度利用者数は次表のとおりである。

図表 5-5-14

(単位:名、千円)

年度	旧下関市地区		旧豊浦町地区	
	利用者数	利用額	利用者数	利用額
平成 21 年度	2	249	4	2,115
平成 22 年度	19	1,535	12	4,190
平成 23 年度	5	298	0	—
平成 24 年度	0	—	1	136
平成 25 年度	0	—	1	10

(出所:下水道課、北部事務所提供資料)

滞納者に対しては臨戸訪問時や納付交渉時に分割納付制度の案内をしているが、定期的な納付は避け、不定期に支払う方法を希望する滞納者が多いことから、分割納付制度を選択する滞納者はほとんどいない。

#### e 滞納処分(強制徴収)

「(1)③債権の区分と時効」に記載のとおり、下水道事業受益者負担金は強制徴収公債権であり、裁判を経ることなく、自らが強制徴収を行うことができる。

平成 21 年度から平成 25 年度までの滞納処分件数及び金額は次表のとおりである。

図表 5-5-15

(単位:件、千円)

年度	旧下関市地区		旧豊浦町地区	
	件数	金額	件数	金額
平成 21 年度	4	193	0	—
平成 22 年度	6	444	0	—
平成 23 年度	1	27	1	1,819
平成 24 年度	3	1,187	0	—
平成 25 年度	1	224	0	—

(出所:下水道課、北部事務所提供資料)

下水道課、北部事務所ともに、滞納処分実施件数・金額は非常に少ない状況にある。また、実施された滞納処分の内容も交付要求、参加差押えのみであり、各部署が自主的に差押え等の滞納処分を行っているわけではない。→指摘事項5①

## f 不納欠損処分

平成 21 年度から平成 25 年度までに実施した不納欠損処分の件数と金額は次表のとおりである。

図表 5-5-16

(単位:名、千円)

年度	旧下関市地区		旧豊浦町地区	
	人数	金額	人数	金額
平成 21 年度	81	2,522	20	502
平成 22 年度	65	1,653	19	524
平成 23 年度	67	1,416	12	271
平成 24 年度	70	1,480	12	541
平成 25 年度	104	3,688	20	1,692

(出所:下水道課、北部事務所提供資料)

不納欠損処分は時効が完成したものについて実施しているが、収入未済額の中には既に時効が完成しているものもあり、必ずしも時効が完成した全ての債権について不納欠損処分がなされているわけではない。→指摘事項5②

## (6) 監査の結果(指摘事項)

## ① 滞納処分の実施について

下水道事業受益者負担金は強制徴収公債権に該当し、強制徴収に伴う権限として所在調査権や財産調査権などの権限が認められている(国税徴収法第 146 条の2、第 141 条、第 142 条)。

下関市では、回収業務の一環として所在調査権を行使し、居所不明者の調査等はなさ

れているが、財産調査については行われておらず、差押え等の法的手続の実施件数は少ない状況にある。

財産調査は、受益者の財産の保有状況を正確に把握し、納付交渉や差押え等の滞納処分を判断する上で重要な手続であるため、適切に行うべきである。また、負担金の公平な負担を実現するためにも、適切な法的手続を行うべきである。

## ② 不納欠損処分の実施及び時効の管理について

図表5-5-16のとおり、下水道事業受益者負担金については毎年度一定程度の不納欠損処分がなされているが、平成20年度以前に発生した負担金には、既に時効が完成している債権が含まれている。

下水道事業受益者負担金は公債権であることから、時効の援用を待たずに債権が消滅する。そのため、少なくとも時効が完成した債権に関しては、漏れなくかつ速やかに不納欠損処分を行うべきである。



## 6 生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金

### (1) 制度概要

#### ① 関係法令等

生活保護法  
生活保護法施行令  
生活保護法施行規則  
社会福祉法  
下関市生活保護法施行細則

なお、生活保護法は、平成 26 年 6 月 25 日に改正されているが、本稿では特段の記載がない限り、改正前の法令によっており、改正後の生活保護法による場合は「改正後生活保護法」と記載している。

#### ② 債権の内容

全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することが生活保護制度の目的(趣旨)である。

支給された生活保護費を市に返還もしくは市が徴収しなければならなくなった場合、市は受給者に対して債権を有することになる。当該債権が生活保護法第 63 条返還金・生活保護法第 78 条徴収金であり、具体的な内容は以下のとおりである。

##### a 生活保護法第 63 条返還金

急迫の場合等において、被保護者の資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県または市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。この場合の債権が生活保護法第 63 条返還金である。

##### b 生活保護法第 78 条徴収金

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、または他人をして受けさせた者がある時は、保護費を支弁した都道府県または市町村の長は、その費用の全部または一部をその者から徴収することができる(生活保護法第 78 条)。

このように、意図的な申告漏れ等を理由とした扶助額の徴収金が、生活保護法第 78 条徴収金である。

#### ③ 債権の区分と時効

生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金は、いずれも生活保護法で定められた行政処分の結果として生じる債権であることから公債権であるが、強制徴収の規定がないこと

から非強制徴収公債権であり、その時効期間は5年となる(地方自治法第 236 条第1項)。

なお、生活保護法第 78 条徴収金については、被保護者側の意図的な隠ぺい等に起因して不当に扶助されたにもかかわらず、徴収側に強制徴収権がないのは制度の均衡を欠くとの趣旨から、平成 26 年7月1日から国税徴収の例により徴収することが可能となった(改正後生活保護法第 78 条第4項)。したがって、平成 26 年7月1日以降の生活保護法第 78 条徴収金は強制徴収公債権に区分される。

## (2) 債権管理部署

当該債権の管理部署は、福祉部生活支援課であり、給付係(係長含む6名)が担当している。この他、生活保護業務を行う現業員(ケースワーカー)が 43 名(平成 26 年3月末現在、うち 42 名が社会福祉主事資格を保有)在籍しており、地区別に保護第1係から第6係に分かれている。さらに、各係に1名ずつ査察指導員が配置されている。

生活保護法第 63 条や同法第 78 条で発生した債権は、その回収に当たる専任の職員がいるわけではなく、ケースワーカーが通常の業務と併行して回収業務を担当している。→意見6①

## (3) 扶助費の決定

### ① 生活保護の種類

生活保護の種類としては、次表の8種類がある。→指摘事項6①

図表 5-6-1

扶助の種類	生活を営む上で生じる費用	支給内容
生活扶助	日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	基準額は、 (1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用 を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。(母子加算等)
住宅扶助	アパート等の家賃	定められた範囲内で実費を支給
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品費	定められた基準額を支給
医療扶助	医療サービスの費用	費用は直接医療機関へ支払い (本人負担なし)
介護扶助	介護サービスの費用	費用は直接介護事業者へ支払い (本人負担なし)
出産扶助	出産費用	定められた範囲内で実費を支給
生業扶助	就労に必要な技能の修得等にかかる費用	定められた範囲内で実費を支給
葬祭扶助	葬祭費用	定められた範囲内で実費を支給

(出所:厚生労働省ウェブサイト)

## ② 生活保護による扶助額の算定(平成 26 年4月1日時点の居宅基準)

生活保護は、原則として一緒に生活を営む家族の全てを一つの世帯として、世帯ごとに適用する。そして、国が定めている最低生活費に比べて世帯全体の収入が不足する場合、その不足する額を保護費として支給する。最低生活費は上記8種類の扶助の合計であるが、そのうち大きな金額を占める住宅扶助、医療扶助は基本的に実費払いであるため、ここでは生活扶助の最低生活費について簡単に説明する。

最低生活費				
生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他
収入		生活保護による扶助額		

国の定めた基準によると、生活扶助の最低生活費は図表 5-6-2 に示した「生活保護基準額表」で決定する。生活扶助の食費等の個人的費用は被保護者の年齢(I 類額)によって、光熱水費等の世帯共通費用については世帯構成員の人数(II 類額)によって決まり、その結果、以下の算定式によって最低生活費が算定される(月額)。

## 【算定式】

$$\text{最低生活費} = A \times 1/3 + B \times 2/3$$

$$A = \text{I 類額①の合計} \times \text{通減率①} + \text{II 類額①}$$

$$B = \text{I 類額②の合計} \times \text{通減率②} + \text{II 類額②}$$

※ただし、Bの金額がAに0.9を乗じた額より少ない場合は、上記式の「B」を「A×0.9」に置き換える。

図表 5-6-2

## 【生活保護基準額表】

(単位:円)

I	年齢	0～2	3～5	6～11	12～19	20～40	41～59	60～69	70～
	類	基準額①	19,570	24,680	31,900	39,400	37,710	35,750	33,800
額	基準額②	24,100	27,090	31,090	35,410	34,740	35,570	35,230	30,580

(単位:円)

II	人員	1	2	3	4	5	6	7	8
	類	基準額①	40,670	45,010	49,900	51,660	52,070	52,480	52,890
額	基準額②	36,880	45,360	53,480	55,690	59,370	62,700	65,280	67,850
冬期加算		2,800	3,630	4,320	4,900	5,080	5,260	5,440	5,620
期末一時扶助		12,640	20,600	21,230	23,880	24,890	28,310	30,080	31,850

II	人員	9	10人～
	類	基準額①	53,710
額	基準額②	70,440	2,580
冬期加算		5,800	180
期末一時扶助		33,360	1,510

※「10人～」は、1人増すごとに加算される額

世帯人員	1	2	3	4	5	6	7	8
逓減率①	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
逓減率②	1.0000	0.8850	0.8350	0.7675	0.7140	0.7010	0.6865	0.6745

世帯人員	9	10人～
逓減率①	0.9000	0.9000
逓減率②	0.6645	0.6645

最低生活費から控除される収入には、被保護者及び同一世帯の構成員の勤労収入、各種年金や手当、保険金、他の法律(制度)により支給される金銭、資産の売却収入等が該当する。

なお、勤労収入については、その金額の全てが控除対象とならず、基礎控除額を差し引いた金額のみが収入として認定される。これにより、被保護者の就労意欲を助長し、自立を促すことを狙っている。

## ③ 下関市の各扶助額の推移

平成 21 年度から平成 25 年度までの各扶助の実行額は次表のとおりである。

図表 5-6-3

(単位:千円)

種類	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
生活扶助	2,290,406	2,441,371	2,503,766	2,537,151	2,498,515
教育扶助	40,832	43,124	42,772	40,120	38,658
住宅扶助	679,458	726,373	759,816	790,519	811,391
医療扶助	3,952,184	4,056,707	4,283,184	4,610,673	4,514,832
介護扶助	150,085	150,743	149,633	151,313	149,464
出産扶助	355	167	161	218	365
生業扶助	24,080	21,746	20,638	24,168	27,398
葬祭扶助	10,445	13,642	17,014	14,104	14,633
合 計	7,147,847	7,453,876	7,776,989	8,168,269	8,055,261

(出所:生活支援課作成資料)

最も扶助額が多いのは「医療扶助」であり、次に「生活扶助」「住宅扶助」と続くが、この3種類で、全体の扶助額の 95%以上を占めており、また、扶助総額も増加傾向にあることがうかがえる。

④ 扶助支給までの業務フロー

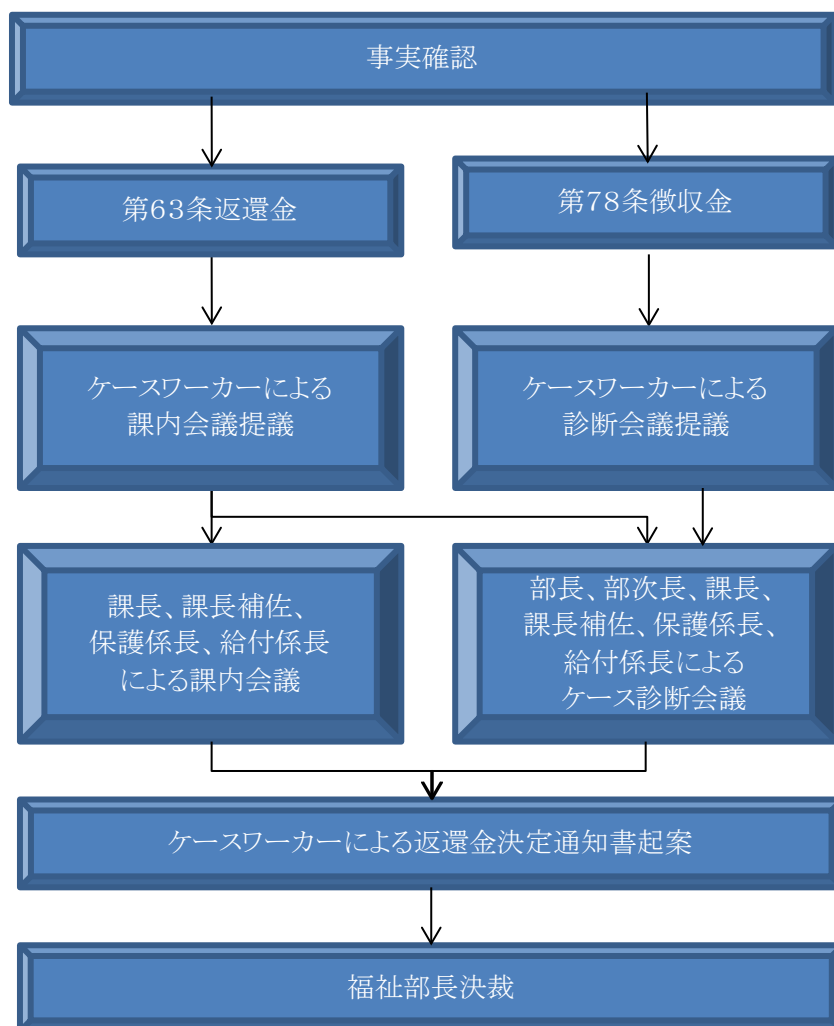
業務内容	実施内容、関連資料
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">窓口相談</div>	<p>生活支援課(あるいは各総合支所)の窓口において、生活保護を受けられるかの相談(面接)を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">申請受理</div>	<p>ケースワーカーは、その相談内容等を「面接記録票」に記入し、資格充足の有無を判断し、申請の受理、拒否を確定する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">調査開始</div>	<p>戸籍、住民票の確認、資産や所得の有無等の本格的な調査を実施。申請受理后7日以内に訪問調査を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">開始ケース記録作成</div>	<p>「開始ケース記録」を作成し、生活保護の可否判断を行い14日(法定期限)以内に通知する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">決定通知及び受給者証発行</div>	<p>保護の決定及び開始の確定により、受給者に対して「保護開始決定通知」「受給者証」を発行し、生活支援課において「受給者証発行綴」に保管を行う。 開始後30日以内に家庭訪問を実施する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">支払</div>	<p>緊急の場合を除き毎月5日に支払いがなされる。 支払方法は口座振り込み、金券の手渡しの形態がとられる。</p>

(4) 収納事務

① 概要

生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金が発生した場合、ケースワーカーが生活保護システムに債務者の名前、第 63 条・第 78 条の別、決定年月日、発生理由、金額等の債権情報と納付月、一括納付・分割納付の別等の納付情報を入力する。これにより、「返還金・徴収金債権整理簿」がシステム上作成され、収納があった都度債権を消し込むことで、各債務者の納付状況等の進捗管理を行っている。なお、発生ごとの詳細情報(債権発生の経緯や特筆しておくべき事項等)については、「返還金・徴収金債権管理簿」を別途表計算ソフトにより作成し、管理している。

債権の発生までに至る業務フローは以下のとおりである。



被保護者に資力があるにもかかわらず、急迫の事情により扶助費を支払っていた場合、その資力が生じた時点で生活保護法第 63 条返還金の対象となる。その場合、担当ケースワーカーによりケース診断会議または課内会議が提議され、第 63 条返還金とすること及びその金額、回収方法（一括あるいは分割）等が決定される。最終的には、「返還金決定通知書」が起案され、福祉部長決裁を受けて回収に移される。

同様に、所得隠し等の不正行為により生活保護法第 78 条徴収金となる可能性が生じた場合は、担当ケースワーカーによりケース診断会議が提議され、第 78 条徴収金とすること及びその金額、回収方法等が決定される。その後、返還金決定通知書が起案され、福祉部長決裁で回収に移されるのは、第 63 条返還金と同様である。

## ② 納付方法

生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金の納付方法は、納付書による納付のみであり、平成 25 年度は延べ 3,538 件発生している。

## (5) 収入未済額の管理

## ① 収入未済額等の状況

## a 収入未済額等の推移

平成 21 年度から平成 25 年度までの調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び収納率は次表のとおりである。

図表 5-6-4

(単位:千円、%)

現年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	190,870	137,616	—	53,253	72.1
平成 22 年度	105,370	74,948	—	30,421	71.1
平成 23 年度	94,649	64,269	—	30,380	67.9
平成 24 年度	89,239	58,985	—	30,253	66.1
平成 25 年度	100,807	64,740	—	36,066	64.2
過年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	159,704	7,109	7,163	145,431	4.5
平成 22 年度	198,685	5,774	9,659	183,251	2.9
平成 23 年度	213,672	5,757	12,264	195,650	2.7
平成 24 年度	226,030	4,596	28,396	193,037	2.0
平成 25 年度	223,290	3,938	25,803	193,548	1.8
合計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	350,575	144,726	7,163	198,685	41.3
平成 22 年度	304,055	80,723	9,659	213,672	26.5
平成 23 年度	308,322	70,027	12,264	226,030	22.7
平成 24 年度	315,269	63,582	28,396	223,290	20.2
平成 25 年度	324,098	68,679	25,803	229,615	21.2

(出所:生活支援課作成資料より作成)

下関市における収納率は、現年度分、過年度分いずれについても、徐々に低下傾向にある。その原因としては、経済環境の悪化に伴って回収できる債権額が低下している(ないし増えない)ことに加えて、調定額の方は増加してきていることが考えられる。調定額が増加しているのは扶助額自体が増加していることが主たる要因として考えられるが、その一方で生活支援課の適切な管理体制が整ってきたことにより、未申告収入等が適時に発見されるようになったことも一つの要因として考えられる。



## b 他の中核市との比較

下関市と同規模の中核市における平成 24 年度の収納率等は次表のとおりである。

図表 5-6-5

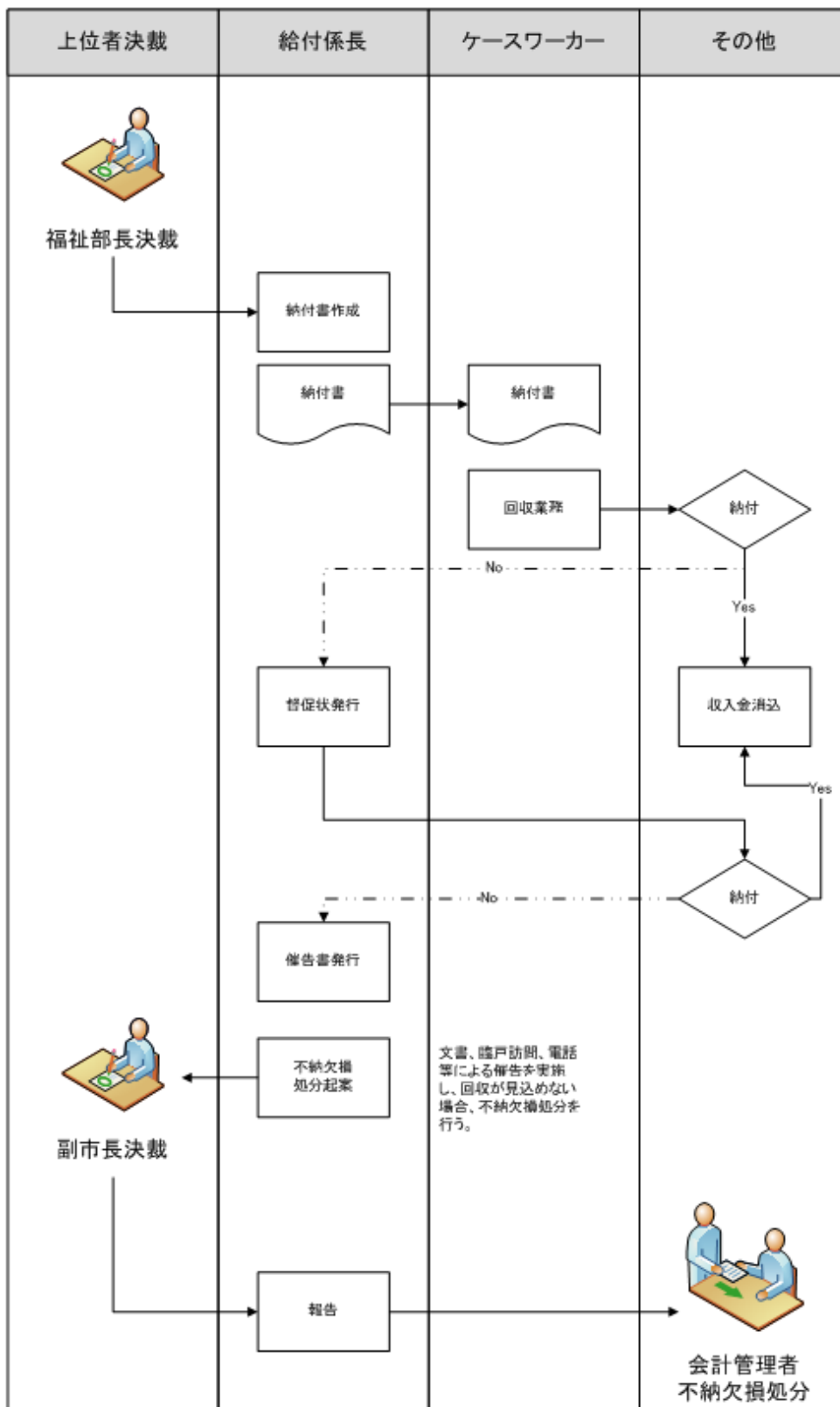
(単位:千円、%)

中核市名	現/過	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
下関市	現年度分	89,239	58,985	—	30,253	66.1
	過年度分	226,030	4,596	28,396	193,037	2.0
	合計	315,269	63,582	28,396	223,290	20.2
函館市	現年度分	170,915	109,278	—	61,636	63.9
	過年度分	334,283	12,167	40,757	322,116	3.6
	合計	505,199	121,445	40,757	383,753	24.0
盛岡市	現年度分	95,248	52,735	—	42,512	55.4
	過年度分	146,395	6,141	10,795	129,458	4.2
	合計	241,643	58,877	10,795	171,971	24.4
いわき市	現年度分	105,014	55,080	—	49,934	52.5
	過年度分	159,955	16,482	—	143,437	10.3
	合計	264,969	71,562	—	193,407	27.0
久留米市	現年度分	156,601	69,272	—	87,328	44.2
	過年度分	136,423	11,414	2,144	125,008	8.4
	合計	293,025	80,687	2,144	210,192	27.5

(出所:生活支援課作成資料)

合計収納率については、対象としたどの中核市も 20%台となっているおり、それ程大差はないものの、下関市は 20.2%とこれらの中で最下位となっている。その内容を現年度分と過年度分に分けて分析すると、現年度分は収納率 66.1%で、対象とした中核市の中で最も高く、逆に過年度分は 2.0%と最も低くなっており、非常に対照的な結果が生じている。これは、下関市が限られた人員と時間の中で、できるだけ回収可能性の高い現年度分に的を絞って回収を図っていることが理由であると考えられる。逆に言えば、過年度分の収納率を上げることが、全体としての収納率を上げるポイントと考えられる。

② 収入未済額にかかる回収手続



## a 督促

下関市会計規則第 122 条第1項では、「課長は、債務者が納入の通知により指定された納期限までに債務を履行しないときは、当該債務の納期限後 20 日以内にその発行の日から起算して 10 日を経過した日を指定期限として、文書により当該債務者に督促をしなければならない。」と定められているが、生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金に関しては、必ずしもそれが守られていない。なお、督促状の発送自体は、納期限までに納付されていない債権が生活保護システムから「督促状発行一覧」として出力され、その全ての未納額に対して督促状を発行することで、督促すべき滞留債権の網羅性を確認している。→指摘事項6②、→指摘事項6③

## b 催告

督促状を送付してもなお納期限までに納付がない場合、さらに随時催告を行う。具体的には、催告状を送付し、それでも納付されない場合は電話による催告、自宅等への戸別訪問を行っている。→指摘事項6②

## c 延滞金

下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第3条では、「市長は、(地方自治)法第 231 条の3第1項の規定による歳入の納入の督促をしたときは、当該歳入金額に、当該納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.5%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。」旨が定められているが、現在は徴収されていない。その理由として、生活保護を受けている被保護者は、そもそも最低生活費の中で日々の暮らしを営んでおり、生活保護法第 63 条返還金や第 78 条徴収金の債務自体の返済すら厳しい中、延滞金等を請求しても回収の見込みはほとんどなく、徴収業務コストの方がかかるためとのことである。→指摘事項6④

## d 分割納付

債権の納付は、一括納付が原則である。しかしながら、一括納付できない債務者に対しては、分割納付(履行延期の特約等)を認めている(地方自治法施行令第 171 条の6、下関市会計規則第 133 条)。分割納付をする場合は、「履行延期(分割返還)申請書兼返還誓約書」を債務者に提出させ、その内容に違反した場合には強制執行等の法的措置を受けても異議がないことを誓約させている。

平成 21 年度から平成 25 年度までの分割納付の状況は、次表のとおりである。

図表 5-6-6

(単位: 件、千円)

年度	件数	金額
平成 21 年度	143	51,936
平成 22 年度	102	30,809
平成 23 年度	128	25,577
平成 24 年度	108	32,250
平成 25 年度	90	17,411

(出所: 生活支援課作成資料)

## e 法的措置

地方自治法施行令第 171 条の2では、「普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。」とされ、同条第 2 号において、「債務名義のある債権(～略～)については、強制執行の手続をとること」と定められている。生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金においても、前記のとおり、履行延期(分割返還)申請書兼返還誓約書に、分割履行に違反したときはいかなる処分を受けても異議を申し立てない旨の記載があり、法的措置が可能な状態にはなっているが、過去5年間において法的措置を実施したことはない。→指摘事項6⑤

## (6) 監査の結果(指摘事項)

## ① 適切な生活保護費の決定について

生活保護法第 63 条返還金については、被保護者が故意ではなく、過誤により収入金額の有無を届けていない、または、他の制度(例えば厚生年金の受給)が利用可能であったにもかかわらず、それを理解していないために受給していないことが原因であることが多い。一方、被保護者側の原因ではなく、ケースワーカーの事務手続の誤りによって発生することもある。

被保護者にいったん支払われた金銭を被保護者が費消してしまった場合には、返済されることが少なく、特に生活保護費の支給から時間が経てば一層回収は困難となる。

したがって、生活保護費を決定する際の所得調査や資産調査、また他の制度の利用可能性の継続的検討、障害年金手帳(精神)等の資格チェックをするための有効期限管理、ケースワーカーが誤りやすいポイントの把握と周知徹底等の管理体制(誤り等を防止するための体制、誤りを早期に発見する体制等)の整備が必要である。

また、生活保護法第 78 条徴収金は、被保護者の故意に基づく所得隠し等によって発生するため、第 63 条返還金と同様、所得調査や資産調査等の管理体制の整備が必要である。

この点、監査人が平成 25 年度の「課内会議録」及び「ケース診断会議録」を閲覧した結果、以下のような理由での生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金の調定が検出された。

a A 氏のケース(提議:平成 25 年4月9日、金額:25,955 円)

A 氏は保護開始時から国民年金の任意納付をしており、平成 22 年6月に受給要件を充たしたため、同年9月から老齢厚生年金の受給が開始されていた。平成 24 年6月に満 64 歳となり、年金定額部分受給開始年齢の到達により年金支払額が同年7月から増額したため、本来ならば9月分の認定扶助費から扶助額の変更(減額)処理をすべきであったが失念されていた。平成 25 年3月の戸別訪問時に A 氏から支払額変更通知書の写しを入手したことで誤りが発覚した。

b B 氏のケース(提議:平成 25 年5月 15 日、金額:200,523 円)

B 氏は平成 24 年 10 月に生活福祉資金の貸付けを受けてエアコンを設置した。その償還が平成 24 年 12 月から開始されるため、1月分の扶助費で年金収入認定から認定除外に変更する予定で、認定終了年月を平成 24 年 12 月とシステム入力した。しかし、再認定処理が漏れていたために、平成 25 年1月分から5月分までの扶助費が過払いとなった。

c C 氏のケース(提議:平成 25 年6月 28 日、金額:193,945 円)

C 氏の子供(同世帯)に勤労収入があったため、平成 23 年 11 月分から平成 24 年 1 月分までの過払い金 193,945 円について生活保護法第 63 条返還金となる決定がなされていたが、C 氏へ返還決定通知書が送付されずに未処理のままになっていた。

d D 氏のケース(提議:平成 25 年7月 10 日、金額:54,894 円)

平成 25 年6月に担当者がケースファイルを精査している際に、D 氏が平成 24 年 10 月に 65 歳になっていることから、基礎年金部分が増額している可能性があることを発見した。D 氏に確認したところ、平成 24 年 10 月に増額されている旨の回答があった。本来であれば年金増額分だけ扶助費の減額を行うべきであった手続がなされておらず、扶助費の過払いが生じていた。

e E 氏のケース(提議:平成 25 年7月 23 日、金額:324,163 円)

E 氏の老齢厚生年金について、平成 25 年6月に下関年金事務所に生活保護法第 29 条の規定に基づく調査を行った結果、平成 24 年 12 月から老齢厚生年金の特別支給があったことが判明した。本来であれば平成 24 年 12 月分の扶助費から変更すべきところであるが、担当者の失念により収入認定変更が未処理となっていた。

f F 氏のケース(提議:平成 25 年8月 15 日、金額:41,430 円)

F 氏は平成 25 年4月から児童扶養手当の金額が変更することが判明したため、担当者は平成 25 年4月分から認定額が変更となるよう認定予約を行う予定であった。しかし、その後平成 25 年8月に児童扶養手当の資格が喪失することになるため、担当者がケースファイルを精査していたところ、上記の認定予約が行われていなかったことが判明

した。

g G 氏のケース(提議:平成 25 年 9 月 2 日、金額:177,805 円)

平成 25 年 7 月の課税調査において、収入認定額との差異を確認した。その結果、平成 23 年 6 月頃に記録漏れの厚生年金の統合手続きを行い、平成 24 年 3 月に年金額が変更になった旨の年金証書の写しを G 氏から提示されていたにもかかわらず、生活保護法第 63 条の手続が実施されていなかった。

h H 氏のケース(提議:平成 25 年 11 月 14 日、金額 103,358 円)

市県民税課税台帳等にて平成 25 年度の課税調査を行ったところ、課税台帳上の金額と H 氏の収入金額とが不一致であることが判明した。また、平成 25 年 10 月の県監査に伴って保護記録を精査した結果、平成 23 年度及び平成 24 年度の課税調査においても勤労収入が発見された(第 78 条徴収金)。本件は、各年度における課税調査が行われていれば、早期に発見できていたケースであると考えられる。

i I 氏のケース(提議:平成 25 年 12 月 17 日、金額 431,740 円)

平成 25 年 11 月に、I 氏が入所している施設の職員から、I 氏の障害共済年金更新の手続を行う際に等級が 2 級(下記(注)のイに該当)であることを確認したが、障害者加算が障害等級表の 1 級もしくは 2 級に相当する額(下記(注)のアに該当)となっており誤りではないかといった旨の問い合わせがあった。過去の記録を確認した結果、平成 20 年 12 月に精神障害者保健福祉手帳が 2 級から 1 級に変更されたことを確認した際に、誤って下記(注)のアに相当する加算額に変更してしまっていた。

(注)生活保護法による生活保護基準(抄)においては、障害者加算は以下に掲げる者について行うとされており、アの方が加算額が多い。

- ア. 障害等級表の 1 級もしくは 2 級または国民年金法施行令別表に定める 1 級のいずれかに該当する障害がある者
- イ. 障害等級表の 3 級または国民年金法施行令別表に定める 2 級のいずれかに該当する障害がある者

## ② 督促状、催告状の発行業務について

生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金については、滞納者に対して督促状や催告状を送付する際に、その書面のみを郵送しているが、その書面を見た被保護者のうち、支払いの意思を示した者に対してだけ、別途納付書を送付している。生活支援課としては、支払いをしない債務者は、例え納付書を同封しても支払わない例が多く、納付書を作成する労力を考慮した場合、支払いの意思を示した債務者にだけ送付の方が効果的、効率的であるとのことであった。

しかし、そもそも支払う意思が低い債務者が督促状等の書面だけを受け取った場合、納付書入手のためになおさら手数料をかけて生活支援課に連絡してくる可能性は低くなるものと思われる。

したがって、督促状や催告状だけでなく納付書も同封することで、少しでも債務者が支

払いやすい環境を整備することが必要である。

### ③ 督促状の発行期限について

下関市会計規則第 122 条第 1 項では、納期限後 20 日以内に督促状の発行を定めているが、生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金にかかる滞留債権に関しては、必ずしもそれが守られていない。

滞留債権の回収を行う上で早急の請求は肝要であり、会計規則に従い期限内に督促状を発行すべきである。

### ④ 督促手数料、延滞金等の徴収について

下関市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 2 条では、「市長は、(地方自治)法第 231 条の 3 第 1 項の規定による歳入の督促をした時は、当該督促状 1 通について 100 円の督促手数料を徴収する。」ことになっている。また、同条例第 3 条によると、「市長は、(地方自治)法第 231 条の 3 第 1 項の規定による歳入の督促をした時は、当該歳入金額に、当該納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.5% (当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。」とされている。なお、同条例第 4 条に、「やむを得ない理由があると認めるときは、督促手数料及び延滞金を減免することができる。」という減免措置が例外的に認められているが、生活保護システムにおいては、そもそも延滞金を計算する機能を有していない。また、下関市債権管理マニュアルにおける督促状及び催告状のひな型には、督促手数料や延滞金の請求に関する記載(欄)があるにもかかわらず、生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金の督促状や催告状にはそのような記載はなく、督促手数料や延滞金を請求する仕様になっていない。

### ⑤ 法的措置について

下関市では、平成 21 年度から平成 25 年度までにおいて生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金に関して法的措置は行われていない。その理由としては、そもそも日々の暮らしに窮している生活保護者に対する法的措置は、その実施コストに比較して効果が少ないと判断しているためである。

しかし、以下の図表 5-6-7 からも明らかなおり、生活保護法第 78 条徴収金の収納率は生活保護法第 63 条返還金のそれを大きく下回っている。

公平性の観点からも、第 78 条徴収金の滞納者に対しては、その状況を鑑みて早急な法的措置を講じることも検討すべきである。

図表 5-6-7

(平成 25 年度)

(単位:千円、%)

現年度分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
第 63 条返還金	69,213	57,290	—	11,923	82.8
第 78 条徴収金	31,593	7,450	—	24,143	23.6
小計	100,807	64,740	—	36,066	64.2
過年度分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
第 63 条返還金	43,330	1,272	4,882	37,176	2.9
第 78 条徴収金	179,959	2,666	20,921	156,372	1.5
小計	223,290	3,938	25,803	193,548	1.8
合計	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
第 63 条返還金	112,544	58,562	4,882	49,099	52.0
第 78 条徴収金	211,553	10,116	20,921	180,516	4.8
合計	324,098	68,679	25,803	229,615	21.2

(出所:生活支援課作成資料)

## (7) 監査の結果(意見)

## ① 債権徴収体制の整備について

社会福祉法第 16 条では、生活保護業務を行うケースワーカーの数を、被保護世帯 80 世帯に対して 1 人を配置することが定められている。下関市の平成 25 年 4 月における被保護世帯は 3,499 世帯であるため、80 で除すと 43.7 名となり、上記標準数を満たすためには 44 名のケースワーカーを配置すべきことになる。しかし、被保護世帯数が増加している現在においてもケースワーカー数は 43 名のままであり、1 名不足している状態である。

生活保護業務は、近年、一層その業務の幅が広がっているとともに、その内容も、より専門知識を必要としている。一般的に、ケースワーカーの業務は体力的にも精神的にも厳しい業務と言われている。そのような中、生活保護業務を担当する生活支援課には、生活保護法第 63 条返還金・第 78 条徴収金を徴収する専任の担当者は配置されておらず、給付係が滞納債権の把握、納付書や催告書の発行を行い、ケースワーカーが納付書を持って回収業務を担当している。

当該債権の徴収の状況を鑑みるに、債務者の支払能力が著しく低い上、ケースワーカーが多忙を極めていることから、費用対効果を考慮した債権回収にまで十分な対応ができていないものと思われる。

現在保護している世帯に対しては、ケースワーカーが戸別訪問や直接指導、財産調査等を行えるため債権回収も比較的实施しやすいが、保護を廃止した世帯では、その所在が不明(平成 25 年度末時点では 27 人が所在不明)となり、財産調査をする法的権限もなく、その結果、債権回収の意識が希薄化してしまうケースが多いように思われる。



今後は、生活支援課に債権回収に詳しい職員を配置し、債権回収を専任で取り扱う部署(係)を設置することも検討されたい。また、債権回収の専任部署を設けることで、各規定に沿った合規的な債権管理が行えることとなるものと考えられ、さらに、督促状や催告状の封入、発送といった比較的簡易な業務については、民間委託とすることも検討されたい。

## 7 住宅新築資金等貸付金元利収入

### (1) 制度概要

#### ① 関係法令等

下関市住宅新築資金の経過措置に関する条例

下関市住宅新築資金貸付条例

下関市住宅資金貸付条例施行規則

豊浦町同和地区住宅新築資金等貸付条例

豊田町住宅改修資金貸付条例

なお、旧豊浦町に係る住宅資金については平成 25 年度末時点で貸付金、未収利息残高がないため、以降の記載について必要な内容を除いて詳細な記載は省略する。また、旧豊北町及び旧菊川町においては本制度の事業は実施されていなかった。

#### ② 事業の目的

住宅新築資金等貸付金は昭和 49 年に制定された「下関市住宅新築資金貸付条例」等に基づき、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住環境の改善を図るため、他の方法では必要な資金の貸付けを受けることができないと認められる者に対し、当該地区に係る住宅の新築もしくは改修、または宅地等の取得をするために低利子で貸し付けるものである。

なお、旧下関市については平成 10 年 3 月末をもって下関市住宅新築資金貸付条例が廃止されているためそれ以降の新規貸付けはないが、平成 17 年の旧 1 市 4 町合併に伴う「下関市住宅新築資金の経過措置に関する条例」の制定において、従前の条例の規定により貸し付けられた住宅資金の償還等は従前の例によることとされており、また、「豊浦町同和地区住宅新築資金等貸付条例」(昭和 53 年制定)に基づく住宅資金の償還等についても同様に従前の例によることとされている。

しかし、旧豊田町における住宅改修資金償還等については合併時に貸付金残高があったにもかかわらず、上記下関市住宅新築資金の経過措置に関する条例においてその取扱いに関する記載がない。その経緯・理由は不明であるが、現担当課の人権・男女共同参画課においては旧下関市、旧豊浦町(平成 25 年度末では既に全て償還済み)と同様、旧豊田町分の償還等についても従前の例と同様の取扱いをしている。

なお、旧豊田町について確認できる関連法令等は老朽化した住宅等を改修しようとする者のみを対象にして貸し付ける「豊田町住宅改修資金貸付条例」(昭和 42 年制定)であり、新築資金について直接定められた条例の存在は確認できなかった。ただし、豊田町住宅改修資金貸付条例第 4 条では「貸付けの対象となる住宅改修工事は、住宅または住宅部分の基礎、土台、(略)～」となっており、この『住宅』という文言によって建替えも含めた新築資金として貸し付けられたと推測することもできる。

以上のとおり、当該貸付事業はその条例制定及び貸付実行の多くが昭和の時代に遡り、かつ4町合併前の債権もあるため、現担当課に保存されている紙資料も完全ではなく、現在となつては貸付けの経緯さえ不明なものも多い状況である。→指摘事項7①

### ③ 債権の区分と時効

住宅新築貸付金等貸付金は生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住環境の改善を図るための低利子の貸付金である。貸付金の本質は借用書の提出(契約)で金銭の給付などを受けることであり、私法上の消費貸借契約と同様と考えられることから、本債権は私債権である。下関市債権管理マニュアルにおいても住宅新築資金貸付金元利収入は私債権として取り扱われている。

したがって、公債権のような強制徴収制度はなく、民法上の時効(10年、民法第167条第1項)が適用され、債権の消滅には時効の援用が必要である。

## (2) 債権管理部署

当該債権の管理部署は市民部人権・男女共同参画課であり、平成26年3月末現在の人員数は正職員8名と嘱託職員2名、そのうち正職員4名が回収等管理業務に従事している。同課は人権啓発係と男女共同参画係に分かれてそれぞれ人権啓発及び男女共同参画に関することを業務としているが、住宅新築資金等に係る業務としては、調定、納付書・督促状送付、返済相談、臨戸業務等がある。主に人権啓発係の主任1名が各種業務全般に亘って従事しており、主事1名が必要に応じて主任を補助、課長及び主査は臨戸の際に同行するなど、いずれの職員も他の人権啓発業務等を多くこなしながらの従事となっており、貸付金回収管理業務に従事する割合は次項の福祉援護資金にかかるものも含めて全体業務の2～3割程度ということである。

なお、旧豊田町にかかる債権の回収・臨戸業務については豊田総合支所の職員1名が行っており、人権・男女共同参画課は旧豊田町分の財務会計システムによる歳入の調定等の予算執行管理を行っている。

## (3) 当該債権の発生

住宅新築資金等に係る貸付けの申請から資金交付までの流れについては、既に新規貸付業務自体が15年以上前に全て終了していることから詳細な内容の記載は省略する。

### ① 貸付条件等及び償還

下関市住宅資金貸付条例別表に定められた貸付条件は次表のとおりである。なお、貸付利率については昭和49年の同条例施行以降、経済環境、生活環境、住宅環境の改善等に鑑み何度も改正されており、その時点で実行された貸付金に対して適用されている。以下に記載の貸付利率は最終改正(改正同条例第33号平成8年5月10日以降施行)当時のものである。

図表 5-7-1

資金の種類	貸付の条件		
	限度額	償還期間	貸付利率
住宅新築資金	1住宅につき 1,200千円以上 7,200千円以内	25年以内	年3%
住宅改修資金	1住宅につき 40千円以上 4,300千円以内	15年以内	年3%
宅地取得資金	1件につき 300千円以上 5,500千円以内	25年以内	年3%

(出所: 下関市住宅資金貸付条例別表)

一方、下関市住宅資金貸付条例施行規則第9条に定められた貸付条件は次表のとおりである(最終改正同施行規則第29号 平成4年5月22日以降施行)。

図表 5-7-2

資金の種類	貸付の条件			貸付金 交付方法
	限度額	償還期間	貸付利率	
住宅新築資金	1住宅につき 1,200千円以上 2,000千円以内 2,000千円以上 3,000千円以内 3,000千円以上	15年以内 18年以内 25年以内 ※	年3%	貸借契約書締結後2分の1 抵当権設定登記後2分の1
住宅改修資金	1住宅につき 40千円以上 300千円以内 300千円以上 600千円以内 600千円以上 1,000千円以内 1,000千円以上	6年以内 9年以内 12年以内 15年以内	年3%	貸借契約書締結後2分の1 工事完了後2分の1
宅地取得資金	1件につき 300千円以上 500千円以内 500千円以上 1,000千円以内 1,000千円以上 1,500千円以内 1,500千円以上 2,000千円以内 2,000千円以上	9年以内 12年以内 15年以内 18年以内 25年以内	年3%	貸借契約書締結後2分の1 抵当権設定登記後2分の1

(出所: 下関市住宅資金貸付条例施行規則第9条)

※ 一部の条件に該当する住宅の場合は20年以内

住宅新築資金について据置期間はなく、償還期間の計算は貸付金支払日の属する月の翌月から起算する。

また、償還は貸付金を受けた翌月から元利均等月賦償還とされるが、未償還金の全部または一部を繰り上げて償還することもでき(下関市住宅新築資金貸付条例第8条)、過

去には繰上償還された実績もある。

なお、旧豊田町住宅改修資金貸付条例では、償還期間 15 年以内、最終改正(昭和 48 年 8 月)の貸付利率は年 2%となっているが、貸付上限額については定められた規則等はないとのことである。

## ② 利息計算

監査人は旧下関市貸付実行分を 1 件サンプルで抽出し、それが当時適用されていた年利 2%で利息計算されていることを確認、再計算した結果、元利均等額について差異は見られなかった。

## ③ 抵当権の設定等

住宅新築資金等貸付金のうち住宅新築資金及び宅地取得資金については、原則として第 1 順位の抵当権を設定することとなっており(下関市住宅資金貸付条例施行規則第 11 条第 1 項)、現在残高がある旧下関市分の貸付金については全てもれなく設定されているとのことである。

しかし、旧豊田町から引き継ぎ現在まで償還されていない貸付金 4 件のうち 2 件については抵当権が設定されていない。資金の種類はいずれも住宅新築資金であるという記録が引き継がれて残っているものの、現在確認できる条例は住宅改修資金のみで新築資金に関する旧豊田町の条例が保管されていないため、抵当権の設定義務規定の有無については定かではない。なお、前述のとおり、当該条例の中で新築資金としての貸付けができると読める余地もあり、その 2 件について抵当権が設定されていると推測することもできる。

## ④ 連帯保証人の設定

住宅新築資金等の貸付けに当たっては全て一定の資力等を有する市内居住の連帯保証人 1 名の設定が必要とされている(下関市住宅資金貸付条例施行規則第 4 条)。平成 25 年度末収入未済残高の借受人 21 名には、全員連帯保証人が設定されているが、現在も連帯保証人の要件を満たしているかの確認までは実施されていない。→指摘事項 7②

# (4) 収納事務

## ① 概要

住宅新築資金等貸付金に関する具体的な事務処理事項については、人権・男女共同参画課作成の「貸付金処理マニュアル」に規定されている。規定されている内容の概要は主に次表のとおりである。なお、当該マニュアルは業務の標準化を図るために平成 25 年 3 月に作成されたものであるが、それ以前は明確な業務手順書はなく、担当者の属人的な引き継ぎの中で実施されてきた。

図表 5-7-3

項目	内訳	摘要
1. 納付書を送る。	(1) 手書き納付書(滞納分請求用)	随時人権・男女共同参画課にて作成
	(2) 電算打ち出し納付書(現年度分請求用)	1, 4, 7, 10 月に情報政策課が打出し
	(3) 借受人に送付(電算分は3月分を一括送付)	人権・男女共同参画課が送付
2. 人権・男女共同参画課が管理する台帳に消し込む。	(1) 台帳(紙)に消し込む。	出納室からのチェックシートと領収済通知書に基づく。
	(2) 台帳(エクセル表)に消し込む。	データ管理のため
	(3) 貸付金滞納一件綴に記入する。	個人ごとに記載してファイル
3. 情報政策課に消込依頼を提出する。	(手書き納付書分のみ)	月初に提出

(出所:貸付金処理マニュアルより作成)

人権・男女共同参画課では紙と表計算ソフトの台帳をもって個人別の債権管理を実施している。表計算ソフト台帳は、毎年度の決算、調定等、各借受人の延滞状況や未償還残額などを確認するために必要なものである。

## ② 納付方法

納付方法は全て納付書(手書きあるいは電算)による納付となっているが、平成26年度からは1名のみ本人の強い希望により現金受領も行われている。なお、現年度分については各月末が納期限であるが、滞納者に対して発行する手書き納付書については納期限を記載していない。

これは、手書き納付書は滞納者と話し合った結果納付できる見込みが立った時に作成、送付されるが、ほとんどの滞納者の手許には過年度分の納付書が大量に残っており、その中でどの納期限の納付書を使用して納付するかは滞納者の意思によるので(通常は古い納期限のものから使用されることが多い)、敢えて納期限を記載せずに手書き納付書を作成している。

現年度分について納期限までに償還が確認できなかった場合、翌月20日までに督促状を借受人に対して発送しており、また、滞納している償還金については催告等のための訪問(臨戸)に際して借受人それぞれの状況を聴取した上で今後の償還方針に関して協議している。

## ③ システム処理

情報政策課は個人別の収納状況をシステム管理しており、人権・男女共同参画課から提出される収入年月日、償還年月、元金・利息などのデータを入力している。情報政策課は入力した結果データの人権・男女共同参画課に送付し、人権・男女共同参画課は誤入力の有無をチェックしている。

## (5) 収入未済額の管理

## ① 過年度の償還状況

旧下関市において平成 10 年3月末までに実行し、平成 26 年3月までに償還を受けた貸付金及び収受した利息等の総額の内訳は図表 5-7-4 のとおりである。

なお、表中の「うち納期未到来分」とは、平成 26 年度以降に償還期限が到来する貸付金等のことであり(表のほかに旧豊田町から引き継いだ貸付金では1件で元本 1,493 千円及び利息 132 千円がある。)、これらは約定に基づいた償還予定年度が平成 25 年度までに到来していないため調定されておらず、現下関市の歳入歳出決算書には反映されていないものである。

すなわち下関市では、約定に基づいた各年度の返済予定額を年度初めに調定し、それが年度内に償還されれば決算書の収入未済残高から除外される。したがって、下関市の歳入歳出決算書に反映されている貸付金元利収入残高は納期到来済み年度から現在までの間に償還されていない次表の「償還中分」欄の(うち納期未到来分)を控除した元本未償還額 65,958 千円と未収利息 10,643 千円の合計 76,602 千円となり、これが平成 25 年度末における滞納(収入未済)金額である。

図表 5-7-4

(単位:千円、%)

区分	当初貸付額	入金済額	回収率	利息調定額	うち 入金済額	未償還額 (うち納期未到来分)	未収利息 (うち納期未到来分)
既完済分	440,600	440,600	100.0	97,528	97,528	—	—
償還中分	128,800	61,320	47.5	35,870	25,174	67,479 (1,521)	10,695 (52)
合計	569,400	501,920	89.7	133,399	122,703	67,479 (1,521)	10,695 (52)

(出所:人権・男女共同参画課提供資料より作成)

この表のとおり、現在償還中や滞納額もあるものの、当初貸付元本の約 90%が回収されており、また利息についても既に 122,703 千円を収受しているため、旧下関市の住宅新築資金等貸付事業全体としては概ね機能したと評価できる一方、この事業の遂行(特に臨戸等の回収業務)のために費やした職員の労力コスト等を勘案すると、さらに今後何年

もかけて回収・管理業務に資源を投入することは費用対効果の観点から検討の余地があるといえる。→指摘事項7③

## ② 収入未済額等の状況

### a 収入未済額等の推移

平成 21 年度から平成 25 年度までの調定額(償還期限到来による調定)、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び収納率は次表のとおりである(旧豊田町からの引き継ぎ分も含む現下関市全体)。なお、これらの金額には利息も含まれている。

図表 5-7-5

(単位:千円、%)

現年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	2,722	1,019	—	1,702	37.5
平成 22 年度	2,378	645	—	1,733	27.1
平成 23 年度	1,774	356	—	1,418	20.1
平成 24 年度	1,467	356	—	1,110	24.3
平成 25 年度	1,119	356	—	762	31.8
過年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	87,067	2,993	—	84,074	3.4
平成 22 年度	85,777	1,854	—	83,923	2.2
平成 23 年度	85,656	2,148	—	83,508	2.5
平成 24 年度	84,926	1,856	—	83,070	2.2
平成 25 年度	84,181	1,809	—	82,372	2.2
合計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	89,790	4,013	—	85,777	4.5
平成 22 年度	88,156	2,499	—	85,656	2.8
平成 23 年度	87,431	2,504	—	84,926	2.9
平成 24 年度	86,393	2,212	—	84,181	2.6
平成 25 年度	85,300	2,165	—	83,135	2.5

(出所: 下関市債権管理委員会資料より作成)

現年度分については 20%~30%前後の収納率で推移しているものの(各年度を通じて調定対象者のうち1名は常に当該各現年度中に償還している。)、過年度分については近年3%に満たない水準で推移している。これは、現年度分については、当該年度に返済すべき貸付金であることが明確で、借受人にとっても返済のインセンティブがある程度働くものと考えられる。しかし、いったん滞納し始めると累積的に債務が積み上がり、また徴収猶予申請による実質的な分割納付も可能、かつ違約金も徴求されないため、返済のインセンティブが低下していくことが要因として考えられる。



なお、人権・男女共同参画課における平成 25 年度の収納率目標値は、現年度分で 20.0%(実績 31.8%)、過年度分で 1.5%(実績 2.2%)であった。担当課としては、債権の特性を鑑みて収納率の向上よりも過去の収納率実績を踏まえてその水準を維持することに主眼を置いているとのことである。

b 収入未済額の内訳

(ア) 資金区分別内訳

資金区分別にみた平成 25 年度末における収入未済残高(元本及び未収利息)の内訳は次表のとおりである。

図表 5-7-6

(単位:件、千円)

旧市町別	資金区分	件数	貸付金	未収利息	合計
下関市	新築	15	44,428	7,341	51,769
	宅地	14	21,530	3,302	24,833
小計		29	65,958	10,643	76,602
豊田町	新築	4	5,900	631	6,532
合計		※33	71,859	11,275	83,135

(出所:人権・男女共同参画課提供資料より作成)

※合計人数は 20 名。件数と合致しないのは、新築資金と宅地資金を重複した借受人が 13 名いるためである。

なお、次項における福祉援護資金の借受人は 46 名いるが、そのうち2名が住宅新築資金と重複しているため、担当課において現在回収業務に当たっている借受人は福祉援護資金も含めて全 64 名である。

なお、旧豊田町の4件はいずれも新築資金との管理台帳記録が残っているが、現在は豊田町住宅改修資金貸付条例しか確認できず、新築資金に関する条例等は保管されていない。そのため、上記4件は次項の福祉援護資金の中の住宅資金として貸し付けられたもの(「豊田町同和福祉援護資金貸付要領」第4条第2項)である可能性も残るが、現在ではその区別を判断できる資料がない状況である。→指摘事項7①

(イ) 最終収納日別内訳

旧下関市実行分の平成 25 年度末収入未済残高 29 件について、最終収納日からの経過期間別内訳は次表のとおりである(なお、旧豊田町分については件数も少数、かつ合併前の貸付実行であるため省略した。)

図表 5-7-7

(単位:件、千円、%)

経過期間	件数	収入未済残高 (未収利息含む)	金額割合
1年以内	13	24,823	32.4
1年以上5年以内	1	5,331	7.0
5年以上10年以内	5	9,988	13.0
10年以上20年以内	7	23,160	30.2
20年以上	3	13,297	17.4
合計	29	76,602	100.0

(出所:人権・男女共同参画課提供資料より作成)

平成 25 年度中には現年度分と過年度分合計して 2,165 千円が回収されているが、それら経過期間が1年以内の収入未済残高が全体に占める割合は32.4%である一方、10年以上全く回収されていない収入未済額が47.6%とほぼ半分を占めている。これらの債権に対してはこの期間中督促や法的手続が実施されていないため借受人からいつ時効が援用されてもおかしくない。また、5年以上全く回収されていないものも13.0%あり、これらもこのままでは時効が完成する予備軍である。

## (ウ) 償還予定月経過期間別内訳

旧下関市実行分の平成 25 年度末残高 29 件について、当初約定償還予定終了月からの経過期間別内訳は次表のとおりである(なお、旧豊田町分については件数も少数、かつ旧町合併前の貸付実行であるため省略した。)

図表 5-7-8

(単位:件、千円、%)

経過期間	件数	収入未済残高 (未収利息含む)	金額割合
1年以内	1	2,739	3.6
1年以上5年以内	0	—	—
5年以上10年以内	13	35,491	46.3
10年以上20年以内	14	35,923	46.9
20年以上	1	2,447	3.2
合計	29	76,602	100.0

(出所:人権・男女共同参画課提供資料より作成)

この表のとおり、本来の約定どおりであれば5年以上前に償還が終了しているものばかりである。また、10年以上前に終了しているべきものも半分を占めており、これらの期間中回収が遅々として進んでいなかったことがうかがえる。また、その分借受人も年齢を重ねており、一層資力が乏しくなっているものと思われる。

## (エ) 過去5年間の分納金額

平成 21 年度から平成 25 年度までのそれぞれの年度において分納により収納された金額(貸付元本+利息)は次表のとおりである。

図表 5-7-9

(単位:名、千円)

年度	人数	金額
平成 21 年度	12	2,866
平成 22 年度	10	1,695
平成 23 年度	10	1,989
平成 24 年度	8	1,697
平成 25 年度	10	1,618

(出所:人権・男女共同参画課提供資料より作成)

平成 23 年度に一時的に納付額は増加したものの、全体的に減少傾向である。これは借受人の資力が徐々に厳しくなり、償還資力が乏しくなっていることが原因であると思われる。

## c 滞納理由

現在の収入未済額の中には古くは昭和 50 年代の調定分もあり、滞納が発生した当初は失業や病気入院などの理由もあった記録も多く残っているが、現在は発生当時と状況も変わってきており、必ずしも明確な滞納理由がないまま、ほとんどの借受人が年金収入のみの高齢者等になってきているため、ますます償還資力が乏しい状況になってきている。

## d 他の中核市との比較

今回の監査人からの質問をきっかけに、住宅新築資金等貸付金を担当している人権・男女共同参画課は他の中核市に回収実績と特別な回収方策の有無などについて確認したが、どの中核市も貸付金の回収には苦勞しているものの、特段の具体的な抜本方策もないとのことである。

同様の事業を行っている 17 中核市全体の平成 25 年度における過年度分の平均収納率は 3.4%、最も高い中核市でも 10.4% で決して高い水準ではない。中には 1% も回収できていない中核市もあり、同事業を実施していたその他の中核市も下関市と同様の悩みを抱えている。

ただし、中核市全体の平成 25 年度における現年度分の平均収納率は 64.0% であり、下関市の 31.8% よりもかなり高い。どの中核市も現年度調定額自体が比較的少額であるため個別的、一時的な要因で収納率にばらつきが出てくることも考えられるが、滞納額をこれ以上増加させないためにも下関市としてはまず確実に現年度分の回収徹底が望まれる。

### ③ 収入未済額にかかる回収手続

借受人が分納等によりいくらかの金額を支払える状態になった場合、手書きで作成した納付書を臨戸の際に手渡す、あるいは借受人が来庁した際にその場で手渡している。なお、現金納付を希望する1名については引き換えに領収証を渡している。

なお、借受人から償還があった際には古い年度の滞納債権から順に充当・消込をしていくが、納付書を使用している場合は当該納付書に記載されている年月分の滞納額から充当している。また、同一借受人に対して複数の種類の資金を貸し付けている場合もあるが、その場合も古い年度の資金の滞納額から順に充当している。

#### a 督促

下関市会計規則第 122 条第1項に従い、担当課では督促状の発送を納期限後 20 日以内に行うべきで督促状も作成されているが、現在過年度分を償還してもらっている借受人に対しては、現年度の調定による債務を償還しないことをもって督促状を送付するのは実際に償還している借受人に対する配慮という判断から行われていない。

#### b 催告、訪問、連帯保証人への連絡

督促状を送付したにもかかわらず納期限までに納付されない場合、人権・男女共同参画課では年2回程度催告状を送付している。また、滞納者について手書き納付書を送付したにもかかわらず3月間経過しても納付がない場合にも催告状を送付している。

本来は後述する償還猶予手続によるべきであるが、実際には借受人から償還猶予の申請もなく延滞することが多く、また、そのような場合に借受人あるいは連帯保証人が来庁することはまずないため、担当職員が直接借受人に臨戸し、然るべき償還額の納付を要請している。そこで滞納額全額を支払う資力がない状況であればいくらであれば支払えるのか、分割納付額を相談、決定しているが、臨戸の際の協議によっても支払いの誠意を見せない借受人は数名程度いるとのことである。なお、個人プライバシー保護のため電話による催告はほとんど行っていない。

平成 25 年度末残高 33 件について、平成 25 年4月から平成 26 年3月までの1年間に実施された訪問(臨戸)回数の内訳は次表のとおりである。なお、臨戸の頻度は3月に1回で最大年間4回である。

図表 5-7-10

(単位:名、件、千円)

訪問回数	借受人数	件数	収入未済残高 (未収利息含む)
0回	15	24	51,579
1回	2	4	13,927
2回	1	1	2,739
3回	1	2	5,730
4回	1	2	9,157
合計	21	33	83,135

(出所:人権・男女共同参画課提供資料より作成)

上表の「0回」は入金中のため臨戸が必要ない借受人がほとんどで、その他は市外  
 所在者等が数名である。

市外居住者に対する催告は訪問に要する費用対効果を鑑みて臨戸されておらず、  
 文書催告のみがなされている状況である。しかし、そもそも電話による接触も難しい上  
 に臨戸もしないため分納の協議もされておらず、結果として折衝自体が何年もなされて  
 いない状況である。

また、住宅新築資金等の貸付けに当たっては、全て連帯保証人を必要としており、  
 担当課では借受人が死亡、行方不明あるいは自己破産となった場合に連帯保証人に  
 対して催告を行うこととしている。しかし、平成21年度と平成22年度にそれぞれ10,000  
 円を回収したものの、それ以降は連帯保証人からの回収は全くない。なお、連帯保証  
 人から回収する場合も手書きの納付書を使用している。

#### c 延滞金、違約金

下関市住宅資金貸付条例第11条及び豊田町住宅改修資金貸付条例第14条では、  
 延滞した額につき年10.95%の割合を乗じて得た額を違約金として徴収することができ  
 ると規定されている。

一方、貸借契約書第8条では災害その他の特別な事情等によりやむを得ないと認め  
 られる場合を除き延滞した額につき年10.95%の割合を乗じて得た額を違約金(延滞  
 金)として支払うとされている。なお、虚偽の申請や不正の手段によって貸付けを受  
 けた場合あるいは契約書に基づいた貸付条件に違反した場合には貸付金額につき年  
 10.95%の割合を乗じて得た額を違約金として支払うとされている。

両条例において「徴収することができる」となっており、また貸借契約書においてもや  
 むを得ない場合の償還延滞については延滞金の徴収は除外されていること、さらに貸  
 付事業の制度趣旨を鑑みて担当課では過去において延滞金を徴収したことはない。

なお、担当課によると虚偽の申請や不正の手段による貸付けあるいは契約書に基づ  
 いた貸付条件に違反した貸付けは過去にはないとのことである。→指摘事項7④

## d 分納誓約(支払猶予・償還免除)

下関市住宅資金貸付条例第10条及び豊田町住宅改修資金貸付条例第13条に定める場合において、災害その他の特別な事情等によりやむを得ないと認められるときは、全部または一部の償還を猶予し、または免除することができる旨が定められているが、過去において免除の申請がなされたことはない。

なお、地方自治法施行令第171条の6には「分納」が定められているが、条例及び規則では分納について記載された規定はなく、あくまでも借受人が猶予の申請書を提出し、市長がその猶予を承認することを要する旨のみが定められている(下関市住宅資金貸付条例施行規則第10条)。

滞納が発生した借受人からは上記の「その他特別な事情等によりやむを得ないと認められる」として誓約書を徴求しており、いったんは分納金額の合意はなされるものの、その後再度滞納となる場合がほとんどである。しかし、再度納期限が経過したことによって改めて担当課が誓約書を徴求したことはなく、臨戸の際の口頭相談により償還できる金額を決定している。→指摘事項7⑤

## e 法的措置

地方自治法施行令第171条の2による法的措置としては抵当権の実行や訴訟手続が考えられるが、過去にそのような法的措置を実施したことはないとのことである。→指摘事項7③

## f 不納欠損処分

住宅新築資金等貸付金元利収入については、現在までに不納欠損処分した実績はない。これは、仮に不納欠損処分をするために債権放棄を行うにしても議会の議決が必要であり、その際には借受人個人の情報が公開されることになり、貸付事業の制度趣旨上、人権問題にもかかわってくる可能性があるため現実的に債権放棄が困難であること、また、住宅新築資金等貸付金は私債権であるため債権の消滅には時効の援用が必要であるものの、借受人から時効の援用がされないためである。これは他の中核市においても同様の状況である。

## ④ 外部業者の利用

回収に当たって外部委託業者等は利用しておらず、人権・男女共同参画課の4名が回収に従事している。

これは貸付事業の制度趣旨から、電話による督促などもままならず、借受人本人に直接連絡を取り、場合によっては忍んで面会せざるを得ないような場合があり、借受人の素性を特に秘匿しなければならない背景があるためである。

## (6) 監査の結果(指摘事項)

## ① 各種書類の整備について

住宅新築資金貸付制度はその起源が昭和の時代に遡り、かつ旧1市4町合併前のもの

もあるため、現担当課に保存されている紙資料も完全ではなく、現在となつては当時の経緯等が不明なものも多い状況である。具体的な内容は以下のとおりである。

- ・ 各種条例、施行規則、貸付要綱の改正経過が不明
- ・ 各種条例、施行規則、貸付要綱間の規定で不整合
- ・ 旧2町から引き継いだ貸付金の種別が不明
- ・ 抵当権の設定要否や連帯保証人の有無が不明

制度開始が昭和40年代であることや旧1市4町合併があったなどの事情はあるものの、現に貸付金は回収中で収入未済額もあること、下関市文書取扱規程上も重要な契約書は永年保存とされていることなどから、関連する重要文書は適切に管理する必要がある。

## ② 連帯保証人要件の確認について

住宅新築資金等貸付金の交付手続として、一定の資力等を有する市内居住の連帯保証人の設定が求められている。

しかし、連帯保証人の要件については、貸付実行手続時のみ要件を満たしているかどうか判定されているもののそれ以降の詳細な調査はなされていない。要件を満たしていることの確認は契約当初のみではなく毎年の確認が必要である。

## ③ 法的措置について

地方自治法施行令第171条の2による法的措置としては抵当権の実行や訴訟手続が考えられ、現在の多くの滞納者について全ての実施の可否を検討すべきであるが、運用上過去には一度も法的手続として実施されていない。また、住宅新築資金等の貸付けに当たっては全てにおいて連帯保証人の設定を要請しているが、過去においては借受人が死亡、行方不明あるいは自己破産となつてから連帯保証人に対して履行請求を行うのみである。

担当課としては、既に時効が完成し時効の援用がなされれば債権が消滅してしまう貸付金が多数であるため、現段階になつて借受人ないし連帯保証人に法的手続を実施した場合にはトラブルも多く発生する可能性があるとのことで実行に踏み切れず、それよりも臨戸により少額でも償還を受けることによって時効を中断させる方針として対応しているとのことである。

しかし、借受人等は高齢化してきており、また今後多くの方々が徐々に亡くなっていくことも予想されるため、今後の回収は一層困難を極めることになると思われる。

確かに法的手続を実施することで逆に債権が消滅してしまう可能性もあるが、このような状況の債権について不納欠損処分ができず、時効を中断させるために担当者が少額の償還を受けるような臨戸を延々と続けていくことが果たして市の業務コストとして経済的なのか、また、効率的な業務といえるのか、他の借受人等との公平性も鑑みて全く納付の意思を見せない借受人及び連帯保証人に対しては何らかの法的措置を検討すべきではないのか、債権管理条例の制定も含めて検討が必要である。

④ 違約金の徴収免除手続について

下関市住宅資金貸付条例及び旧豊田町住宅改修資金貸付条例並びに貸借契約書においては、延滞した額につき年 10.95%の割合を乗じて得た額を違約金として徴収する旨の定めがある一方、その免除規定もあり、また、貸付制度の趣旨からも過去から違約金を徴収したことはないとのことである。

しかし、違約金を徴収しないことを担当部署で明確に意思決定した過去の経緯が残された決裁等はなく、貸付制度の趣旨を鑑みて違約金の徴収を免除することはやむを得ない事情であると斟酌できるが、違約金の徴収を免除すること自体は市の財政にマイナスの影響を及ぼすものであるため、包括的に市内部において免除することとした意思決定の理由や過程について決裁を通じて明らかにしておくべきであると考えている。

⑤ 誓約書の作成について

下関市会計規則第 133 条第1項では、債権について地方自治法施行令第 171 条の6の規定により、履行期限を延長する特約または処分をしようとするときは滞納者から履行延期申請書を提出させることが求められており、下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められている。

住宅新築資金等貸付金において滞納が発生した場合、過去には誓約書を徴求していたが、現在では借受人と面談、分割納付の誓約について口頭確認し、その後の支払状況を見ながら増額や減額の対応をしており、その情報を交渉記録に留めるだけとなっている。

滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第 147 条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ定期的な支払いを促すことで収納率の向上にもつながるといえる。したがって、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴求することが必要である。



## 8 福祉援護資金貸付金元利収入

### (1) 制度概要

#### ① 関係法令等

下関市福祉援護資金の経過措置に関する条例

下関市福祉援護資金貸付条例

下関市福祉援護資金貸付条例施行規則

下関市同和対策特別貸付金貸付要綱

豊浦町同和福祉援護資金貸付条例

豊浦町同和福祉援護資金貸付条例施行規則

豊田町同和福祉援護資金貸付要綱

上記のうち、下関市福祉援護資金貸付条例施行規則、豊浦町同和福祉援護資金貸付条例及び同施行規則並びに豊田町同和福祉援護資金貸付要綱は「山口県同和福祉援護資金貸付金県費補助金交付要綱」に基づいてそれぞれ旧下関市、旧豊浦町及び旧豊田町が行う事業を定めたもので、下関市同和対策特別貸付金貸付要綱は旧下関市が山口県の事業を上乗せ・補完する形で独自に行ってきた事業にかかる要綱である。

なお、豊田町同和福祉援護資金貸付要綱第9条に「必要な事項は別に町長が定める」旨があるが、実際にはこれに対応する規定等はなく、また運用上も支障はなかったとことである。また、旧豊北町及び旧菊川町においては本制度の事業は実施されていなかった。

#### ② 事業の目的

福祉援護資金貸付金は昭和46年に制定された「下関市福祉援護資金貸付条例」等に基づき、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住する者やその地域の出身者に対し、経済的自立による生活の安定と住環境の改善を図るために無利子あるいは低利子で貸し付けるものである。

なお、「山口県同和福祉援護資金貸付金県費補助金交付要綱」が平成14年3月末をもって修学資金に関する経過措置を除いて廃止されたことに伴い、旧下関市においても平成14年3月末をもって下関市福祉援護資金貸付条例を廃止しており、一方で平成17年の旧4町合併に伴う「下関市福祉援護資金の経過措置に関する条例」の制定において、従前の条例の規定により貸し付けられた福祉援護資金の償還等は従前の例によることとされている。

なお、下関市福祉援護資金の経過措置に関する条例には旧下関市分の福祉援護資金しか規定されておらず、旧豊浦町及び旧豊田町分に関する経過措置の規定はない。これは、山口県同和福祉援護資金貸付金県費補助金交付要綱に基づく貸付制度が既に廃止されているので旧豊浦町においても当該要綱の廃止と同時期に条例等が廃止され

ているために同経過措置に関する条例に反映されていないものと推測されるが、旧豊田町の条例等についてはいつ廃止されたのか現担当課では把握できていない。

以上のとおり、当該貸付事業はその条例制定及び貸付実行の多くが昭和の時代に遡り、かつ旧1市4町合併前のものもあるため、現担当課に保存されている紙資料も完全ではなく、現在となっては貸付けの経緯さえ不明なものも多い状況である。→指摘事項8①

### ③ 債権の区分と時効

福祉援護資金貸付金は歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の経済的自立による生活の安定と住環境の改善を図るための無利子あるいは低利子の貸付金である。貸付金の本質は借用書の提出(契約)で金銭の給付などを受けることであり、私法上の消費貸借契約と同様と考えられることから、本債権は私債権である。下関市債権管理マニュアルにおいても福祉援護資金貸付金元利収入は私債権として取り扱われている。

したがって、公債権のような強制徴収制度はなく、民法上の時効(10年、民法第167条第1項)が適用され、債権の消滅には時効の援用が必要である。

## (2) 債権管理部署

当該債権の管理部署は市民部人権・男女共同参画課で、前項の住宅新築資金と同様の業務体制である。

なお、旧豊浦町及び旧豊田町にかかる債権の回収・臨戸業務についてはそれぞれの総合支所の職員1名が行っており、人権・男女共同参画課は旧豊浦町及び旧豊田町分の財務会計システムによる歳入の調定等の予算執行管理を行っている。

## (3) 当該債権の発生

福祉支援資金にかかる貸付けの申請から資金交付までの流れについては、既に新規貸付業務自体が15年以上前に全て終了していることから詳細な内容の記載は省略する。

### ① 貸付条件等及び償還

#### a 県事業分

下関市福祉支援資金貸付条例施行規則別表に定められた貸付条件は次表のとおりである。なお、貸付条件等については昭和46年の条例施行以降、経済環境、生活環境、住宅環境の改善等に鑑み何度も改正されており、その時点で実行された貸付金に対して適用されている。以下に記載の貸付条件等は最終改正(改正同施行規則第44号平成11年4月1日以降施行)当時のものである。

なお、当初の施行以降、経済環境・生活環境の向上に伴って資金種類については徐々に縮小・廃止されてきた一方、貸付限度額については徐々に増額、貸付利率については当初は無利子あるいは低利率であったものが、改正によって有利子あるいは低利率ではあるが以前より高くなってきている。

例えば、制定当初、生活安定資金としては技能習得資金のほかに「生業」「結婚」「出産」資金等があり、それらのうち結婚・出産資金は無利子であったが、平成5年の改正時には年2%とされている。

図表 5-8-1

種類	貸付対象の区分		貸付条件				貸付金 交付方法	据置期間の 始期			
			限度額	償還期間	据置期間	貸付利率					
修学資金	修学のための資金	高校等	1人1月につき 22,000 円	6年以内	6月以内	無利子	1学期分毎	卒業日			
		大学	1人1月につき 48,000 円	12年以内							
		各種学校等	1人1月につき 22,000 円	6年以内							
	入学時の 支度金	大学	300,000 円	8年以内	6月以内	無利子	全額一括				
		各種学校等	33,100 円	6年以内							
技能習得資金 ※			1人1月につき 300,000 円	6年以内	6月以内	年2%	全額一括	技能習得日			
住宅資金	改修		1世帯につき 2,500,000 円	15年以内	6月以内	年3.5%	(注1)	最終貸付日			
	新築		1世帯につき 4,500,000 円	18年以内					6月以内	年3.5%	(注2)
	住宅用地の取得造成		1世帯につき 3,500,000 円	15年以内							

(出所: 下関市福祉支援資金貸付条例施行規則別表)

※ 自動車免許取得費用など

(注1) 貸借契約書締結後2分の1、改修工事完了後残額

(注2) 貸借契約書締結後2分の1、抵当権設定登記完了後残額

なお、償還期間には据置期間は含まず、据置期間中は無利子である。また、償還は償還開始月からの元利均等月賦償還の方法によるとされるが、繰上償還することもでき(下関市福祉援護資金貸付条例第8条)、過去には繰上償還された実績もある。

#### b 市事業分

下関市同和対策特別資金貸付要綱別表に定められた貸付条件等は次表のとおりである。なお、貸付条件等については昭和49年の同要綱施行以降、経済環境、生活環境、住宅環境の改善等に鑑み何度も改正されており、その時点で実行された貸付金に対して適用されている。以下に記載の貸付条件等は最終改正(昭和54年4月1日以後貸付申請適用分)のものである。

図表 5-8-2

資金の種類	貸付の条件				貸付金 交付方法
	限度額	償還期間	据置期間・始期	貸付利率	
特別生業資金 ※	1世帯につき 4,000,000 円以内	12 年	1年 貸付けを受けた日	年3%	全額一括
特別修学資金	(大学)1人1月 30,000 円以内 (高校)1人1月 30,000 円以内	12 年	6月以内 卒業した日	無利子	1学期分毎
特別生活資金	1世帯につき 300,000 円以内	20 月	6月以内 貸付けを受けた日	無利子	全額一括

(出所: 下関市同和対策特別資金貸付要綱別表)

※ 特別生業資金とは、県事業による生業資金の貸付けに上乗せした形で市が貸し付けるもので、県事業分の貸付条件と比較すると限度額は多額で償還期間は長い代わりに貸付利率が高くなっている。

償還期間には据置期間は含まず、また、特別生業資金の据置期間中の貸付利率について明文規定はないが、担当課によると無利子であろうとのことである。

なお、償還は償還開始月からの元利均等月賦償還の方法によるとされるが、繰上償還することもでき(下関市同和対策特別資金貸付要綱第9条)、過去には繰上償還された実績もある。

## ② 利息計算

監査人は旧下関市貸付実行分を1件(県事業分の技能習得資金)サンプルで抽出し、それが当時適用されていた年利2%で利息計算されていることを確認、再計算した結果、元利均等額について差異は見られなかった。

## ③ 抵当権の設定等

下関市福祉援護資金貸付条例第3条第3号に定める住宅資金で、新築または住宅用地の取得造成にかかる資金については、原則として第1順位の抵当権を設定することとなっており(下関市福祉援護資金貸付条例施行規則第11条第1項)、現在残高がある旧下関市分の県事業分貸付金については全てもれなく設定されているとのことである。

しかし、旧豊浦町から引き継ぎ現在まで償還されていない住宅改修資金1件については抵当権が設定されていない。また、旧豊田町から引き継ぎ現在まで償還されていない新築資金、改修資金及び宅地造成資金5件(3名)についても抵当権は設定されていない。担当課によると、これらは旧豊浦町の条例及び旧豊田町の要綱において抵当権を設定すべき旨の規定がないためとのことである。

## ④ 連帯保証人の設定

福祉援護資金の貸付けに当たっては全て連帯保証人を必要とする(県事業分:下関市福祉援護資金貸付条例第5条及び下関市福祉援護資金貸付条例施行規則第4条、市事業分:下関市同和対策特別貸付金貸付要綱第6条)。なお、福祉援護資金の場合、住宅新築資金の連帯保証人の要件に加えて、「前年度の市民税を完納している」ことも必要である(なお、旧豊浦町では2名の連帯保証人を求めるなど旧町それぞれで規定内容は異なっていた。)。平成25年度末収入未済残高の借受人46名には、全員連帯保証人が設定されているが、現在も連帯保証人の要件を満たしているかの確認までは実施されていない。→指摘事項8②

## (4) 収納事務

## ① 概要

福祉援護資金貸付金に関する具体的な事務処理事項については、人権・男女共同参画課作成の「貸付金処理マニュアル」に規定されており、具体的な運用については住宅新築資金と同様である(図表5-7-3参照)。

## ② 納付方法

納付方法は全て納付書による納付となっている。なお、現年度分について各月末が納期限であるにもかかわらず滞納者に対して発行する手書き納付書に納期限を記載していない点は住宅新築資金と同様である。また、現年度分について納期限までに償還が確認できなかった場合の対処方法についても住宅新築資金と同様である。

## ③ システム処理

住宅新築資金と同様である。

## (5) 収入未済額の管理

## ① 過年度の償還状況

旧下関市において平成14年3月末までに実行し、平成26年3月までに償還を受けた貸付金及び収受した利息等の総額の内訳は図表5-8-3のとおりである。

なお、福祉援護資金については住宅新築資金とは異なり、平成26年度以降に償還期限が到来する貸付金等はない。したがって、下関市の歳入歳出決算書に反映されている貸付金元利収入残高は約定どおり償還されなかった次表の未償還額79,880千円と未収利息10,213千円の合計90,093千円となり、これが平成25年度末における滞納(収入未済)金額である。

このほかに旧豊田町から引き継いだ貸付金で、平成26年度以降に償還期限が到来するものが1件で、元本964千円及び利息60千円あるが、これは約定に基づいた償還予定年度が平成25年度までに到来していないため調定されておらず、現下関市の歳入歳出

決算書には反映されていない。

図表 5-8-3

(単位:千円、%)

区分		当初貸付額	入金済額	回収率	利息調定額	うち入金済額	未償還額	未収利息
県事業分	既完済分	297,513	297,513	100.0	43,605	43,605	—	—
	償還中分	68,874	29,401	42.7	10,472	6,888	39,472	3,584
	小計	366,387	326,914	89.2	54,078	50,493	39,472	3,584
市事業分	既完済分	58,600	58,600	100.0	9,966	9,966	—	—
	償還中分	50,360	9,951	19.8	9,601	2,972	40,408	6,628
	小計	108,960	68,551	62.9	19,567	12,939	40,408	6,628
合計		475,347	395,466	83.4	73,646	63,433	79,880	10,213

(出所:人権・男女共同参画課提供資料より作成)

この表のとおり、現在償還中や滞納額もあるものの、当初貸付元本の 80%超が回収されており、また利息についても既に 63,433 千円を収受しているため、旧下関市の貸付事業全体としては一定の機能を果たしたと評価できる一方、この事業の遂行(特に臨戸等の回収業務)のために費やした職員の労力コストを勘案すると、さらに今後何年もかけて回収・管理業務に資源を投入することは費用対効果の観点から検討の余地があるといえる。

→指摘事項8③

## ② 収入未済額等の状況

### a 収入未済額等の推移

平成 21 年度から平成 25 年度までの調定額(償還期限到来による調定)、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び収納率は次表のとおりである(旧豊田町及び旧豊浦町からの引き継ぎ分も含む現下関市全体)。なお、これらの金額には利息も含まれている。

図表 5-8-4

(単位:千円、%)

現年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	585	285	-	299	48.8
平成 22 年度	585	285	-	299	48.8
平成 23 年度	299	-	-	299	0.0
平成 24 年度	299	-	-	299	0.0
平成 25 年度	299	-	-	299	0.0
過年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	102,539	918	-	101,621	0.9
平成 22 年度	101,921	697	-	101,223	0.7
平成 23 年度	101,523	592	-	100,930	0.6
平成 24 年度	101,230	1,749	-	99,481	1.7
平成 25 年度	99,781	301	-	99,479	0.3
合計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	103,125	1,204	-	101,921	1.2
平成 22 年度	102,506	983	-	101,523	1.0
平成 23 年度	101,823	592	-	101,230	0.6
平成 24 年度	101,530	1,749	-	99,781	1.7
平成 25 年度	100,080	301	-	99,779	0.3

(出所: 下関市債権管理委員会資料より作成)

現年度分について最近3年間の新たな調定対象者は1名のみであるが、全く回収できていない。また、過年度分の収納率についても非常に低い水準で推移している。これらは、滞納が常態化している借受人に対する債務が累積的に積み上がり、また徴収猶予申請による実質的な分割納付も可能で、かつ無利子の貸付金も多く違約金も徴求されないため、返済のインセンティブが低下していることが要因として考えられる。

なお、人権・男女共同参画課における平成 25 年度の収納率目標値は、現年度分で 20% (実績 0.0%)、過年度分で 1.5% (実績 0.3%) であった。担当課としては、住宅新築資金と同様、債権の特性を鑑みて収納率の向上よりも過去の収納率実績を踏まえてその水準を維持することに主眼を置いているとのことである。

## b 収納未済額の内訳

## (ア) 資金区分別内訳

資金区分別にみた平成 25 年度末における収入未済額(元本及び未収利息)の内訳は次表のとおりである。

図表 5-8-5

(単位:件、千円)

旧市町別	資金区分	件数	貸付金	未収利息	合計
下関市 (県事業)	修学	6	1,126	—	1,126
	生業	18	10,993	507	11,500
	技能習得	2	384	19	404
	結婚	1	467	26	494
	住宅(宅地)	4	5,284	454	5,739
	住宅(新築・改築)	15	21,216	2,575	23,791
小計		46	39,472	3,584	43,056
下関市 (市事業)	生業	3	3,092	432	3,525
	特別生業	17	37,036	6,195	43,231
	特別修学	1	280	—	280
小計		21	40,408	6,628	47,036
下関市計		67	79,880	10,213	90,093
豊田町	生業	2	629	35	664
	結婚	1	162	1	164
	住宅(宅地)	2	1,504	98	1,603
	住宅(新築・改築)	3	4,239	970	5,210
小計		8	6,536	1,106	7,642
豊浦町	住宅	1	1,795	247	2,042
合計		※ 76	88,211	11,567	99,779

(出所:人権・男女共同参画課提供資料より作成)

※ 合計人数は 46 名。件数と合致しないのは、県資金と市資金で重複あるいは複数の資金種類の借受人が 16 名で延べ 30 件あるためである。

なお、前項における住宅新築資金の借受人は 20 名いるが、そのうち 2 名が福祉援護資金と重複しているため、担当課において現在回収業務に当たっている借受人は住宅新築資金も含めて全 64 名である。

## (イ) 最終収納日別内訳

旧下関市実行分の平成 25 年度末収入未済残高 67 件について、最終収納日からの経過期間別内訳は次表のとおりである(なお、旧豊浦町及び旧豊田町分については件数も比較的少数、かつ合併前の貸付実行であるため省略している。)



図表 5-8-6

(単位: 件、千円、%)

経過期間	件数	収入未済残高 (未収利息含む)	金額割合
1年以内	13	19,409	21.5
1年以上5年以内	0	—	—
5年以上10年以内	4	2,011	2.3
10年以上20年以内	13	6,588	7.3
20年以上	31	52,013	57.7
納付なし	6	10,070	11.2
合計	67	90,093	100.0

(出所: 人権・男女共同参画課提供資料より作成)

平成 25 年度中には現年度分と過年度分を合計して 301 千円が回収されているが、それら経過期間が1年以内の収入未済残高が全体に占める割合は21.5%である一方、10年以上全く回収されていない、あるいは償還期限到来後1円も返済されていない収入未済額が76.2%となっている。これらの債権に対しては、この期間中督促や法的手続が実施されていないため、借受人からいつ時効が援用されてもおおかしくなく、非常に多額の債権が事実上毀損している状態にあるといえる。

## (ウ) 償還予定月経過期間別内訳

旧下関市実行分の平成 25 年度末残高 67 件について、当初約定償還予定終了月からの経過期間別内訳は次表のとおりである(なお、旧豊浦町及び旧豊田町分については件数も比較的少数、かつ合併前の貸付実行であるため省略している。)

図表 5-8-7

(単位: 件、千円、%)

経過期間	件数	収入未済残高 (未収利息含む)	金額割合
1年以内	0	—	—
1年以上5年以内	0	—	—
5年以上10年以内	2	864	1.0
10年以上20年以内	24	35,334	39.2
20年以上	41	53,894	59.8
合計	67	90,093	100.0

(出所: 人権・男女共同参画課提供資料より作成)

この表のとおり、本来の約定どおりであれば10年以上前に償還が終了しているものばかりである。また、20年以上前に終了しているべきものも約6割を占めており、こ

これらの期間中回収が遅々として進んでいなかったことがうかがえる。また、その分借受人も年齢を重ねており、一層資力が乏しくなっているものと思われる。

(エ) 過去5年間の分納金額

平成 21 年度から平成 25 年度までのそれぞれの年度において分納により収納された金額(貸付元本+利息)は次表のとおりである。

図表 5-8-8

(単位:名、千円)

年度	人数	金額
平成 21 年度	13	918
平成 22 年度	14	697
平成 23 年度	14	592
平成 24 年度	13	1,749
平成 25 年度	12	301

(出所:人権・男女共同参画課提供資料より作成)

平成 24 年度に一時的に納付額は増加したものの、全体的に減少傾向である。これは借受人の資力が徐々に厳しくなり、償還資力が乏しくなっていることが原因であると思われる。

c 滞納理由

住宅新築資金と同様、現在の収入未済額の中には古くは昭和 50 年代の調定分もあり、滞納が発生した当初は失業や病気入院などの理由もあった記録も多く残っているが、現在は発生当時と状況も変わってきており、必ずしも明確な滞納理由がないまま、ほとんどの借受人が年金収入のみの高齢者等になってきているため、ますます償還資力が乏しい状況になってきている。

d 他の中核市との比較

住宅新築資金と同様、今回の監査人からの質問をきっかけに、担当している人権・男女共同参画課は他の中核市に回収実績と特別な回収方策の有無などについて確認したが、どの中核市も福祉援護資金貸付金の回収には苦勞しているものの、特段の具体的な抜本方策もないとのことである。

同様の事業を行っている 13 中核市全体の平成 25 年度における過年度分の収納率は 1.96%、最も高い中核市でも 11.8%で決して高い水準ではない。中には1円も回収できていない中核市もあり、同事業を実施していたその他の中核市も下関市と同様の悩みを抱えている。

ただし、中核市全体の平成 25 年度における現年度分の平均収納率は 77.5%(下関市は 0.0%)である。どの中核市も現年度調定額自体が比較的少額であるため個別的、一時的な要因で収納率にばらつきが発生し、一方で下関市の現年度分も1件のみという事情はあるが、滞納額をこれ以上増加させないためにも下関市としてはまず確実に現

年度分の回収徹底が望まれる。

### ③ 収入未済額にかかる回収手続

手書き納付書の作成や借受人への受渡方法、償還があった場合の充当・消込方法などについては住宅新築資金と同様である。なお、福祉援護資金については現金で収納している借受人はいない。

#### a 督促

下関市会計規則第 122 条第1項に従い、担当課では督促状の発送を納期限後 20 日以内に行うべきであるが、住宅新築資金と同様、実際に償還している借受人への配慮という理由から督促状は送付されていない。

#### b 催告、訪問、連帯保証人への連絡

督促状を送付したにもかかわらず納期限までに納付されない場合における人権・男女共同参画課の催告手続、臨戸や分割納付額の相談、協議などは住宅新築資金の場合と同様である。また、個人プライバシー保護のため電話による催告はほとんど行っていないことも同様である。

平成 25 年度末残高 76 件について、平成 25 年4月から平成 26 年3月までの1年間に実施された臨戸回数の内訳は次表のとおりである。なお、臨戸の頻度は3月に1回で最大年間で4回である。

図表 5-8-9

(単位:名、件、千円)

訪問回数	借受人数	件数	収入未済残高 (未収利息含む)
0回	31	54	75,276
1回	8	13	13,161
2回	4	5	5,626
3回	0	0	—
4回	3	4	5,720
合計	46	76	99,779

(出所:人権・男女共同参画課提供資料より作成)

上表のうち「0回」は償還中のため臨戸が不要な借受人、市外所在者、死亡者等である。住宅新築資金と異なり福祉援護資金については償還中のために臨戸が必要な借受人は多くなく、住民票によっても転居先が不明で臨戸ができない借受人、借受人が死亡したものの遺族が相続財産放棄あるいは配偶者とも離婚しているケース、その他個別の事情により臨戸できていない借受人が多くなっている。

住宅新築資金と同様、市外居住者に対する催告は訪問に要する費用対効果を鑑みて臨戸されておらず、文書催告のみがなされている。しかし、そもそも電話による接触も

難しい上に訪問もしないため分納の協議もされておらず、結果として折衝自体が何年もなされていないことも住宅新築資金と同じ状況である。

また、担当課における連帯保証人への督促(催告)、収納手続も住宅新築資金の場合と同様である。なお、担当課は既に死亡している借受人の連帯保証人に対して催告を行っているが、そのほとんどが返済に至っていない状況である。

#### c 延滞金、違約金

下関市福祉援護資金貸付条例及び同条例施行規則並びに下関市同和対策特別貸付金貸付要綱には記載がないが、住宅資金にかかる貸借契約書第8条第1項では、災害その他の特別な事情等によりやむを得ないと認められる場合を除き、延滞した額につき年 10.95%の割合を乗じて得た額を違約金(延滞金)として支払うとされている。また、同第8条第2項では、契約書の記載目的以外に使用した場合、虚偽の申請や不正の手段によって貸付けを受けた場合、あるいは契約書に基づいた貸付条件に違反した場合には、貸付金額につき年 10.95%の割合を乗じて得た額を違約金として支払うとされている。

しかし、貸借契約書においてやむを得ない場合の償還延滞については延滞金の徴収は除外されていること、さらに貸付事業の制度趣旨を鑑みて担当課では過去において延滞金を徴収したことはない。→指摘事項8④

なお、担当課によると資金の目的外使用、虚偽の申請や不正の手段による貸付けあるいは契約書に基づいた貸付条件に違反した貸付けは過去にはないとのことである。

#### d 分納誓約(支払猶予・償還免除)

下関市福祉援護資金貸付条例第10条では「借受人が死亡し、または災害その他やむを得ない事情により、償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難となったと認められるときは、貸付審査委員会の意見を聞き、全部もしくは一部償還を猶予することができる。」旨が定められている。

これに基づき、住宅資金については貸借契約書第7条において借受人は償還の猶予の願出をすることができる旨が定められており、その他の資金については、下関市福祉援護資金貸付条例施行規則第8条において、償還猶予申請書を提出しなければならない旨が定められている。

また、下関市同和対策特別貸付金貸付要綱第11条及び豊浦町同和福祉援護資金貸付条例第12条においても借受人は償還の猶予または免除の願出をすることができる旨が定められている(豊田町同和福祉援護資金貸付要綱第7条では「償還期間の延長」ができる旨はあるが、免除に関する規定はない。)が、いずれの市町、資金についても過去において免除の申請がなされたことはない。

なお、地方自治法施行令第171条の6には「分納」が定められているが、条例及び規則では分納に関連する明確な規定はなく、あくまでも借受人が猶予の申請書を提出し、市長がその猶予を承認することを要する旨のみが定められている(下関市福祉援護資

金貸付条例施行規則第10条)。

滞納が発生した借受人からは上記の「その他やむを得ない事情」によるとして誓約書を徴求しており、いったんは分納金額の合意はなされるものの、その後再度滞納となる場合がほとんどである。しかし、再度納期限が経過したことによって改めて担当課が誓約書を徴求したことはなく、臨戸の際の口頭相談により償還できる金額を決定している。

→指摘事項8⑤

e 法的措置

地方自治法施行令第171条の2による法的措置としては抵当権の実行や訴訟手続が考えられるが、住宅新築資金と同様、過去にそのような法的手続を実施したことはないとのことである。→指摘事項8③

f 不納欠損処分

福祉援護資金貸付金元利収入についても住宅新築資金と同様の理由で現在までに不納欠損処分をしたことはない。

④ 外部業者の利用

住宅新築資金と同様の理由で、回収に当たって外部委託業者等は利用しておらず、担当課の4名が回収に従事している。

(6) 監査の結果(指摘事項)

① 各種書類の整備について

福祉援護資金貸付制度はその起源が昭和の時代に遡り、かつ旧1市4町合併前のものもあるため、現担当課に保存されている紙資料も完全ではなく、現在となつては当時の経緯等が不明なものも多い状況である。具体的には一部について、

- ・各種条例、施行規則、貸付要綱の改正経過が不明
- ・各種条例、施行規則、貸付要綱で詳細な規定内容が不明瞭
- ・抵当権の設定要否や連帯保証人の有無が不明

などであり、制度開始が昭和40年代であることや旧1市4町合併があったなどの事情はあるものの、現に貸付金は回収中で収入未済額もあること、下関市文書取扱規程上も重要な契約書は永年保存とされていることなどから、関連する重要文書は適切に管理する必要がある。

② 連帯保証人要件の確認について

住宅新築資金と同様、福祉援護資金における貸付金の交付手続としても一定の資力を有する市内居住の連帯保証人の設定が求められている。

しかし、連帯保証人の要件については、貸付実行手続時のみ要件を満たしているかどうか判定されているもののそれ以降の詳細な調査がなされていないため、要件を満たすことの確認は契約当初のみではなく毎年の確認が必要である。

### ③ 法的措置について

住宅新築資金と同様、回収が遅々として進まない状況の債権について不納欠損処分ができず、担当者が時効を中断させるための臨戸を延々と続けていくことが果たして市の業務コストとして経済的なのか、また効率的な業務といえるのか、他の借受人等との公平性も鑑みて全く納付の意思を見せない借受人及び連帯保証人に対しては何らかの法的措置を検討すべきではないのか、債権管理条例の制定も含めて検討が必要である。

### ④ 違約金の徴収免除手続について

貸借契約書においては、延滞した額につき年 10.95%の割合を乗じて得た額を違約金(延滞金)として支払うとする規定がある一方、その免除規定もあり、また、貸付制度の趣旨からも過去から違約金を徴収したことはないとのことである。

しかし、住宅新築資金と同様、違約金を徴収しないことを担当部署で明確に意思決定した過去の経緯が残された決裁等はなく、貸付制度の趣旨を鑑みて違約金の徴収を免除することはやむを得ない事情であると斟酌できるが、違約金の徴収を免除すること自体は市の財政にマイナスの影響を及ぼすものであるため、包括的に市内部において免除することとした意思決定の理由や過程について決裁を通じて明らかにしておくべきであると考えられる。

### ⑤ 誓約書の作成について

住宅新築資金と同様、下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められているにもかかわらず、現在では借受人と面談、分割納付の誓約について口頭確認し、その後の支払状況を見ながら増額や減額の対応をしており、その情報を交渉記録に留めるだけとなっている。

滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第147条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ定期的な支払いを促すことで収納率の向上も期待できるため、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴取することが必要である。

## 9 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入

### (1) 制度概要

#### ① 関係法令等

母子及び寡婦福祉法

母子及び寡婦福祉法施行令

母子及び寡婦福祉法施行規則

母子及び寡婦福祉法施行細則

下関市母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領

(注) 上記はいずれも平成 26 年 10 月 1 日改正法令施行前。

#### ② 事業の目的

母子寡婦福祉資金の貸付制度は、母子及び寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の増進を図り、合わせてその扶養している児童の福祉を推進することを目的とした制度であり(母子及び寡婦福祉法第 13 条及び第 32 条)、その使途により 12 種類に区分される。

当該制度は、昭和 27 年に母子福祉資金貸付金等に関する法律が制定されて以降、寡婦への貸付けの拡充のための法律・要綱の制定、貸付限度額、資金使途の拡大など、徐々に制度の充実がなされている。さらには、平成 26 年 10 月より、ひとり親家庭支援施策として母子福祉資金貸付金等に関する法律に基づく貸付先が拡大され、父子家庭への貸付けが実施されている。

下関市では中核市移行の際に、山口県から貸付けの申請受付及び貸付けの決定並びに回収など当該制度にかかる事務が移譲され、全ての事務を市で行うことになった。

なお、県から移譲された事務の範囲には合併した旧 4 町において貸付けの申請受付をしていたものも含まれている。

#### ③ 債権の区分と時効

母子寡婦福祉資金貸付金は、母子寡婦家庭の経済的自立を支援し、扶養している児童の福祉を増進するための無利子あるいは低利子の貸付金である。貸付金の本質は、借用書の提出(契約)で金銭の給付などを受けることであり、私法上の消費貸借契約と同様と考えられることから、本債権は私債権である。下関市債権管理マニュアルにおいても母子寡婦福祉資金貸付金元利収入は私債権として取り扱われている。

したがって、公債権のような強制徴収制度はなく、民法上の時効(10 年、民法 167 条第 1 項)が適用され、債権の消滅には時効の援用が必要である。

### (2) 債権管理部署

当該債権の管理部署は福祉部こども家庭課(平成 26 年 4 月 1 日付の組織改正により、現在はこども未来部こども家庭課)であり、平成 26 年 3 月末現在の人員数は正職員 19 名、

非常勤嘱託職員 103 名である。同課は子育て支援係、こども給付係、相談支援係に分かれてそれぞれ子どもの育成及び子育てに関する事項やひとり親家庭等の福祉の増進に関する事項を業務としており、母子寡婦福祉資金にかかる業務は、相談支援係において児童虐待等相談支援業務と併せて正職員 2 名と非常勤嘱託職員(母子自立支援員) 2 名(組織改正後はこども家庭課こども給付係において正職員 1 名、非常勤嘱託職員 2 名)が担当している。→意見 9①

なお、下関市として下関市債権管理マニュアルを全庁的に周知はしているものの、母子寡婦福祉資金特有の事項を踏まえた債権管理マニュアルは策定されていない。

### (3) 資金交付の決定

#### ① 母子寡婦福祉資金の内容

母子寡婦福祉資金は以下のような対象者に貸し付けられる。

##### a 母子福祉資金(母子及び寡婦福祉法第 13 条)

- (ア) 母子家庭の母(配偶者のいない女子で現に児童を扶養している者) またはその扶養している児童
- (イ) 母子福祉団体
- (ウ) 父母のいない児童

##### b 寡婦福祉資金(母子及び寡婦福祉法第 32 条)

- (ア) 寡婦(配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者)
- (イ) 40 歳以上の配偶者のない女子であつて、母子家庭の母及び寡婦以外の者(婚姻をしたことのない独身の方は含まない)
- (ウ) 母子福祉団体

※ ただし、寡婦と 40 歳以上の配偶者のない女子で現に子を扶養していない者の場合、特別な事情がないときは、前年度の所得が 2,036,000 円以下の場合に限り貸付けの対象となる。

母子寡婦福祉資金の用途別内容及び条件等は次表のとおりである。



母子寡婦福祉資金貸付金元利収入

図表 5-9-1

資金種類	貸付対象	内容
事業開始	① 母子家庭の母 ② 母子福祉団体 ③ 寡婦	事業を開始するのに必要な設備費、機械材料等の購入費 ※ 母子福祉団体が貸付対象となるときは、政令で定める事業であることが必要
事業継続	同上	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品材料の購入費等運転資金 ※ 母子福祉団体が貸付対象となるときは、政令で定める事業であることが必要
修学	① 母子家庭の母が扶養する児童 ② 父母のない児童 ③ 寡婦が扶養する子	高等学校、短大、高等専門学校または専修学校、大学で修学するために必要な経費（例：授業料、交通費等） ※ 生活費は含まない。
技能習得	① 母子家庭の母 ② 寡婦	自ら事業を開始し、または就職するために必要な授業料・材料費等（母子家庭の母及び寡婦が高等学校に修学する場合を含む） <u>特別貸付</u> ：自動車免許の取得に必要な資金 <u>一括貸付</u> ：知識技能の習得等のため各種学校や養成施設等に入学する場合の入学金等、入学に要する費用に必要な資金
修業	① 母子家庭の母が扶養する児童 ② 父母のない児童 ③ 寡婦が扶養する子	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するための経費 <u>特別貸付</u> ：自動車免許の取得に必要な資金 ただし、高校3年在学中で 就職を希望する児童に限る
就職支度	① 母子家庭の母または児童 ② 父母のない児童 ③ 寡婦	<u>一般貸付</u> ：就職するのに必要な経費（例：被服、履物等の購入費） <u>特別貸付</u> ：自動車の購入に必要な資金
医療介護	① 母子家庭の母または児童 ② 寡婦	医療、介護を受けるために必要となる経費（例：医療保険の自己負担分、通院に要する交通費、医師が必要と認めた按摩、マッサージ等に係る費用等） ※ 当該医療、介護を受ける期間が概ね1年以内の場合に限る
生活	① 母子家庭の母 ② 寡婦	知識技能を習得している間、医療、介護を受けている間の生活を安定、維持するのに必要な経費
		<u>生活安定貸付</u> 配偶者のいない女子となって7年未満の母の生活を安定、維持するのに必要な資金
		<u>失業期間中の貸付</u> 離職し、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず、職に就くことができない状態（失業）にある方の生活を維持するのに必要な経費
住宅	同上	住宅を建設、購入、補修、保全、改築、または増築するのに必要な資金

母子寡婦福祉資金貸付金元利収入

資金種類	貸付対象	内容
転宅	同上	住宅を移転するために必要な経費
就学支度	① 母子家庭の母が扶養する児童 ② 父母のない児童 ③ 寡婦が扶養する子	入学または修業施設へ入所するために必要な経費 (例: 入学金、施設費、教科書代、被服、履物等の購入費等)
結婚	① 母子家庭の母 ② 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童・寡婦が扶養する子が婚姻するために必要な経費

(出所:平成 26 年4月1日現在 こども家庭課提供資料)

図表 5-9-2

資金種類	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子																														
事業開始	① 母子家庭の母 : 2,830,000 円 ② 母子福祉団体 : 4,260,000 円 ③ 寡婦 : 2,830,000 円		1年	7年以内	年 1.5% または 無利子																														
事業継続	① 母子家庭の母 : 1,420,000 円 ② 母子福祉団体 : 1,420,000 円 ③ 寡婦 : 1,420,000 円		6月	同上	年 1.5% または 無利子																														
修学	<table border="1"> <thead> <tr> <th>修学課程(月額)</th> <th>自宅から通学</th> <th>自宅外から通学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立高校</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>私立高校</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>専修学校(一般課程)</td> <td>31,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公立短大</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公立専修学校(専門課程)</td> <td>45,000円</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>国公立大学</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>私立短大</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>私立専修学校(専門課程)</td> <td>53,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>私立大学</td> <td>54,000円</td> <td>64,000円</td> </tr> </tbody> </table>	修学課程(月額)	自宅から通学	自宅外から通学	公立高校	18,000円	23,000円	私立高校	30,000円	35,000円	専修学校(一般課程)	31,000円		公立短大			公立専修学校(専門課程)	45,000円	51,000円	国公立大学			私立短大			私立専修学校(専門課程)	53,000円	60,000円	私立大学	54,000円	64,000円	就学期間中	当該学校 卒業後6 月	10年以内 ※専修学 校(一般 課程)に ついては5 年以内	無利子
修学課程(月額)	自宅から通学	自宅外から通学																																	
公立高校	18,000円	23,000円																																	
私立高校	30,000円	35,000円																																	
専修学校(一般課程)	31,000円																																		
公立短大																																			
公立専修学校(専門課程)	45,000円	51,000円																																	
国公立大学																																			
私立短大																																			
私立専修学校(専門課程)	53,000円	60,000円																																	
私立大学	54,000円	64,000円																																	
技能習得	① 一般貸付 : 月額 68,000 円 ② 特別貸付 : 460,000 円 ③ 一括貸付 ※ : 816,000 円  ※最大 12 月相当を初年度に貸し付けるもの	知識技能を 習得する期 間中 5 年を 超えない範 囲	知識技能 習得後 1 年	10年以内	年 1.5% または 無利子																														
修業	① 一般貸付 : 月額 68,000 円 ② 特別貸付 : 460,000 円	同上	同上	6年以内	無利子																														
就職支度	① 一般貸付 : 100,000 円 ② 特別貸付 : 320,000 円		1年	同上	年 1.5% または 無利子																														

母子寡婦福祉資金貸付金元利収入

資金種類	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
医療介護	① 医療 : 340,000 円 ② 介護 : 500,000 円 ③ 特別貸付※ : 480,000 円 ※ 貸付申請者に所得税が課税されていない、または所得税が課税されていても申請時における経済的な事情が所得税非課税の者と同程度と認められる場合に行うもの。		6月	5年以内	年1.5% または 無利子
生活	月額:103,000 円 ※ 技能習得期間中のみ 月額 141,000 円 ※ 母、寡婦が生計の中心でない場合は月額 69,000 円	医療介護を受けている期間中で1年以内	医療介護を受ける期間が満了して6月	5年以内	年1.5% または 無利子
		知識技能を習得する期間中で5年以内	知識技能習得後6月	10年以内	
	<u>生活安定貸付</u> 月額:103,000 円 (合計 240 万円、2年間を限度) ※ 養育費貸付 生活安定期間中、養育費取得に係る裁判等に要する費用を、生活安定貸付一般分の 12 月相当額を限度に、貸し付けることができる。	母子家庭となつて7年以内で総額限度額内の期間	貸付期間満了後6月	8年以内	
<u>失業期間中の貸付</u> 月額:103,000 円 ※ ただし以下の場合は月額 69,000 円 ① 母が生計の中心でない場合 ② 現に扶養する子のいない寡婦の場合 ③ 現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合	離職にかかるとの翌日から1年を超えない期間	貸付期間終了後(貸付期間中に失業者でなくなった場合、その翌日から)	5年以内		
住宅	1,500,000 円 ※ 災害により特に必要と認められる場合は 2,000,000 円		6月	6年以内 ※ 特別貸付につ	年1.5% または 無利子

資金種類	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子																											
				いは7年以内																												
転宅	260,000円		6月	据置期間経過後3年以内	年1.5%または無利子																											
就学支度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>修学課程(一時金)</th> <th>自宅から通学</th> <th>自宅外から通学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>40,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>47,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公立高校 専修学校(一般課程)</td> <td>150,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>国公立専修学校(高等課程) 国公立高等専門学校</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>私立高校 私立専修学校(高等課程) 私立高等専門学校</td> <td>410,000円</td> <td>420,000円</td> </tr> <tr> <td>公立短大 国公立専修学校(専門) 国公立大学</td> <td>370,000円</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>私立短大 私立専修学校(専門課程) 私立大学</td> <td>580,000円</td> <td>590,000円</td> </tr> <tr> <td>修業施設</td> <td>90,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	修学課程(一時金)	自宅から通学	自宅外から通学	小学校	40,600円		中学校	47,400円		公立高校 専修学校(一般課程)	150,000円	160,000円	国公立専修学校(高等課程) 国公立高等専門学校			私立高校 私立専修学校(高等課程) 私立高等専門学校	410,000円	420,000円	公立短大 国公立専修学校(専門) 国公立大学	370,000円	380,000円	私立短大 私立専修学校(専門課程) 私立大学	580,000円	590,000円	修業施設	90,000円	100,000円		当該学校卒業後6月 ※入学した者が死亡、または修学(知識技能の習得)をやめたときは、その死亡、またはやめた後6月	就学10年以内 修業5年以内	無利子
修学課程(一時金)	自宅から通学	自宅外から通学																														
小学校	40,600円																															
中学校	47,400円																															
公立高校 専修学校(一般課程)	150,000円	160,000円																														
国公立専修学校(高等課程) 国公立高等専門学校																																
私立高校 私立専修学校(高等課程) 私立高等専門学校	410,000円	420,000円																														
公立短大 国公立専修学校(専門) 国公立大学	370,000円	380,000円																														
私立短大 私立専修学校(専門課程) 私立大学	580,000円	590,000円																														
修業施設	90,000円	100,000円																														
結婚	300,000円		6月	5年以内	年1.5%または無利子																											

(出所:平成26年4月1日現在 子育て家庭課提供資料)

② 連帯保証人及び連帯借主の設定

いずれの資金も原則として「連帯保証人」が必要である。また、修学資金、修業資金、就職支度資金または就学支度資金の貸付けについては、これに加え、「連帯借主」が必要である。

(連帯保証人)

借主及び連帯借主と連帯して(同じ立場で)債務を負担する。借主及び連帯借主が返済能力の有無にかかわらず返済しないときは、連帯保証人が返済する。

(連帯借主)

借主(母など)の他にその資金により修学して知識技能を習得し、就職または入学もしくは

は入所する者自身(児童など)が連帯債務を負担する借主のことである。連帯借主は、借主と連帯して債務を負担するため、借主が返済能力の有無にかかわらず返済しないときは、連帯借主が返済に応じる必要がある。

### ③ 母子寡婦福祉資金の交付

母子寡婦福祉資金にかかる貸付けの申請、資金交付までの流れは以下のとおりである。なお、貸付申請手続から資金交付まで概ね1月程度を要する。

#### a 母子自立支援員による事前面談

貸付申請者に対して、家庭の状況や経済的な状況等、実生活に関して母子自立支援員(嘱託職員)による面談を行う(2時間程度)。必要に応じて当該支援員が助言を行う。

#### b 必要書類の案内

面談の結果、申請が適当と認められた場合には申請に必要な書類が交付される。

#### c 申請

申請書及びその添付書類(戸籍謄本・住民票・印鑑登録証明書・納税証明書等)を全て揃えて申請する。毎月10日が締切日となっている。

#### d 調査

下関市母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領によれば、申請書等の記載内容及び添付書類等に不備がない場合は、母子自立支援員及び民生・児童委員の意見等の必要な調査を行い、電話等により連帯保証人に対して保証の意思を確認することとなっている。

また、資金の種類に応じて次のような調査も行っている。

- i. 連帯保証人への確認や必要に応じて実地調査等を行う。修学資金、就学支度資金、修業資金及び就職支度資金の貸付申請の場合は、申請人及び連帯借主(対象児童等)を来庁させ、両者と面接を行う。
- ii. 事業開始資金及び事業継続資金の貸付申請の場合は、企業診断及び経営診断等の専門家の意見を参考にするとともに、必要に応じて実地調査を行う。また、原則として連帯保証人の面接を行う。
- iii. 住宅資金の貸付けの場合は、必要に応じて実地調査の上、民生・児童委員等関係者から事情を聴取し、貸付対象となるか十分な調査を行う。

#### e 貸付審査会

貸付申請書受理後に、貸付審査会(月1回)を開催し、貸付けの妥当性について審査を行う。平成25年度における新規の貸付けにかかる審査会の開催状況及び新規貸付件数は次表のとおりである。

図表 5-9-3

(単位:件)

開催月	4月	5月	6月	9月	11月	12月	1月	2月	3月
貸付件数	3	2	1	1	1	3	2	14	7

(出所:こども家庭課提供資料より作成)

この表のとおり、平成 25 年度は合計 34 件の貸付審査が行われ、全て貸付決定されている。審査会は市の職員から構成されており、対面によらず担当係が作成した審査資料を文書により持回り決裁する方式によっている。当該資料には貸与者の生活状況や連帯保証人の状況、世帯の課税状況など、貸付けに当たっての事前面談において聴取した結果が一覧にされている。

したがって、書類審査の建前ではあるが、事前の対面による聴取、関係各課との連携、資金交付の緊急性など多面的な検討がなされている。

## f 審査結果の通知

審査の結果、貸付決定した借主には貸付決定通知書を通知する。貸付けが決定した場合、借主は期日までに借用書等の必要書類を揃えて提出するが、期日までに提出がなかった場合は貸付けを辞退したものとみなされる。

## g 資金の交付

資金の交付は、貸付決定月や資金種類によって交付回数や各回の交付月数が異なる。なお、初回の資金交付は、原則として貸付決定の翌月の 15 日である。

これらの一連の経緯については、借主の状況を把握するための情報として借主ごとにファイルされる。

平成 21 年度から平成 25 年度までの資金種類別の貸付実行額は次表のとおりである。

図表 5-9-4

(単位:名、千円)

資金種類	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
事業開始資金	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
事業継続資金	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
修学資金	3	1,410	2	780	5	2,260	3	1,992	2	1,272
技能習得資金	9	3,102	5	1,896	1	328	1	68	2	1,093
修業資金	5	1,619	9	2,511	4	1,636	7	1,946	2	540
就職支度資金	0	—	0	—	1	318	0	—	0	—
医療介護資金	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
生活資金	11	2,530	7	1,831	4	611	1	103	2	500
住宅資金	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
転宅資金	3	481	2	388	1	220	2	360	1	178
就学支度資金	42	12,972	45	14,838	28	7,593	37	10,285	25	6,451
結婚資金	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
計	73	22,114	70	22,245	44	12,967	51	14,753	34	10,034

(出所:こども家庭課提供資料及び平成 25 年度決算審査資料より作成)

経済環境の悪化を背景とした生活保護などの増加に伴い、貸付実行額は年々減少傾向である。また、入学金や就学準備のための就学支度資金の貸付けの割合が高い一方で、全く貸付けがなされていない資金種類もある。

#### (4) 収納事務

##### ① 概要

貸付金の償還は、資金種類ごとに定められた一定の据置期間を経てから始まる。下関市では注意喚起のために償還開始の1～2月前に借主及び連帯保証人に返済開始の通知を行っている。

貸付金の償還は、資金種類ごとに定められた期間内に月賦で行われる。納期限である月末までに償還が確認できなかった場合は、翌月 20 日に督促状を借主に対して発送している。

##### ② 納付方法

償還金の納付方法としては、口座振替もしくは納付書による納付となっている。口座振替不能の場合には納付書が送付される。担当課の分析によれば、収納全体に対する割合は口座振替が82%、納付書による納付が18%となっている。

滞納している償還金に関しては、催告等のための面接・連絡・訪問等に際し、借主の状

況を聴取した上で今後の償還方針に関して協議している。また、借主の要望に応じて、現金回収も行っている。

さらに連帯保証人からの回収も適宜実施しており、平成21年度から平成25年度までの連帯保証人からの回収額は合計で2,922千円(43件)である。

#### (5) 収入未済額の管理

##### ① 収入未済額等の状況

##### a 収納未済額等の推移

平成21年度から平成25年度までの調定額(償還期限到来による調定)、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び収納率は次表のとおりである。

図表 5-9-5

(単位:千円、%)

現年度分	調定額	収入金額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成21年度	63,324	51,682	—	11,641	81.6
平成22年度	57,895	48,288	—	9,606	83.4
平成23年度	51,606	45,480	—	6,125	88.1
平成24年度	47,768	42,833	—	4,935	89.7
平成25年度	42,814	38,355	—	4,458	89.6
過年度分	調定額	収入金額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成21年度	85,609	7,016	—	78,593	8.2
平成22年度	90,234	5,892	—	84,341	6.5
平成23年度	93,948	8,566	—	85,381	9.1
平成24年度	91,507	5,953	—	85,554	6.5
平成25年度	90,489	6,152	—	84,336	6.8
合計	調定額	収入金額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成21年度	148,933	58,698	—	90,234	39.4
平成22年度	148,130	54,181	—	93,948	36.6
平成23年度	145,554	54,047	—	91,507	37.1
平成24年度	139,275	48,786	—	90,489	35.0
平成25年度	133,303	44,508	—	88,795	33.4

(出所: 下関市債権管理委員会資料より作成)

全体の収納率は年々低下している。これは、現年度分の収納率が平成21年度の81.6%から平成25年度の89.6%にまで上昇しているものの、収入未済額に占める割合が高い過年度分の収納率が過去5年平均で7.4%と低水準であることによるものである。→意見9①

また、貸付資金種類別の各年度末残高は次表のとおりである。



図表 5-9-6

(単位:千円、%)

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
事業開始資金	1,871	2.1	1,866	2.0	1,816	2.0	1,776	2.0	1,776	2.0
事業継続資金	903	1.0	923	1.0	851	0.9	794	0.9	688	0.8
修学資金	41,765	46.3	44,235	47.1	42,574	46.5	42,119	46.5	40,901	46.1
技能習得資金	1,103	1.2	1,181	1.3	1,234	1.3	1,349	1.5	1,622	1.8
修業資金	5,612	6.2	5,458	5.8	5,281	5.8	5,241	5.8	5,275	5.9
就職支度資金	449	0.5	466	0.5	516	0.6	566	0.6	486	0.5
医療介護資金	19	0.0	11	0.0	-	-	-	-	-	-
生活資金	5,684	6.3	5,307	5.6	5,001	5.5	4,938	5.5	4,864	5.5
住宅資金	2,282	2.5	2,222	2.4	2,172	2.4	2,117	2.3	2,048	2.3
転宅資金	859	1.0	990	1.1	1,059	1.2	1,088	1.2	1,019	1.1
就学支度資金	29,153	32.3	30,743	32.7	30,436	33.3	29,957	33.1	29,669	33.4
結婚資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童扶養資金※	463	0.5	446	0.5	429	0.5	387	0.4	353	0.4
特例児童扶養資金※	66	0.1	94	0.1	132	0.1	151	0.2	88	0.1
合計	90,234	100.0	93,948	100.0	91,507	100.0	90,489	100.0	88,795	100.0

(出所:こども家庭課提供資料及び平成25年度決算審査資料より作成)

※制度廃止に伴い、現在は回収事務のみである。

上記のとおり、収入未済額の8割程度が修学資金及び就学支度資金で占められている。

また、各年度末における債権総額のうち収入未済額の割合は次表のとおりであり、年々その割合は高くなってきている。

図表 5-9-7

(単位:千円、%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
債権総額	318,827	281,278	239,362	205,207	171,936
うち、収入未済額	90,234	93,948	91,507	90,489	88,795
割合	28.3	33.4	38.2	44.1	51.6

(出所:こども家庭課提供資料より作成)

## b 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入収納率向上アクション・プラン

こども家庭課では、収納率の向上のため、平成25年1月に「母子寡婦福祉資金貸付金元利収入収納率向上アクション・プラン」を策定している。当該プランには以下の方策が掲げられている。

## (1) 現年度分収納率の向上(新規滞納の抑制)に向けて

- ① 未納者に対して、早期の電話・文書・訪問による償還指導を行う。
- ② 口座振替の普及啓発を図る。
- ③ 申請受付の際には、連帯借受人も同席させ本申請の趣旨を十分に説明し、滞納に繋がると思われる過剰な貸付けは行わない。

- ④ 庁内の動向を勘案しつつ、コンビニ収納を検討する。

**(2) 累積滞納額の縮減に向けて**

- ① 休日や平日夜間に訪問し、償還指導を積極的に行う。
- ② 連帯借受人や連帯保証人へも滞納の状況を知らせ、償還への協力を依頼する。
- ③ 滞納者と直接接触する機会を設けることが重要であり、児童扶養手当現況届等提出時などに納付折衝を行う。
- ④ 庁内の動向を勘案しつつ、未収金の回収業務を民間の債権回収会社へ委託することを検討する。
- ⑤ 時効が完成し時効援用の意思の確認ができるもの、または債務者の所在が長期に亘り不明で回収の見込みが全く立たない場合などは不納欠損処分の実施を検討する。

(出所:「母子寡婦福祉資金貸付金元利収入収納率向上アクション・プラン」より抜粋)

新規滞納の抑制という観点からの取組みは、資金交付の際の審査において、申請者の現状、母子自立支援員との面談内容、償還能力や支援の必要性など、多面的に検討することにより、真に支援の必要な申請者に対して資金交付されている印象である。また、滞納者からの納付誓約書(納付計画書)の徴取など、償還指導を状況に応じ適宜実施し、滞納の抑制にも貢献している。それは現年度分の収納率が実際に改善している点でも明らかである。

また、当該プランでは、母子寡婦福祉資金貸付金が「母子家庭及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進させることを目的」としており、その性格上、経済的な理由などで返済が滞る可能性が高くなっている。」と分析し、平成 23 年度における収納率の実績を踏まえ、平成 27 年度末までに 38.0%を超える収納率を目指すこととしている。

また、当該プランでは、収入未済額の具体的な回収目標額を次表のとおり定めている。

図表 5-9-8

(単位:千円、%)

年度	目標/ 実績	前年度 調定金額 (A)	前年度 収入金額 (B)	当該年度 調定金額 (C)	当該年度 収入金額 (D)	未収金 回収額	収納率
平成 23 年度	目標値	148,130	54,182	145,555	54,048	2,441	37.1
	実績値	148,130	54,181	145,554	54,047	2,441	37.1
平成 24 年度	目標値	145,555	54,048	137,726	51,359	5,140	37.3
	実績値	145,554	54,047	139,275	48,786	1,017	35.0
平成 25 年度	目標値	137,726	51,359	127,230	47,581	6,718	37.4
	実績値	139,275	48,786	133,303	44,508	1,694	33.4
平成 26 年度	目標値	127,230	47,581	117,074	44,610	7,185	38.1
	実績値	133,303	44,508	117,074	44,610	16,331	35.6
平成 27 年度	目標値	117,074	44,610	106,189	41,172	7,447	38.8

(出所:こども家庭課提供資料より作成)

※ 上記の表について

1. 単位は、千円未満四捨五入としている。
2. 未収金回収額=(A-B)-(C-D)
3. 目標値については、平成 23 年度は決算数値、平成 24 年度以降は見込数値である。

実績値については、網掛部分を除き決算数値である。なお、平成 26 年度の実績値の当該年度調定金額(C)及び当該年度収入金額(D)は、アクション・プランに記載の目標値を記載し、それを踏まえて未収金回収額及び収納率を試算している。

平成 24 年度及び平成 25 年度の未収金回収目標及び収納率達成目標はともに未達となっている。また、平成 26 年度の当初目標収納率の達成のためには、16,331 千円の未収金を回収する必要がある、実現可能性は極めて低い状況である。

## c 収入未済額の発生年度別内訳

平成 25 年度末の収入未済額の発生年度別内訳は次表のとおりである。

図表 5-9-9

(単位: 件、千円)

年度	件数	金額
平成 20 年度以前		59,897
平成 21 年度		7,782
平成 22 年度		6,764
平成 23 年度		5,309
平成 24 年度		4,584
平成 25 年度		4,459
合計	391	88,795

(出所: 子ども家庭課提供資料)

(注) 各年度の発生件数の内訳は、システム上集計手段がないため空欄としている。

このように、平成 20 年度以前の残高が全体の 67.5%を占めている状況である。

## d 滞納理由分析

担当課の分析によると、滞納理由の傾向については次表のとおりである。

図表 5-9-10

(単位: %)

滞納理由	割合
失業に伴う経済的困窮	0.3
病気に伴う経済的困窮	10.5
その他の理由による経済的困窮	71.7
正当な理由なし	6.3
その他	5.6
調査未了のため理由不明	5.2
合計	100.0

(出所: 子ども家庭課提供資料)

母子寡婦福祉資金貸付事業が生活困窮者を対象にしているため、上記の滞納理由の分析結果は実情に合っているものの、「その他の理由による経済的困窮」が7割を超えており、各家庭の事情がうかがい知れる結果となっている。

## e 他の中核市との比較

厚生労働省主催の全国児童福祉主管課長会議(平成 26 年 2 月 26 日開催)における資料によると、全国の平成 24 年度「母子寡婦福祉資金貸付金償還率の状況調べ」の結果は次表のとおりであり、下関市はいずれの資金も過年度分の償還率が中核市全

体を下回っている。

図表 5-9-11

(単位:%)

母子福祉資金	現年度	過年度	計
都道府県 計	81.1	9.6	37.2
指定都市 計	79.6	7.1	29.8
中核市 計	83.6	8.5	36.4
<b>下関市</b>	<b>89.7</b>	<b>6.8</b>	<b>36.0</b>
全国	81.0	8.6	34.7
寡婦福祉資金	現年度	過年度	計
都道府県 計	86.9	9.8	38.7
指定都市 計	86.3	7.3	34.3
中核市 計	85.2	7.4	31.9
<b>下関市</b>	<b>90.4</b>	<b>1.8</b>	<b>15.3</b>
全国	86.5	8.5	36.1

(出所:厚生労働省作成資料)

## ② 収入未済額にかかる回収手続

### a 督促

下関市会計規則第 122 条第 1 項に従い、担当課では、母子・寡婦福祉資金システムから作成された督促状リストに基づいて督促状の発送を納期限後 20 日以内に行っている。

### b 催告

督促状を送付し、納期限までに納付されない場合、文書や電話、自宅への訪問により納付を促している。なお、借主が滞納した場合には、連帯借主、さらに連帯保証人に対しても請求を行っている。

担当課では年 2 回程度催告状の発送を行い、随時電話、臨戸訪問を行っている。平成 25 年度における臨戸訪問による催告は 30 件程度であり、定期的な入金がなく、文書、電話による催告に反応がない借主に対して実施している。催告書は、母子・寡婦福祉資金貸付システムの集計機能により送付対象の滞納者がリストアップされ、送付するまでに償還を確認できた場合や死亡者及び破産者など、発送対象から除外する案件を除き、全て発送対象としている。→指摘事項 9① →意見 9③

### c 違約金

納期限までに納付されなかった場合には、支払期日の翌日から支払当日までの日数に対して、延滞金元利につき年 10.75%の違約金を借主から徴収することになっており(母子及び寡婦福祉法施行令第 17 条)、免除申請があった場合は、下関市母子

及び寡婦福祉資金事務取扱要領に基づき徴収を行っていない。→意見9④

d 納付誓約

納付誓約については、督促あるいは催告の手續において借主との回収交渉として文書あるいは口頭にて約束させている。→指摘事項9②

e 履行期限延長

母子・寡婦福祉資金について督促してもなお履行されない場合の法的措置に関する定めは関連する法令にはなく、地方自治法施行令第 171 条の2のただし書きを踏まえた対応がなされていると思われ、市の督促等の手續によって、少額ながら貸付金の回収はされている。

f 不納欠損処分

母子寡婦福祉資金貸付金元利収入については、現在までに不納欠損処分した実績はない。

g 支払猶予・償還免除

下関市母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領第 15 条では、納期限前の償還金に関して支払猶予を受ける定めがあり、平成 25 年度では2名(382 千円)の猶予申請があった。平成 24 年度以前の申請者は5名であったが、母子・寡婦福祉資金システム上集計機能がないため金額は不明である。

償還免除についても母子及び寡婦福祉法第 15 条及び下関市母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領第 16 条に基づいて貸付けを受けたものの、死亡または精神もしくは身体に著しい障害を受けたために償還困難となった場合などは議会の議決を経て償還を免除することができる定めがあるが、過去において免除した実績はない。

(6) 監査の結果(指摘事項)

① 催告書の発送について

こども家庭課は、契約に基づく償還期間内に完済できていない借主に対しては、概ね年2回程度催告書を送付する方針としている。

平成 23 年度から平成 25 年度までの発送日、各回における発送件数(貸付契約件数)及び基準日からの期間は次表のとおりである。

図表 5-9-12

(単位:件)

発送日	基準日	件数	基準日から 発送までの期間
平成 23 年7月8日	平成 23 年6月 30 日	515	8日
平成 23 年 12 月 15 日	平成 23 年 11 月 30 日	479	15日
平成 24 年7月 19 日	平成 24 年5月 31 日	395	49日
平成 25 年7月 12 日	平成 25 年5月 31 日	422	42日

(出所:こども家庭課提供資料)

こども家庭課の方針では、催告状の発送は年2回としているが、上表のとおり、平成 24 年度及び平成 25 年度は1回のみでの発送となっている。

また、発送対象先抽出基準日と発送日が乖離している場合、その期間、滞納者への対応が遅れることになるが、平成 24 年度及び平成 25 年度はいずれも1月以上の開きがあった。したがって、少なくとも両年度とも6月滞納者への取組みは速やかに行われていなかったと推察される。納付を失念している未納者を長期滞納者にさせてしまうと滞納整理が一層困難になることが多いため、適時に償還を促すことは重要であり、適切に事務処理を行う必要がある。

## ② 誓約書の作成について

下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は債務者から債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められているにもかかわらず、現在では口頭での確認に留まっているものがある。

滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第147条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ、かつ定期的な支払いを促すことで収納率の向上も期待できるため、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴取することが必要である。

## (7) 監査の結果(意見)

### ① 過年度調定分の回収に対する取組みについて

図表 5-9-5 のとおり、現年度分の収納率は改善しているものの、過年度分の収納率は悪化傾向にある。また、図表 5-9-11 のとおり、下関市の収納率は、全国に比して、現年度分は上回っているものの、過年度分は大きく下回っており、過年度分の収納率向上が今後の課題である。

しかし、母子寡婦福祉資金貸付金にかかる事務は、母子寡婦等の福祉のための他の施策にかかる事務も含めて、こども家庭課の職員2名及び嘱託職員である母子自立支援員2名だけで対応している。また、昨今は頻繁に福祉制度が改正されており、当該貸付事

務のみに特化することはできない状況で、過年度分の滞納債権については十分な対応ができていないのではないかと考えられる。

監査人が過年度分の滞納債権の償還台帳を確認したところ、督促状等の発送をしているだけに留まっていると思われるものや、償還台帳とともにファイルされている状況記録の記載が不十分で、現状を把握できないものなどが散見されたため、担当者のみが把握している滞納者情報も他にあるのではないかと考えられる。また、母子寡婦福祉資金貸付金は私債権であるため、時効の援用なしには債権を消滅させることができないので、住所が分からずに、督促状等を発送できないものや、本人が死亡、あるいは保証人なども資力がなく実質的に回収できない債権が債権放棄などによる不納欠損処分がされずに管理され続けている状況である。このような状況ではとても適時に措置することは不可能であり、結果的に滞納を助長させているともいえる。

訪問による督促等は、昨年度は滞納者の住所地などを考慮して 30 件程度実施しているが、個々の滞納者の状況に応じた適切な対応が望まれるところである。したがって、限られた人員で効果的に償還事務を行うために以下の点について検討されたい。

- ・ 過年度分の収入未済額の現状分析を行い、個別に誰が見ても分かるよう経過記録の記載方法について工夫することが必要である。
- ・ 債権の回収に当たっては、個々の滞納者の状況に応じた回収手続が必要であるが、現在は滞納者ごとの状況は把握できているものの、その状況を類型化した上で、それぞれに対応するといったような手法は取り入れられていない。過去から債権放棄などによる不納欠損処分の手続は実施されていないが、不要な事務手続を削減するためにも、回収が極めて困難な債権と判断する基準を設けた上で、債権放棄などによる不納欠損処分の手続を進め、回収すべき債権を特定し、効果的に訪問による催告や償還事務を集中させることが必要である。

なお、現行の母子・寡婦福祉資金貸付システムは中核市移行を契機に増加する事務に対応するために導入されたものであるが、平成 28 年 4 月をもって保守契約が終了となる。新システム導入に際しては、督促等の優先順位づけのために滞納期間別にリストアップや滞納者の状況が訪問記録等で適宜確認できるなど、意思決定に資する情報の集約ができるような機能について十分に検討し、効率的、効果的な債権管理に努められたい。

## ② 継続貸付案件に対するモニタリングについて

過年度における貸付案件には貸付条件に従って継続貸付中のものもあるが、貸付後の状況が把握できておらず、母子寡婦福祉法施行令第 16 条に定める一時償還の規定に該当しているにもかかわらず貸付けが継続されている可能性もある。

前述の「①過年度調定分に対する取組みについて」とともに、借主の貸付後の状況変化にも留意した適切な債権管理が望まれる。



### ③ 滞納債権回収事務の外部委託化について

収入未済額のうち、過年度分の多くは、下関市への権限委譲以前に県において貸付・承認された案件である。これらの債権には同一借主に複数の貸付けを実行しているものも散見され、多重債務により、月々の返済額が多額となったために償還が困難となったケースもあったのではないかと推察される。

下関市では全ての未納者になるべく訪問することにより納付促進に努めている。現状は債権管理専任者を設けず、他業務と兼務しながら回収努力を重ねているが、合併前の旧4町所在の債務者全てに直接訪問することなどは現実的ではない。また、中核市移行時において、借主の債権情報や交渉記録を含む償還台帳などについて県からの引き継ぎは適切にされているようであるが、当時の県債権管理担当者がどの程度具体的な業務の引き継ぎをしたかどうかまでは不明である。

昨年度子ども家庭課が臨戸した件数は30件であるが、全戸訪問するには相当の日数を要する。費用対効果の観点から、他の債権と合わせて民間外部業者へ一括して催告業務を委託する方法なども検討されたい。

### ④ 違約金について

納期限までに納付されなかった場合には違約金を徴収する必要があるが、免除申請書の提出があったもの、もしくは違約金が500円未満のものについては、現状、下関市母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領に定めのある違約金が免除される場合としてその徴収を行っていない(下関市母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領 第14)。

違約金免除申請書提出による違約金の免除に当たっては、母子・寡婦福祉資金貸付システムから作成される「違約金リスト」に基づき、該当者へ違約金についてのお知らせと併せて母子寡婦福祉資金違約金免除申請書を送付し、当該申請書の提出があったものに対して違約金を免除するという方針で事務を進めている。

しかし、現在のシステム上、違約金の集計機能が任意の期間内の一覧表作成のみであること、また、500円未満の違約金はそもそも算定されないことから、全体が把握できない状態である。例えば、免除事由は個々の免除申請書を確認する必要があり、免除申請書の提出状況も、違約金リストと個々の免除申請書を照合させなければ把握できない。

事後的なモニタリングのためにも違約金の免除額を網羅的に集約し、個別案件ごとに適切な手続がされているか、またその免除事由について事後確認ができるような検討が望まれる。

### ⑤ 情報の一元化について

現状、母子寡婦福祉資金貸付金の管理は紙の償還台帳と母子・寡婦福祉資金システムによっている。借主ごとの経過については紙の償還台帳に状況経過として記録されるが、記載の方針などが統一されていないため、その内容を適時に上席者が確認できる体制になっておらず、担当者に対する指示なども十分に行えていないのではないかとと思われるた

め、滞納者への適時の対応に資するためにもこども家庭課内での情報共有の方法について検討されたい。

## 10 住宅使用料

### (1) 制度概要

#### ① 関係法令等

公営住宅法

公営住宅法施行令

公営住宅法施行規則

住宅地区改良法

下関市営住宅の設置等に関する条例

下関市営住宅の設置等に関する条例施行規則

下関市特定公共賃貸住宅の設置等に関する条例

下関市特定公共賃貸住宅の設置等に関する条例施行規則

下関市高齢者向け公共賃貸住宅の設置等に関する条例

下関市高齢者向け公共賃貸住宅の設置等に関する条例施行規則

#### ② 事業の目的

公営住宅法第1条には、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されており、この目的を実現するために下関市は「下関市営住宅の設置等に関する条例」を定めて、下関市民に市営住宅を供給している。

平成26年4月1日現在において、下関市は公営住宅481棟5,596戸、改良住宅49棟1,374戸、公賃住宅10棟79戸の計540棟7,049戸を管理している。

入退去等の情報更新を行った平成26年8月1日現在における市営住宅の設置状況及び入居状況は次表のとおりである。全体の入居率は81.9%、市の政策により入居できない物件を除いた場合は92.6%と入居率は比較的高い状況にある。

図表 5-10-1

(単位:戸)

地区名	区分	①	②	③	④	⑤:①-②-③	⑤/①	⑤/(①-②)
		管理戸数	政策空家	有効空家 戸数	募集停止	入居戸数	入居率	入居率 政策空家除く
下関	公営	4,451	466	277	359	3,708	83.3%	93.0%
	改良	1,374	227	49	36	1,098	79.9%	95.7%
	特公賃	16	0	7	0	9	56.3%	56.3%
	高公賃	0	0	0	0	0	-	-
	合計	5,841	693	333	395	4,815	82.4%	93.5%
菊川	公営	259	19	20	48	220	84.9%	91.7%
	改良	0	0	0	0	0	-	-
	特公賃	14	0	3	0	11	78.6%	78.6%
	高公賃	0	0	0	0	0	-	-
	合計	273	19	23	48	231	84.6%	90.9%
豊田	公営	213	12	23	42	178	83.6%	88.6%
	改良	0	0	0	0	0	-	-
	特公賃	31	0	18	0	13	41.9%	41.9%
	高公賃	6	0	2	0	4	66.7%	66.7%
	合計	250	12	43	42	195	78.0%	81.9%
豊浦	公営	402	59	26	94	317	78.9%	92.4%
	改良	0	0	0	0	0	-	-
	特公賃	0	0	0	0	0	-	-
	高公賃	0	0	0	0	0	-	-
	合計	402	59	26	94	317	78.9%	92.4%
豊北	公営	271	27	37	27	207	76.4%	84.8%
	改良	0	0	0	0	0	-	-
	特公賃	12	0	1	0	11	91.7%	91.7%
	高公賃	0	0	0	0	0	-	-
	合計	283	27	38	27	218	77.0%	85.2%
全体合計		7,049	810	463	606	5,776	81.9%	92.6%

(出所:建築住宅課提供資料)

- 改良 「住宅地区改良法」により下関市が国の補助を受けて建設し、管理している住宅及びその附帯施設をいう。
- 特公賃 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」により下関市が国の補助を受けて建設し、管理している住宅及びその附帯施設をいう。
- 高公賃 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」により下関市が国の補助を受けて建設し、管理している良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅及びその附帯施設をいう。
- 政策空家 老朽化した市営住宅の建替事業を行うため、あるいは老朽化によりその維持管理が困難等の理由により、新たな入居募集を停止し、政策的に空家措置を講じている市営住宅の空き部屋・空家をいう。また、募集停止中の市営住宅(棟ごとに募集を停止している市営住宅)のうち建替えを行うのは田部東住宅のみで、工期は平成26年度から平成28年度までの予定となっている。田部東住宅以外の募集停止の市営住宅は用途廃止を予定している(全入居者退去後解体)。

### ③ 債権の区分と時効

公営住宅の使用関係については、従来から公法上の使用関係か私法上の使用関係か、の問題が存在するが、過去の判例では、「事業者と入居者との間の法律関係は、基本的に私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはなく、公営住宅の使用関係については、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信託関係の法理がある。」(昭和59年12月13日最高裁第一小法廷判決)とされていることから、公営住宅使用料は私債権として扱うと考えられる。下関市債権管理マニュアルにおいても、「公の施設の使用料については、公の施設の利用関係の法律関係ではなく、債権の発生原因により判断することとする。一中略一 対等な立場での契約等によるものや債権の本質が私法関係にあるものは私債権と判断する。」として、公営住宅使用料は私債権として取り扱っている。

したがって、公債権のような強制徴収制度はなく、民法上の時効5年(民法第169条)が適用され、債権の消滅には時効の援用が必要である。

## (2) 債権管理部署

当該債権の管理部署は、建設部建築住宅課で、平成26年3月末現在の人員数は正職員54名、嘱託職員1名である。

建築住宅課は庶務係、住宅管理係、工事第1係、工事第2係、設備第1係、設備第2係の計6係から構成されており、納付書の作成、送付、督促、分割納付などの回収業務全般、市営住宅等の入居管理、訴訟業務、家賃算定業務、財産管理等の業務は住宅管理係の6名が担当しており、そのうち2名が上記業務と債権回収業務を兼任している。なお、債権回収専任職員は配置されていない。

建築住宅課では標準的な業務手続を業務フロー図としてまとめており、当該業務フロー

図と下関市債権管理マニュアルに基づき債権管理業務を行っている。

### (3) 住宅使用料の決定

#### ① 市営住宅の入居要件

市営住宅は低額所得者への住宅の供給を目的としているため、下関市営住宅の設置等に関する条例第6条、第7条において収入が一定額以下であることなどが入居資格要件となっている。なお「収入」とは、入居者及び同居者の総所得金額から、次に掲げる額を控除した額を12で除した額(政令月収)をいう(公営住宅法施行令第1条第1項第3号)。

- i. 同居親族及び扶養親族1人につき380,000円
- ii. 老人扶養親族(70歳以上)1人につき100,000円(老人控除対象配偶者を含む)
- iii. 16歳以上23歳未満の扶養親族1人につき250,000円
- iv. 障害者1人につき270,000円、特別障害者(身体障害1級から2級、精神障害1級、療育手帳A)にあつては400,000円
- v. 寡婦または寡夫1人につき270,000円

具体的な入居資格は以下のとおりである。

#### a 公営住宅の場合(下関市営住宅の設置等に関する条例第6条)

a-1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。

a-2. 収入が下記 i、ii または iii に掲げる場合に応じ、それぞれ i、ii または iii に掲げる金額を超えないこと。

i	特に居住の安定を図る必要がある場合	214,000円
ii	公営住宅が、公営住宅法第8条第1項もしくは第3項もしくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの、または公営住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合	214,000円 ※災害発生の日から3年が経過した場合は 158,000円
iii	i 及び ii に掲げる場合以外の場合	158,000円

a-3. 市町村民税を完納していること。ただし、市町村民税を免除されている者は、この限りでない。

a-4. 過去に市営住宅に入居していた者にあつては、当該市営住宅に係る家賃、駐車場使用料、修繕費用並びに下関市営住宅の設置等に関する条例第42条第3項及び第4項に規定する金銭の未納がないこと。

a-5. その者またはその者と現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

a-6. 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

b 改良住宅の場合(下関市営住宅の設置等に関する条例第7条)

b-1. 住宅地区改良法第18条の規定にかかる者

上記a-5、a-6に掲げる条件を満たす者

b-2. 住宅地区改良法第29条の規定にかかる者

次の i 及び ii に掲げる条件を満たす者

i 上記a-1及びa-3からa-6までに掲げる条件

ii 入居する世帯の収入が(i)または(ii)に掲げる場合に応じ、それぞれ(i)または(ii)に掲げる金額以下であること

(i) 特に居住の安定を図る必要がある場合 139,000 円

(ii) (i)に掲げる場合以外の場合 114,000 円

建築住宅課では、入居要件を満たしていることを確認するため、当初契約時に住民票の写し、市町村民税納付証明書、所得証明書等の提出を求めている。しかし、毎年度実施される収入申告時には所得証明書のみを提出を求めており、市民税納付証明書の提出は求めている。→指摘事項10①

② 家賃の算定

公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定めることとされている(公営住宅法第16条第1項、公営住宅法施行令第2条)。

下関市における家賃は、下記算定式に基づき、家賃算定基礎額に立地条件等の係数を乗じて決定されている(下関市営住宅の設置等に関する条例第15条、第16条)。

算定式

=家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数

※近傍同種住宅家賃を上限とする。

## ③ 収入分位状況表

平成 26 年4月現在における収入分位別の入居状況は次表のとおりである(改良住宅を除く。)

図表 5-10-2

(単位:円、件、%)

収入分位	政令月収		家賃算定 基礎額	件数	割合
	下限値	上限値			
I 0.0% ~ 10.0%	0円	104,000 円	34,400	3,781	77.0
II 10.0% ~ 15.0%	104,001 円	123,000 円	39,700	221	4.5
III 15.0% ~ 20.0%	123,001 円	139,000 円	45,400	159	3.2
IV 20.0% ~ 25.0%	139,001 円	158,000 円	51,200	156	3.2
V 25.0% ~ 32.5%	158,001 円	186,000 円	58,500	185	3.8
VI 32.5% ~ 40.0%	186,001 円	214,000 円	67,500	100	2.0
VII 40.0% ~ 50.0%	214,001 円	259,000 円	79,000	114	2.3
VIII 50.0% ~	259,001 円		91,100	192	3.9

(出所: 公営住宅法施行令第2条第2項、建築住宅課提供資料)

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としており(公営住宅法第1条)、下関市における入居者の約 88%が収入基準である 158,000 円((3)①市営住宅の入居要件 a-2. iii 参照)以下に属し、さらにその大部分が 104,000 円以下である。

そのため、入居者の大部分は、家計における経済的余力が乏しく、経済環境の悪化や失業等による外部的要因により家計収入が圧迫され、滞納に至る可能性が高いと考えられる。

## ④ 保証人の設定

下関市営住宅の設置等に関する条例第 12 条第1項では、公営住宅の賃貸に際し保証人の設定を定めており、当該保証人には以下の要件が求められている。

- ・ 入居決定者と同程度以上の収入を有する者
- ・ 市内に居住する者(当該入居決定者の親族である者にあつては、市内に居住していることを要しないものとする。)

ただし、特段の事情があると市長が認める者に対しては、保証人の設定は免除される(下関市営住宅の設置等に関する条例第 12 条第3項)。なお、この具体的な要件については「入居手続等における保証人免除に関する要領」に定められている。

建築住宅課では、保証人が上記の要件を満たしていることを確認するため、当初契約時には、保証人に対して所得証明書の提出を求めているが、入居後における確認はなされていない。→指摘事項 10②



## ⑤ 収入申告

公営住宅は「(1)②事業の目的」のとおり、低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としていることから、収入額に応じて適正な家賃を算定する必要がある。そのため、入居者は、改良住宅に入居後3年未満の者及び市長が特に認める改良住宅の入居者を除いて、毎年度収入申告を行う必要がある(下関市営住宅の設置等に関する条例第17条)。

## a 未申告者と近傍同種家賃

下関市では、毎年7月上旬に「収入申告書」を入居者に送付し、7月末までの提出を求め、翌年2月に収入の認定及び家賃決定作業を行っている。提出期限の7月以降でも収入の認定時期である2月までに収入申告書の提出がなされた場合は、当該申告に基づき家賃決定作業を行い、2月以降に提出された場合は、提出月の翌月以降の家賃に反映がなされる。収入申告書の提出がなされない、または、調査の結果、収入額の認定が困難であるときは、家賃は近傍同種の住宅の家賃額となる(下関市営住宅の設置等に関する条例第15条第2項)。近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して毎年度決定することとなっている(公営住宅法第16条)。

平成21年度から平成25年度までの各事業年度末における収入申告者数、収入未申告者数等は次表のとおりである。

図表 5-10-3

(単位:名)

年度	収入申告者数	収入未申告者数	近傍同種家賃 適用者数
平成21年度	4,881	58	58
平成22年度	4,894	82	82
平成23年度	4,892	データなし	データなし
平成24年度	4,790	168	168
平成25年度	4,730	172	172

(出所:建築住宅課提供資料)

近年、入居者における単身高齢化がすすみ、適時に収入申告がなされない状況が増加しているため、未申告者の件数は増加する傾向にある。指定管理者は代理収入申告を行うため、対象住居を訪問し収入申告書の回収を図っているが、入居者の協力が得られず、実務上収入申告書の回収が難しい状況にある。→意見10①

## b 収入超過者、高額所得者に対する措置

## (ア) 収入超過者

公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き3年以上入居している場合において政令で定める基準(下関市営住宅の設置等に関する条例第6条第1項第2号)を超える収入があるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない(下関市営住宅の設置等に関する条例第31条)、引き続き入居する場合は、毎年度、入居者からの収入申告に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、家賃を事業主体が定めるとされている(下関市営住宅の設置等に関する条例第32条、第33条)。

この場合の家賃の算定方法は以下の算式による(下関市営住宅の設置等に関する条例第15条第3項)。

$$\text{収入超過者の家賃} = \text{本来の家賃(公営住宅法第16条第1項)} + \{ (\text{近傍同種家賃} - \text{本来家賃}) \times \text{次表の割増率} \}$$

図表 5-10-4

入居者の収入	初年度から起算して				
	1年目	2年目	3年目	4年目	4年超
0円 ～ 186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円 ～ 214,000円	1/4	2/4	3/4	1	1
214,001円 ～ 259,000円	1/2	1	1	1	1
259,001円 ～	1	1	1	1	1

(出所: 公営住宅法施行令第8条第2項)

## (イ) 高額所得者

公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間の収入が313,000円(公営住宅法施行令第9条)を超える場合、期限(請求日後6月)を定めて当該公営住宅の明渡しを請求することができる(下関市営住宅の設置等に関する条例第30条第3項、第34条)。

また、当該請求を受けた者が、明渡し請求期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合は、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる(公営住宅法第29条第6項、下関市営住宅の設置等に関する条例第35条第2項)。

平成22年度から平成26年度までの収入超過者数、高額所得者認定数は次表のとおりである。なお、平成26年度は高額所得者に該当し、明渡し認定した件数である。

図表 5-10-5

(単位:件)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収入超過者数	データなし	データなし	418	412	561
高額所得者認定数	4	5	2	0	33

(出所: 建築住宅課提供資料)

平成 21 年度に行われた公営住宅法施行令の一部改正に伴い、高額所得者の収入基準が 397,000 円から 313,000 円に変更されているが、平成 21 年 3 月 31 日までに入居していた者については、改正後 5 年間は変更前の収入基準を用いることとされていた。しかし、平成 26 年度は当該猶予期間が終了したことにより、高額所得者数が著しく多くなっている。

明渡し請求後も継続して居住し、2 倍に相当する住宅使用料を徴収している件数は次表のとおりである。

図表 5-10-6

(単位:件)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高額家賃徴収件数	11	11	10	9	8

(出所: 建築住宅課提供資料)

これらは住宅自体の築年数が長いため、近傍同種家賃の 2 倍相当であっても、高額所得者にとっては負担が大きくないことから、引越等の費用を勘案して、明渡し請求後も継続して居住している。

## ⑥ 家賃の減免・徴収猶予

### a 減免・徴収猶予要件

下関市営住宅の設置等に関する条例第 18 条では、以下の条件に該当する場合、当該家賃の減免または徴収の猶予を行うことができると定めている。

- ・ 入居者または同居者の収入が著しく低額であるとき
- ・ 入居者または同居者が病気にかかったとき
- ・ 入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき
- ・ その他市長が認める特段の事情があるとき

なお、具体的な基準については下関市営住宅家賃減免基準別表で規定されている。

## b 減免件数の推移

平成 21 年度から平成 25 年度までの減免件数等は次表のとおりである。

図表 5-10-7

(単位:件、千円)

年度	一般減免			生活減免			合計		
	申請 件数	減免 件数	減免 総額	申請 件数	減免 件数	減免 総額	申請 合計	減免 合計	減免額 合計
平成 21 年度	326	279	29,739	23	23	1,897	349	302	31,636
平成 22 年度	367	296	33,426	27	27	1,757	394	323	35,183
平成 23 年度	385	328	35,641	20	20	1,427	405	348	37,068
平成 24 年度	420	338	38,486	27	27	1,517	447	365	40,003
平成 25 年度	379	303	34,531	21	21	1,794	400	324	36,325

(出所:建築住宅課提供資料)

図表 5-10-2 のとおり、居住者の 77.0%が収入分位 I (0円～104,000 円)に該当し、減免件数は毎年度ほぼ同数の件数、金額で推移している。

徴収猶予制度は、制度上の取扱いが定められているものの、申請者の多くは実質的に支払いが困難な者が多いため、徴収猶予制度は選択されず、減免制度の方が選択されている。

## (4) 収納事務

## ① 概要

住宅使用料は、毎年1月、4月、7月、10月に3月分の納入通知書が送付され、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日まで)に、その月分の家賃を納付しなければならない(下関市営住宅の設置等に関する条例第19条)。

納期限の翌月10日頃までに口座振替ができなかった入居者に対しては口座振替不能通知を発送し、20日頃までに入金を確認できなかった入居者に対しては督促状を発送している(下関市会計規則第122条第1項)。

## ② 納付方法

## a 債権の回収・消込

住宅使用料の納付方法は納付書による納付または口座振替となっている。

平成 21 年度から平成 25 年度までの納付書納付、口座振替納付の件数及びその割合は次表のとおりである。

図表 5-10-8

(単位:件、%)

年度	納付書		口座振替	
	件数	割合	件数	割合
平成 21 年度	1,855	30.5	4,233	69.5
平成 22 年度	1,853	30.2	4,276	69.8
平成 23 年度	1,768	29.1	4,304	70.9
平成 24 年度	1,677	28.2	4,280	71.8
平成 25 年度	1,622	27.6	4,265	72.4

(出所:建築住宅課提供資料)

※各年度4月現在

一般的に納付書による支払いは口座振替よりも手数を要し、また、失念する可能性も高いため、滞納が発生する可能性が高いと考えられる。そのため、下関市では、確実な入金を促すため、入居者のしおり等に口座振替の方法を記載し利用を促している。また、新規入居者に対しては書類説明を行う際に口座振替を推奨している。

## b 代理納付制度

住宅扶助(「6(3)①生活保護の種類」参照)は、通常、被保護者に対して給付がなされ、被保護者が賃貸人である家主や管理受託会社に対して支払いを行うものであり、代理納付制度とは、被保護者に代わって住宅扶助を、直接、賃貸人である家主や管理受託会社に対して給付を行う制度である。

社会景況の悪化に伴い、社会全体の生活保護世帯数は増加しており、平成 25 年度末時点の市営住宅住居世帯のうち生活保護世帯数は 664 世帯となっている。生活保護世帯は資金的余裕が少ないため、住宅扶助を含む生活保護費が他に流用された場合、回収が困難になり滞納する可能性が高い。

従前は、代理納付制度を利用するためには、被保護者の同意が必要であったが、平成 18 年 3 月 31 日に「生活保護法第 37 条の 2 に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)にかかる留意事項について」が厚生労働省から示され、被保護者の代理納付についての同意及び委任状等は不要となった。国の方針としても代理納付制度への移行が推奨されている。

平成 21 年度から平成 25 年度までの生活保護世帯数、代理納付件数(年間平均)、代理納付金額及び生活保護世帯に占める代理納付件数の割合は次表のとおりである。

図表 5-10-9

(単位:世帯、件、千円、%)

年度	生活保護世帯数	代理納付件数	代理納付金額	割合
平成 21 年度	587	262.3	3,153	44.7
平成 22 年度	627	297.0	3,605	47.4
平成 23 年度	665	327.7	3,987	49.3
平成 24 年度	671	319.4	3,961	47.6
平成 25 年度	664	337.9	4,322	50.9

(出所:建築住宅課提供資料)

下関市における被保護者の収納率は全体の収納率と大差がないため、積極的に代理納付制度への移行を行っていない。その結果、代理納付制度の利用割合は 50%前後で推移している。→意見 10②

### ③ システム処理

市営住宅家賃の管理は、家賃計算システムで行われている。家賃計算データは前年度情報を基礎値とし、各入居者にかかる収入申告情報を更新するとともに、減免申請などの個別情報を修正することで当年度家賃情報を作成する。

家賃算定システムにて算定した家賃情報は FD を用いて情報政策課に伝達され、基幹系システムに取り込まれる。取り込まれた情報の網羅性については、家賃計算システムと基幹系システムの入居者情報の照合により確認している。

## (5) 収入未済額の管理

### ① 収入未済額等の状況

#### a 収入未済額等の推移

平成 21 年度から平成 25 年度までの調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び収納率は次表のとおりである。

図表 5-10-10

(単位:千円、%)

現年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	1,201,442	1,142,106	—	59,336	95.1
平成 22 年度	1,202,857	1,138,587	—	64,270	94.7
平成 23 年度	1,188,973	1,135,479	—	53,494	95.5
平成 24 年度	1,182,196	1,134,070	—	48,126	95.9
平成 25 年度	1,188,329	1,138,164	—	50,165	95.8
過年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	679,999	45,724	—	634,275	6.7
平成 22 年度	693,533	41,499	—	652,034	6.0
平成 23 年度	715,786	39,084	—	676,702	5.5
平成 24 年度	729,541	44,840	—	684,701	6.2
平成 25 年度	732,640	42,630	—	690,010	5.8
合計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	1,881,441	1,187,831	—	693,610	63.1
平成 22 年度	1,896,390	1,180,086	—	716,304	62.2
平成 23 年度	1,904,759	1,174,564	—	730,195	61.7
平成 24 年度	1,911,738	1,178,911	—	732,827	61.7
平成 25 年度	1,920,970	1,180,794	—	740,175	61.5

(出所: 下関市債権管理委員会資料より作成)

※過年度分調定額について、前年度収入未済額(現年度分+過年度分)と合致しないのは、調定変更(訴訟判決により退去した場合に、訴訟の確定日まで遡って調定を削除したもの)による影響及び還付未済額の影響によるものである。

現年度分の収納率は、95%前後と高い水準となっている一方で、過年度分の収納率は6%前後と著しく低い水準になっている。これは、現年度分に関しては、継続して居住しているため、督促や催告による回収手続を行うことが容易である一方、過年度分に関しては、滞納額が増加し入居者からの回収が困難になっていることや、退去者に対する催告手続を行っていないことが原因と考えられる。

## b 収入未済額の発生年度別内訳

平成 25 年度末の収入未済額は 740,154 千円となっており、発生年度別の内訳は次表のとおりである。

図表 5-10-11

(単位: 件、千円)

年度	件数	金額
平成 20 年度以前	35,045	550,353
平成 21 年度	1,798	30,587
平成 22 年度	2,031	37,691
平成 23 年度	2,084	35,202
平成 24 年度	2,247	36,154
平成 25 年度	3,174	50,165
合計	46,379	740,154

(出所: 建築住宅課提供資料)

※平成 25 年度末残高には▲21 千円の修正額が含まれているため、前掲の図表 5-10-10 とは整合していない。

この表から分かるように、発生後 2 年目を経過して収入未済となっている件数はほぼ近似した推移を見せており、2 年目までに回収できない場合はその後も回収が困難な状況になっている。

住宅使用料の時効期間は 5 年であり、平成 20 年度以前の住宅使用料が時効にかかわらず収入未済となっているのは、後述する分納誓約書の受領はできていないものの、口頭での約束による一部支払いによって時効が中断されているためである。また、平成 20 年度以前の収入未済額には既に時効が完成したものも含まれているが、時効の援用がなされない場合は債権の消滅には至らないため、財政の健全化を図り、行政サービスの受益者負担の公平性を確保するため、継続して調定している。

## c 滞納理由

住宅使用料の滞納理由に関しては、下関市では明確な調査は行われていないが、入居者の 77.0% が収入分位 I に位置しており、また、高齢化も進んでいることから経済的に滞納債務を弁済できるほどの資力を有していないことが理由として考えられる。

## d 他の中核市との比較

各中核市における平成 21 年度から平成 24 年度(平成 23 年度除く)までの収納率は次表のとおりである。

なお、次表のデータは住宅使用料区分のうち、住宅(店舗含む)のみを対象としている一方、図表 5-10-10 に掲げる収入未済額の推移は、住宅(店舗含む)以外に駐車場等の使用料が含まれているため、収納率は合致していない。



図表 5-10-12

	平成21年度		平成22年度		平成24年度	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
前橋市	94.0%	1	94.8%	1	95.7%	1
長崎市	93.1%	3	93.7%	2	95.7%	2
函館市	92.3%	6	93.2%	4	94.0%	3
高知市	92.9%	4	93.3%	3	93.6%	4
岡崎市	94.0%	2	92.9%	5	93.1%	5
姫路市	92.4%	5	92.1%	7	91.8%	6
鹿児島市	88.2%	8	89.2%	8	91.6%	7
高崎市	92.1%	7	92.3%	6	91.4%	8
大津市	68.4%	9	66.1%	10	66.1%	11
高松市	72.2%	33	72.2%	34	71.1%	37
盛岡市	70.5%	35	69.7%	35	70.5%	38
柏市	76.7%	25	74.0%	31	69.0%	39
和歌山市	68.3%	36	68.6%	36	65.2%	40
下関市	62.6%	38	61.7%	38	61.1%	41
奈良市	37.0%	39	37.6%	39	38.8%	42

(出所: 建築住宅課提供資料)

住宅(店舗含む)のみの収納率による比較では、下関市の平成 24 年度における収納率は 61.1%と低く、42 中核市の中で 41 位に位置している。これは収納率が高い上位の中核市における過年度分の収納率が 20%超であるのに対し、下関市の過年度分の収納率が6%前後であることが要因と考えられ、今後は過年度分の収納率を高めていくことが必要である。

## ② 収入未済額にかかる回収手続

### a 督促

下関市会計規則第 122 条第1項に従い、基幹系システムにより作成された督促状の発送を納期限後 20 日以内に行っている。

### b 催告

収入未済額にかかる回収手続は、原則的には指定管理者によって行われているが、滞納月数が 12 月以上または滞納額が 30 万円以上の滞納者(法的措置候補者)については、建築住宅課において催告手続を行っている。催告書の送付先は「法的措置候補者一覧」において管理されているが、既退去者については費用面、事務的な煩雑性の観点から対象から除外している。→指摘事項 10③

また、保証人に対する催告等も行われていない。→意見 10④

### c 延滞金

下関市営住宅の設置等に関する条例第 20 条第2項では、「指定納期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年 14.6%(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額

を加算して納付しなければならない。」旨が定められているが、建築住宅課では、訴訟案件となった場合のみ延滞金を徴収しており、他の滞納債権については延滞金を徴収していない。また、延滞金の減免を行うには市長による承認が必要とされているが(同条第6項)、市長による承認は得ていない。→指摘事項 10④

#### d 分割納付

建築住宅課では、滞納月数が12月以上または滞納額が30万円以上の滞納者については法的措置候補者に選定し、少なくとも最低1月分の納付誓約を行わせているが、多くの場合分納誓約は口頭による約束となり、交渉記録にその旨が記録されるのみで、分納誓約書は締結されていない。→指摘事項 10⑤

なお、分割納付の約束は同一の滞納者に対して交渉の都度行われるため、実質的な件数については把握できていない。

#### e 法的措置

地方自治法施行令第 171 条の2に基づく法的措置としては、抵当権の実行や訴訟手続が考えられる。平成 21 年度から平成 25 年度までの訴えの提起件数とそれらの平成 26 年8月までの訴訟結果は次表のとおりである。

図表 5-10-13

(単位:件)

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	計
提起件数		12	18	11	10	14	65
(うち職員代理訴訟)		(2)	(7)	(3)	(2)	0	(14)
訴訟結果	a.勝訴判決件数	9	14	8	8	11	50
	b.和解件数	2	3	3	2	2	12
	c.係争中	0	0	0	0	1	1
	d.提訴後取下件数	1	1	0	0	0	2
退去状況	提起後退去者数	10	14	8	8	6	46
	a.判決後退去者数	3	2	2	2	1	10
	b.和解後任意退去者数	1	0	1	0	0	2
	c.強制執行完了件数	6	12	5	6	5	34
	判決後未退去者数	0	0	0	0	2	2
	執行申立件数	0	0	0	0	5	5

(出所:建築住宅課提供資料)

建築住宅課では、約束不履行もしくは来庁に応じずに支払いがなされない場合は、概ね3月ごとに入金状況を確認し、なお状況改善が見込めない場合は、最終通告予告、最終通知、契約解除予告の手順が踏まれ、契約解除予告通知後1月以内に支払いがなされなければ契約解除手続を行っている。→意見 10③

## f 不納欠損処分

下関市会計規則第41条では、不納欠損処分をすべき事由が生じた場合は、不納欠損処分を行うことができるとされているが、平成14年度以降不納欠損処分をしたことはない。

これは、「(1)③債権の区分と時効」に記載のとおり、住宅使用料は私債権であるため時効の援用がない限り債権は消滅せず、また、債権放棄するには議会の議決が必要で、現在全庁的に不納欠損処分の取扱いについて検討段階にあることが背景にある。

## ③ 指定管理者の利用

下関市では、一般社団法人山口県公営住宅管理協会(以下、「公営住宅管理協会」という。)との間で下関市が設置する公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び高齢者向け公共賃貸住宅並びに共同施設及び併設店舗の管理に関する基本協定を締結している。当該協定は公営住宅法第47条第1項及び下関市営住宅の設置等に関する条例第58条に基づく公営住宅及び公営住宅にかかる共同施設に関し、適正な管理と入居者に対するサービスの向上を図るために締結されたものである。

## a 指定管理業務内容

公営住宅管理協会が実施する管理代行業務は以下のとおりであり、管理業務の一環として債権の回収を行っている。

- ・ 入居者の募集並びに入居及び退去に関する業務
- ・ 入居者の指導及び連絡に関する業務
- ・ 家賃及び駐車場等の使用料の収納に関する業務
- ・ 市営住宅等の維持管理及び修繕に関する業務
- ・ 駐車場管理に関する業務

公営住宅管理協会は市から住宅及び店舗使用料並びに駐車場使用料にかかる納入通知書の提供を受け、入居者に対して配布している。収入した家賃等は、指定金融機関等に振り込み、毎月の収納状況については翌月5日までに市に対して報告をしている。

## b 催告等

公営住宅管理協会は、法的措置候補者以外の家賃滞納者に対して文書による催告を行っており、必要に応じて電話による催告、臨戸訪問により家賃の支払いを促す業務を行っている。

下関市では、住宅使用料について平成21年度から平成25年度までの5年間を1期間と位置づけて指定管理者制度を導入し、現年度分の収納率に対してインセンティブ(基準収納率を超えた率×現年度調定額×10%)を付与していた。また従前、収入未済額を回収していた下関市住宅管理公社の担当者が4名であったものを、指定管理者では40名に増員させ、現年度分の回収に重点を置いて活動を実施してきた。

平成 21 年度から平成 25 年度までのインセンティブ算定基礎となる収納率及び支払われたインセンティブ金額は次表のとおりである。

図表 5-10-14

(単位: %、千円)

年度	インセンティブ		金額
	基準収納率	実績収納率	
平成 21 年度	92.78	95.06	2,739
平成 22 年度	92.78	94.66	2,261
平成 23 年度	85.47	87.97	2,919
平成 24 年度	85.47	88.06	3,007
平成 25 年度	85.47	88.33	3,340

(出所: 建築住宅課提供資料)

基準収納率は年度協定において設定されており、平成 21 年度及び平成 22 年度は平成 20 年 5 月末時点の収納率、平成 23 年度から平成 25 年度は平成 20 年 3 月末時点の収納率を基準収納率として設定している。ただし、平成 26 年度以降は、過年度分の回収に関して「基準収納額を超えた額×30%」のインセンティブを付与することで過年度分の収納率向上を目指している(下関市営住宅等の管理運営に関する年度協定書第 5 条第 2 項)。

なお、平成 22 年度までは、市の出納閉鎖後の確定数値に基づいてインセンティブ計算をしていたため、基準年度(平成 19 年度)の翌 5 月末の数値を用いていた。しかし、この方法では、インセンティブの金額確定が翌年度になってしまうため、平成 23 年度以降は 3 月末の数値に基づいてインセンティブ計算を行う方法を採用している。

## (6) 監査の結果(指摘事項)

### ① 市税滞納の有無の確認について

下関市営住宅の設置等に関する条例第 6 条第 1 項第 3 号では、市営住宅の入居条件として、市町村民税を完納していることを条件としている。しかし、使用許可時には市町村民税の納付状況が確認されているが、入居後は確認されておらず入居条件を満たしているか把握できていない。

毎年の収入申告の際には市民税の納付状況も合わせて確認すべきである。

### ② 保証人要件の確認について

下関市営住宅の設置等に関する条例第 12 条第 1 項では、保証人の資格要件として入居者と同程度以上の収入を条件としている。しかし、当初使用許可時は所得証明書の提出を求めているが、入居後における所得証明書の提出は求められておらず、現在の保証人が条例で定められた資格要件を満たしているか把握できていない。

入居後においても所得証明書の提出を求め、保証人の資格要件を満たしているか確認すべきである。

### ③ 退去者に対する取立てについて

平成 25 年度末現在の収入未済額には、入居中が 1,175 世帯、既退去が 857 世帯含まれている。

建築住宅課では、退去者は居所不明となり所在確認作業など、入居世帯に対する回収手続より手数を要し、費用面において負担が多くなるため、既退去者に対する債権回収業務は実施されていない。

公平性の観点からは、既退去者に対しても、現入居者と同様に債権回収手続を行うべきである。

### ④ 延滞金について

下関市営住宅の設置等に関する条例第 20 条第 2 項では、指定納期限までに支払いがなされない場合は延滞金を請求することを求めており、延滞金を請求しない場合は、市長による承認を求めている(同条例第 20 条第 6 項)。しかし、建築住宅課では、訴訟案件についてのみ延滞金を徴収しているが、その他の滞納債権については請求しておらず、また、請求しないことについて市長による承認は実施されていない。

公平性の観点からは、適切に延滞金を徴収すべきであり、請求しない場合は、適切に市長による承認を受けるべきである。

### ⑤ 分納誓約書の作成について

下関市会計規則第 133 条第 1 項では、債権について地方自治法施行令第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する特約または処分をしようとするときは滞納者から履行延期申請書を提出させることが求められており、下関市債権管理マニュアルでは分割納付を認めた場合は債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められている。しかし、建築住宅課では、分割納付を認めた債務者から分納誓約書を受領していない。

滞納者から誓約書を徴取することで債権の消滅時効の中断事由である民法第 147 条の「承認」となり、また、滞納者に債務額を認識させ定期的な支払いを促すことで収納率の向上にもつながるといえる。したがって、口頭による約束のみではなく、全ての滞納者から改めて誓約書を徴取することが必要である。

## (7) 監査の結果(意見)

### ① 収入未申告者への対応について

収入未申告者に賦課する家賃は近傍同種の住宅の家賃となり、収入申告者の家賃よりも高額になっている。収入未申告となっている要因としては、単身高齢者が増加し、収入申告ができなくなっていることが挙げられるが、そのような居住者は家賃の納付も困難になっていることが考えられる。

そのため、収入未申告者に対しては、収入申告を行うことで家賃が減額されることを周知し、入居者の資力に応じた家賃の算定の実現を図るとともに、下関市内部の組織間においても情報を共有し、利用者の資力に応じた家賃の算定を実現できるよう、改善を図ることが望まれる。

#### ② 代理納付制度について

下関市における代理納付制度の利用率は、50.9%と低い水準にある。その背景としては、生活保護受給者の収納率が住宅使用料全体の収納率と大差がないことから、積極的な代理納付制度への移行が行われていないことにある。

しかし、代理納付制度の利用を推進することにより確実な収納が可能となり、また、国の方針としても移行を促しているため、早期に代理納付制度への移行を進め、収納率のさらなる改善を図る必要があると考える。

#### ③ 法的措置について

下関市営住宅の設置等に関する条例第42条では、家賃を3月以上滞納したときは、その居住する市営住宅の明渡しを請求することができるとしている。したがって、3月以上滞納した入居者に対しては、全て明渡し請求の可否を検討するべきであるが、運用上は滞納期間12月以上または滞納額30万円以上の債務者についてのみ法的措置候補として毎年度選定している。

法的措置には一定の費用が発生するため、滞納金額が少額なものについて実施することは、費用対効果の観点から好ましくないということが現在の運用上の根拠となっているが、その対象範囲は下関市営住宅の設置等に関する条例の規定に従った処置として十分なものとは言い難い。また、早期の明渡し請求は、将来的な滞納を防止する側面もあり、運用基準を見直すことも含めて検討することが望まれる。

#### ④ 保証人に対する履行請求について

下関市では、入居に際して保証人の設定を要請しているが、過去保証人に対して履行請求を行った実績はない。保証人への履行請求が行われないことは、代理弁済の意思を有する者からの回収の機会を逸し、保証人制度の形骸化を招いているといえる。

保証人に対して履行請求通知することは、債務者の履行意識を高めるとともに、保証人から代理弁済を受ける機会も得られるため、滞納が発生した場合には速やかに保証人に対して履行請求を行うことが望ましい。

## 11 土地貸付収入

### (1) 制度概要

#### ① 関係法令等

下関市公有財産取扱規則

#### ② 事業の目的

下関市は、保有している普通財産を住民等に対して貸し付け、その対価として賃貸料を徴収している。このような普通財産の貸付けは各課所室で実施されているが、本稿では、建築住宅課が実施している土地の貸付けを対象とする。

旧下関市は昭和 20 年の下関空襲により約1万戸の建物を焼失して極度の住宅難をきたしたため、同年に閣議決定された「戦災都市応急簡易住宅建設要綱」に基づき、昭和 21 年から国庫補助による庶民向け賃貸住宅である国庫補助庶民住宅が供給されていた。その後、昭和 26 年の「公営住宅法」の制定に伴い、当該住宅の居住住民に対して、木造の国庫補助庶民住宅が土地とともに売却されたものの、一部の地域では、資金面を考慮して建屋のみが売却され、土地は市が引き続き保有しながら居住住民に対して貸し付けるという形がとられている。

#### ③ 債権の区分と時効

当該債権は、土地賃貸借契約により生じる債権であり、対等な立場での契約によって生じるものであることから、私債権である。下関市債権管理マニュアルにおいても土地貸付収入は私債権として取り扱われている。

したがって、公債権のような強制徴収制度はなく、民法上の時効5年(民法第 169 条)が適用され、債権の消滅には時効の援用が必要である。

### (2) 債権管理部署

当該債権の管理部署は、建設部建築住宅課であり、平成 26 年3月末現在の人員数は正職員 54 名、嘱託職員1名である。

建築住宅課の構成は住宅使用料の項(2)に記載のとおりであり、土地貸付料にかかる納付書の作成、送付、督促、分割納付などの回収業務は、住宅管理係の2名が担当している。なお、債権回収専任職員は配置されていない。→意見 11①

また、建築住宅課における債権管理業務は、住宅使用料と同様、業務フロー図や下関市債権管理マニュアルによっている。

### (3) 土地貸付料の決定

#### ① 土地貸付料の算定

普通財産を貸し付ける場合に徴すべき貸付料は、下関市公有財産取扱規則第 29 条に

において定められており、普通財産の価格に4/100 を乗じて得た額が土地貸付料の年額（基準貸付料）となる。なお、下関市では、普通財産の価格として、固定資産税評価額を用いているため、3年ごとに貸付料が更新される。更新に当たっては、改定による変動額が変更前基準貸付料の3%を上限（または下限）となるように調整が行われている（漸増措置：普通財産貸付料算定基準3(1)(2)）。→指摘事項 11①

## ② 貸付状況

平成 25 年度中における土地の貸付状況は次表のとおりである。

図表 5-11-1

(単位:件、㎡、千円)

区分	件数	貸付面積	貸付料 (管理費含む)
一般団地	239	19,399	26,424
店舗等	26	3,223	7,324

(出所:建築住宅課提供資料)

建築住宅課が貸付けを行っている土地は、戦災復興の際に建設された国庫補助庶民住宅の土地であり、近年では新たな普通財産の土地貸付は行われていない。

## ③ 連帯保証人の設定

普通財産を貸し付ける場合は、原則として連帯保証人を設定することが必要である(下関市公有財産取扱規則第 32 条第1項)。当該保証人は、引き続き1年以上下関市に住居を有する者であり、かつ、管財課長が市長の承認を得て定める額以上の固定資産税または市県民税を納付する者である必要がある(下関市公有財産取扱規則第 32 条第2項)。

建築住宅課では、連帯保証人が当該要件を満たしていることを確認するため、当初契約時に、連帯保証人に対して印鑑登録証明書及び納税証明書の提出を求めている。しかし、3年ごとに行われる契約更新の際には印鑑登録証明書の提出のみを求めており、納税申告書の提出は求めている。→指摘事項 11②

平成 25 年度末残高に占める連帯保証人の設定割合は次表のとおりである。

図表 5-11-2

(単位:件、千円、%)

区分	調定件数	収入未済額	金額割合
連帯保証人設定	1,481	26,003	42.7
連帯保証人未設定	1,000	34,928	57.3
平成 25 年度残高	2,481	60,932	100.0

(出所:建築住宅課提供資料)

下関市公有財産取扱規則第 32 条第1項ただし書では、市長が特に必要がないと認められた場合は、連帯保証人を設定する必要がない旨が定められており、平成 25 年度末収入



未済額の約 57%が連帯保証人未設定となっている。

#### (4) 収納事務

##### ① 概要

土地貸付料の納期限は、原則として、上期分(9月末納期限)、下期分(3月末納期限)の2期に分かれており、4月に納付書を送付している。ただし、借受人の資力を考慮し、支払回数を2回以上とすることもでき、平成 25 年度では全調定件数 598 件(33,792 千円)のうち、19 件(2,401 千円)が分割支払いを選択している。

##### ② 納付方法

納付方法は全て納付書による納付となっている。→意見11②

##### ③ システム処理

「(3)①土地貸付料の算定」に記載のとおり、土地貸付料は、固定資産税評価額を基礎に算定されているため、3年ごとに実施される固定資産税評価額の改定に伴い土地貸付料も改定される。建築住宅課では計算式が組み込まれた表計算ソフトを用いて土地貸付料を算定しており、当該表計算ソフトに借受人氏名、住所などの情報を入力し、管理台帳として利用している。

納付書は、当該表計算ソフトの計算結果を財務会計システムに入力した結果、出力されるものを利用している。入金された場合、金融機関から出納室に入金情報が通知され、出納室は金融機関から受領した領収書(控)に記載されているバーコードを読み取り、財務会計システムに取り込むことで債権の消し込みを行っている。

財務会計システム上は過年度の収入未済状況を個別に把握することができないため、建築住宅課では出納室から回付された領収書(控)の情報を表計算ソフトに入力することで、個別の債権管理を行っている。

監査人は上記の管理状況を確認するため、表計算ソフトから一部サンプルを抽出し、再計算の実施及び関連証票との照合を実施した結果、検出された事項はなかった。

#### (5) 収入未済額の管理

##### ① 収入未済額等の状況

###### a 収入未済額等の推移

平成 21 年度から平成 25 年度までの調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び収納率は次表のとおりである。

図表 5-11-3

(単位:千円、%)

現年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	39,116	31,621	—	7,495	80.8
平成 22 年度	37,836	29,695	—	8,140	78.5
平成 23 年度	36,561	29,671	—	6,889	81.2
平成 24 年度	35,536	29,207	—	6,329	82.2
平成 25 年度	33,792	27,447	—	6,345	81.2
過年度分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	48,121	3,988	—	44,132	8.3
平成 22 年度	51,628	6,173	—	45,455	12.0
平成 23 年度	53,595	5,149	—	48,446	9.6
平成 24 年度	55,336	3,376	—	51,960	6.1
平成 25 年度	58,299	3,712	—	54,587	6.4
合計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 21 年度	87,237	35,609	—	51,628	40.8
平成 22 年度	89,464	35,868	—	53,595	40.1
平成 23 年度	90,157	34,820	—	55,336	38.6
平成 24 年度	90,872	32,583	—	58,289	35.9
平成 25 年度	92,091	31,159	—	60,932	33.8

(出所: 下関市債権管理委員会資料より作成)

現年度分の収納率は 80%前後と高い水準となっている一方で、過年度分の収納率は6%前後と著しく低い水準となっている。これは、現年度分については、現在も居住しており納付書の送付が可能であることが要因として考えられる一方で、過年度分については、転居等により居所不明となり、納付書が届かなくなる場合や、催告を行っていないことにより借受人の納付意識が薄れること等が要因として考えられる。なお、建築住宅課では、土地貸付料の収納率に関して、目標値の設定は行っていない。

#### b 収入未済額の発生年度別内訳

平成 25 年度末の収入未済額は 60,932 千円となっており、発生年度別の内訳は次表のとおりである。

図表 5-11-4

(単位: 件、千円)

年度	件数	金額
平成 20 年度以前	1,620	37,940
平成 21 年度	252	4,066
平成 22 年度	143	4,623
平成 23 年度	131	3,927
平成 24 年度	125	4,028
平成 25 年度	210	6,345
合計	2,481	60,932

(出所: 建築住宅課提供資料)

この表から分かるように、平成 20 年度以前に発生した収入未済額が全体の約 62% を占め、発生後2年以降はほぼ同額の水準となっており、発生後2年以内に回収ができない債権については、その後も回収が困難になっている。

土地貸付料の時効期間は5年であり、建築住宅課では分納誓約書の締結等による時効の中断がなされていないため、平成 20 年度以前の収入未済額については時効が完成しているものが含まれている。→意見 11③

#### c 滞納理由

土地貸付料の滞納理由について、下関市では明確な調査は行われていない。建築住宅課では督促状が下関市会計規則第 122 条第1項で定められた期間内に発送されておらず、また、文書や臨戸訪問、電話等による催告もなされていない。

→指摘事項 11③、→指摘事項 11④

#### d 他の中核市との比較

他の中核市で、今回の監査の対象としている土地貸付料と同様の貸付けを、市営住宅を運営している部署が行っている事例はない。

### ② 収入未済額にかかる回収手続

#### a 督促

下関市会計規則第 122 条第1項では、「課長は、債務者が納入の通知により指定された納期限までに債務を履行しないときは、当該債務の納期限後 20 日以内にその発行の日から起算して 10 日を経過した日を指定期限として、文書により当該債務者に督促をしなければならない。」と定められているが、土地貸付料は個別の債権情報が基幹系システム上では把握できず、手作業での対応となるため、上記の期限内での発送ができず、納期限到来後約2月から3月後の発送となっている。→指摘事項 11③

また、連帯保証人に対する督促も早期に債権回収を図る手続として有効であるが、建築住宅課では実施されていない。→意見 11③

## b 催告

下関市債権管理マニュアルでは、督促状を送付した後、納期限までに納付されない場合には、文書、臨戸訪問、電話等による催告を行い、納付を促すことを定めている。また、早期に回収する手段として、連帯保証人に催告することが有効であると記載されている。しかし、建築住宅課では、文書、臨戸訪問、電話等による催告はなされておらず、連帯保証人に対する催告もなされていない。→指摘事項 11④、→意見 11③

## c 遅延利息

下関市公有財産取扱規則第 30 条第1項では、「納付期日までに貸付料を納付しないときは、当該貸付料に、当該納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.5%の割合を乗じて計算した金額を遅延利息として納付させるものとする。」と定められており、また、遅延利息を減免するには市長による承認を要する(同条第2項)とされている。

しかし、建築住宅課では遅延利息の請求は行っておらず、市長による減免の承認もなされていない。→指摘事項 11⑤

## d 分割納付

下関市では、一括納付できない債務者に対しては分割納付を認める場合があり、分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴することが求められている。

しかし、建築住宅課では、分割による収入未済額の徴収を行っているが、分割納付誓約書は徴取していない。→指摘事項 11⑥

## e 法的措置

地方自治法施行令第 171 条の2による法的措置としては抵当権の実行や訴訟手続が考えられるが、建築住宅課では、土地貸付料に関して過去にそのような法的手続を実施したことはない。→指摘事項 11⑦

## f 不納欠損処分

下関市会計規則第 41 条では、不納欠損処分をすべき事由が生じた場合は、不納欠損処分を行うことができるとされているが、建築住宅課では現在までに不納欠損処分をしたことはない。

これは、「(1)③債権の区分と時効」に記載のとおり、土地貸付収入は私債権であるため時効の援用がない限り債権は消滅せず、また、債権放棄を行うには議会の議決が必要で、現在全庁的に不納欠損処分の取扱いについて検討段階にあることが背景にある。

## (6) 監査の結果(指摘事項)

## ① 賃貸契約書の管理について

建築住宅課では、借受人と土地賃貸借契約を締結しており、3年ごとの契約更新に際しては一部変更契約を締結している。しかし、第三者への転貸の禁止、第三者への権利譲渡、遅延金等の具体的な項目内容が記載された原契約書については、一部が所在不明であり、現物を確認することができない状況である。

下関市文書取扱規程第40条第1項第1号では、文書の保存年限及び保存種類が定められており、重要な契約書は永年保存すると定められている。同規程に則り、文書の保存年限及び保存種類の洗い出し作業を行い、原契約書を含む関連文書は保存期間に沿って適切に管理すべきである。

## ② 契約更新時における連帯保証人要件の確認について

下関市公有財産取扱規則第32条第2項第2号では、連帯保証人の資格要件として一定額以上の固定資産税または市県民税の納付を要件としている。しかし、契約更新時においては、印鑑登録証明書の提出のみを求めており、納税証明書の提出を求めていないため、現在の連帯保証人が下関市公有財産取扱規則で定められている連帯保証人の要件を満たしているかどうか不明である。契約更新時においても固定資産税または市県民税の納付状況を確認し、連帯保証人の要件を満たしているか確認すべきである。

## ③ 督促手続の発行期限について

下関市会計規則第122条第1項では、納期限後20日以内に督促状の発行を定めているが、建築住宅課における送付は2月から3月後の送付となっており、期限内の送付ができていない。同規則に従って期限内に督促状を発行すべきである。

## ④ 催告手続について

下関市債権管理マニュアルでは、督促状を送付し、納期限までに納付がなされない場合には、随時催告を行うことで納付を促すことが定められているが、建築住宅課では実施されていない。債権の早期回収、滞納債権の発生を防止し収納率を高めるためにも、催告を適宜実施すべきである。

## ⑤ 遅延利息について

下関市公有財産取扱規則第30条第1項では、納付期日までに貸付料を納付しないときは、遅延利息の請求を定めており、同条第2項では、遅延利息を減免する場合は、市長による承認を求めている。しかし、建築住宅課では、遅延利息の徴収及び減免に伴う市長の承認は実施されていない。

公平性の観点からも適切に遅延利息を徴収すべきであり、減免する場合には、市長による承認を受けるべきである。

⑥ 分納誓約について

下関市債権管理マニュアルでは、債務者と協議を行い、分割納付を認めた場合は、分納誓約書を徴することが求められているが、建築住宅課では、分割納付を認めた債務者から分納誓約書を徴取していない。

分納誓約の徴取は、債務者に確認時点の債務額を承認させる効果を持ち、将来に亘って計画的に債権を徴取していく上でも重要であるため、適切に徴取すべきである。

⑦ 法的措置について

地方自治法施行令第171条の2においては、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、法的措置をとらなければならないとされているが、建築住宅課では、過年度において土地貸付料に対する法的措置は行われていない。相当の期間が経過しても履行されずに滞納している債権については速やかに法的手続を実施すべきである。

(7) 監査の結果(意見)

① 債権管理体制について

「(2)債権管理部署」に記載のとおり、当該債権の管理は2名で実施しており、債権管理も表計算ソフトによるものとなっている。このような状況が、上記で指摘したように、督促が期限内に行われず、催告も実施されていない一つの要因になっていると考えられる。例えば、回収業務を行う嘱託職員を採用することや債権管理システムの導入などを検討し、債権管理業務が適切に行われるようにすることが望ましい。

② 口座振替について

土地貸付収入の納付方法は、現在納付書による納付のみとなっているが、口座振替納付制度を導入することにより、納付書の作成や発送にかかる事務作業を軽減することが可能となる。また、納付者が平日に金融機関の窓口に出向く手数を省き、収納率の改善につながることも考えられるため、口座振替制度の導入を検討することが望ましい。

③ 連帯保証人に対する督促及び催告について

土地の貸付けに際しては連帯保証人の設定を原則として義務付けており、連帯保証人に対して督促及び催告を行うことは、収入未済額の回収機会を増やすことにつながる。したがって、債務者に対して督促や催告を行ってもなお履行がなされない場合には、連帯保証人に対して督促及び催告を行い、収入未済額の回収を図ることが望ましい。

## VI 総括

### 1 監査の結果(意見)

本章では、監査の対象とした11債権について、監査人が質問や関係書類の閲覧等を行った過程で検出された共通の問題点及びこれらに対する意見を述べる。

今回の監査対象11債権の管理部署については、財政部納税課及び福祉部保険年金課を除き、債権回収のための専門部署は設置されておらず、それぞれの管理部署の職員が兼任で債権回収業務に従事している。一方で、下関市における平成26年4月1日現在の病院にかかる職員を除いた一般職の職員数は2,696名であり、5年前の平成21年4月1日と比較すると59名減少している。債権回収業務は、滞納していない債務者に対する事務負担は少なく済むのに対し、いったん滞納が発生すると事務負担が非常に大きくなる。また、滞納期間が長期に亘ると回収が一層困難になる傾向がある。

したがって、債権回収に当たっての重要なポイントは、①債権の滞納を発生させないこと、②効果的・効率的に債権回収業務に当たること、である。このような観点からの債権全体に対する監査人の意見は以下のとおりである。

#### (1) 共通事項

##### ① 個別の債権に対応した管理マニュアルの策定(全般)

現在、債権管理業務に関しては、下関市債権管理マニュアルをベースに各管理部署が独自で個別マニュアルを作成している部署(例えば、納税課では下関市滞納整理事務マニュアルを作成)もあれば、下関市債権管理マニュアルをそのまま利用している部署など様々である。しかし、下関市債権管理マニュアルは100ページを超えるものであり、また公債権と私債権の両方をカバーしているため、各管理部署の実際の業務に直接関連しない内容も多い。したがって、下関市債権管理マニュアルの活用方法として推奨されているように、それぞれの債権の特性に応じて簡素化やカスタマイズ化したマニュアルを策定、改編することが有用であると考えられる。当該マニュアルには、必要最低限の項目と過去に発生した法的问题点や対処方法などを適宜追加記載しつつ、各管理部署内でのノウハウを共有していくことが望まれる。

#### (2) 新規滞納の発生抑制について

##### ① 納付方法の多様化による納付機会の拡大

今回監査対象とした債権の納付方法は、納付書あるいは口座振替による納付がほとんどである。一般に口座振替は納付書による納付よりも収納率が高い傾向にあり、その傾向は下関市においても同様である。したがって、口座振替による納付を一層推進することは非常に重要である。

また、現在下関市では納付書による納付が上下水道料金を除いて金融機関等での納

付に限られており、コンビニエンスストアでは納付できないが、新規の滞納者の発生を抑制するために、納付者の利便性を高めるコンビニエンスストアでの納付書による納付を検討することは有用であると考え。さらに、他の市町村等ではクレジットカード払いやモバイルレジでの納入サービスを開始しているところもある。

これらのような新たな納付方法の導入には、システム開発や手数料負担が発生するといった課題もあるが、納付方法が多様化することで、納付者の納付機会が拡大し、新規滞納者の発生を減少させる効果が期待できるため、上下水道料金の収納率の変化や他市町村での実績を踏まえて新たな納付方法の導入を検討されたい。

### (3) 効果的・効率的な債権回収について

#### ① 債権管理条例の早期制定

「下関市財政健全化プロジェクト（I期計画）」では、未収金の回収と滞納発生防止のための取組みとして、債権管理条例の制定について検討することが掲げられている。また、他市では債権管理条例を既に制定しているところもあり、その主たる目的の一つは「債権放棄の要件」を定めることにある。

「IV2(3)⑦債権放棄(私債権)」に記載のとおり、現在の法令等の下では、債権放棄を行うには議会の議決を要するが(地方自治法第96条第1項第10号)、下関市では、議会の議決による債権放棄の実績がなく、その要因の一つとして、債権放棄を行うための明確な基準が定められていないことが考えられる。今回の監査を実施した中で、滞納債権の回収努力をしてきたが、債務者の資力がないために回収が極めて困難と思われる債権等も現実には存在していることが分かった。これらについては、公平性の観点から引き続き回収努力を行う必要はある。

しかし、それでもなお回収が見込めない債権や回収コストが債権の額を上回るような債権を管理し続けることについては、下関市の財政負担も考慮し、債権管理をいつまで継続するのかを検討した上で、限られた人員の中でいかにして効果的・効率的に債権回収に注力できるかを検討する必要がある。

そのためにも、各管理部署で管理しているそれぞれの債権の性質を見極め、議会の理解を得た上で、債権放棄の要件や滞納債権の状況の公表及び徴収計画の策定などを定めた債権管理条例を制定することは、滞納債権の管理部署にとっても拠り所となり、事務の円滑な執行に資するものと考えられ、また、同時に住民への説明責任も果たすことができるものといえる。地方自治法が債権管理に関して厳格な規定を定めているのは、適切な債権管理を行うことが目的であり、下関市においても既に債権管理マニュアルを策定してそれに沿った事務を進めているところではあるが、そのさらなる実効性を確保し、住民への説明責任を果たすためにも、債権管理条例を制定して市全体として債権管理への取組みを明確にすることについて検討されたい。



## ② 債権回収体制の整備

前述のように、今回の監査対象 11 債権の管理部署は、納税課及び保険年金課を除き、債権回収のための専門部署が設置されておらず、それぞれの部署の職員が兼任で従事している。現在、下関市では債権回収指導室を設置して全般的な債権の管理及び税以外の債権の回収にかかる指導、助言及び研修等を実施している。しかし、債権回収管理業務は、共通する事務手続はあるものの債権の種類によって適用される根拠法令等も異なるため、職員は一定の専門性が求められるが、必ずしも全ての債権回収担当職員が十分な専門知識を有しているとは限らない。そのため、以下のような取組みを行うことで、滞納債権回収の促進に資することは有用であると考ええる。

### a 納税課徴収担当職員の知識、経験等の共有

納税課徴収担当職員は、債権管理・回収に関する知識や経験が他部署の職員と比較して豊富にある。したがって、納税課徴収担当職員の知識、経験等を他部署においても有効に活用するために、計画的に納税課徴収担当職員を他部署の債権管理部署（担当）に配置することや、逆に他部署の職員を一定期間納税課徴収担当職員として配置することが考えられる。人事異動は職員の適性や経験その他の能力等を鑑みて行うべきであるが、納税課徴収担当職員の知識、経験等を全庁的に共有することを意図した人事異動のあり方を検討することは、市全体での収納率アップの観点から望ましいと考ええる。

### b 債権回収指導室の業務拡充等

下関市では債権回収指導室を設置し、債権の回収にかかる指導、助言及び研修等を実施しているが、当該組織の事務分掌を拡充し一定の基準に該当する債権を債権回収指導室に移管し、債権回収業務にも関わられるようにすることが望ましく、業務内容によっては、新たに回収業務専門部署を設置することも有用であると考ええる。

具体的には、督促や催告等の手続は債権所管部署が実施し、一定の回収努力をしたにもかかわらず、当該部署ではさらなる回収が困難である等の要件を満たした非強制徴収公債権や私債権を債権回収指導室に移管し、支払督促等の法的手続を専門的に行うようにすることが考えられる。これにより、専門性の高い法的手続を効果的に実施することができるようになるとともに、各管理部署においても回収が困難な債権を移管することで実効性のある債権回収業務に注力できるようになると考える。

## ③ 民間の債権回収業者の活用

今回の監査対象 11 債権のうち、回収業務について外部業者を活用しているのは指定管理者制度を導入している建築住宅課の住宅使用料のみであった。また、コールセンターについては納税課が納税案内のために利用しているのみであった（なお、平成 26 年 10 月からは保険年金課の国民健康保険料の納付案内でもコールセンターを利用している。）。

職員数が減少している下関市においては、債権金額に比して債権回収業務に従事で

きている職員数が十分であるとはいえず、また必ずしも職員の能力が債権回収業務に十分に活用されているとは言えないと考える。そのため、個人情報保護や費用対効果を勘案した上で、一定のノウハウを有した民間の債権回収業者を活用することも有用であると考える。

例えば、督促状や催告状の封入、発送といった比較的簡易な業務を民間委託することで、専門性の高い分野に職員が専念できる、あるいは建築住宅課のように債権回収業務自体を民間委託するなど、滞納債権額の多寡や部署の人員規模などに応じて、適切と判断される業務の民間委託を検討することは有用であると考え。なお、債権情報には、重要な個人情報が含まれるため、他の自治体での個人情報保護に対する取組みも参考にして委託の検討を行う必要がある。

以上